

衆議院 第百八十九回国会

地方創生に関する特別委員会議録

第七号

二二六

せんが、そういう言葉で、まさしくおっしゃると
おりなんだらうな、そういう思いで「さよまし
た。

か。難しヽ質問かもしませんが、どうぞよろしく

す

では、その希望とは何かといえば、例えば出生率の場合は、希望出生率、つまり、どのぐらいの方が全体の中で御結婚を希望されているのか、その中で何人子供が欲しいんですかという希望、これを計算すると希望出生率が出る。今現在一・八

○平副大臣 難しい質問だと思いますが、まずは一・八というのは、これは目標ではあります。結婚したい、もしくは、子供を何人持ちたい。という希望が実現をすれば、そういう環境を整えれば達成ができるのではないかという一つの想定になります。

する。これはまことにそのとおりで、それはそれで大変結構なことではあるんですけれども、では、一体、その希望自体、希望出生率ですよね。単に、希望されている方が何人いらっしゃるんですかというところがベースになっている。この希望というのは、果たして押しつけになるのかしらというところは、私は、ちょっと微妙な線であるような気がするんですね。

これは何も出生率だけではなくて、昨日も本委

標値を設けて国民に強制するかのことで誤解をしてしまいます。産めよ、ふやせよというようなことは、我が国、現代のこの状況の中で、そんなことは全く考えていないわけであつて、言い方は気をつけなければいけないんだというふうに思つております。

一方で、やはり、現実を直視しなければいけないし、人口というのは手を打つてすぐに変わるわけではないので、人口推計というのはかなり将来

核、拠点の都市をつくるなければいけない、整備をしなければいけない、促進をしなければいけない、あるいは、全国津々浦々全部インフラを整備していくというのは難しいという議論の中では、当然、我が村を捨てるのかというような議論があつて、いや、そういうことでは決してないわけでありまして、そういうことにはなつてはならないわけですが、そこに何かギャップを私は感じるのですよね。

ンパクトというものをしっかりと把握する必要があるんだといふに思います。

ですから、今後の政策立案に当たっても、やはり数値ベースで定量的な評価をしながら政策を進めていくというのは極めて重要なものですから、これは言い方は難いんですが、押しつけではありませんが、仮置きで数値を置いて、その数値を実現するためにはどうしたらいいのか、何がボトルネックになつているのかをしっかりと的確に判断

するに、今後地方が、人口ビジョンなり、地方版の総合戦略を策定するに当たって、この境目といふのは、ある種、まだ国家としては示していない。つまり、押しつけになるのかならないのか、あるいは、国民の権利と国家の存続、地方の存続というこのバランスですよね。ここのがイドラインというか、こういうのをある種お示しされるごとも一つ意味がないわけではないだらうなと思って、この質問を選ばせていただきましたけれども、この問題についてはいかがでございましたよう

やつて いきますし、地方自治体においてもそういう検討をしていただきたいということだと思います。す。

○大野委員 ありがとうございました。

このビジョンの中でも大変すばらしい言葉を選んでいらっしゃるんだろうなということは十分わかりますし、大誤解を生むような表現になつては元も子もない、こういう状態だと思います。そういうふた意味で、副大臣がおっしゃられたことと、いうのはまさにそのとおりではあると思つていま

卷之三

いすれにせよ、例えば、県の中で、あるいは市の中で、なるべくコンパクト化したいので、この辺に住んでいただくようには政策誘導を何らかの形でしましようなどということになつたら、それは、では果たして、周辺の、もつともと田舎の人たちは、それはどういうことなんだ、それは移れといふことか、それは押しつけじやないのかといふことになりかねないというこの事態。

つまり、行政として、あるいは政治として、あるいは政策を立案する側としては決してそんなことを思つていいにもかわらず、そんな議論になつてしまふというところが、非常に問題が複雑な感じがしておりますと、御担当されている大臣も副大臣も、この点については物すごく慎重にならざるを得ない。それが逆に、大胆な政策を打てないということにつながつてしまふんじやないかというのが私の懸念でもござります。

バランスをとつて、ぜひとも誤解を生まないよう、そして大胆な政策を生めるようについて、この両方を追求できるようなことができればと思つておりますので、一問ぐらいとおっしゃつたので、大臣、もし何かこの点について御所見がありましたら、お願いします。

○石破国務大臣　これは、ぜひ当委員会でいろいろな御議論をいただきたいと思うのですが、それはコンパクトシティについての考え方だと思います。

つまり、人口はどんどん減つています。かつて人口があふえたときに、町は物すごく伸びました。田んぼを潰して住宅街になりました。下水道を引き、道路をつくりました。ところが、どんどん人

す。 いずれにせよ、例えば、県の中で、あるいは市の中でも、なるべくコンパクト化したいので、この辺に住んでいただくよつに政策誘導を何らかの形でしましよう、ということになつたら、それは、では異たして、周辺の、もつともと田舎の人たちは、それはどういうことなんだ、それは移れといふことか、それは押しつけじやないのかといふことになりかねないというこの事態。

つまり、行政として、あるいは政治として、あるいは政策を立案する側としては決してそんなことを思つていかないにもかかわらず、そんな議論になつてしまつていうところが、非常に問題が複雑な感じがしておりますと、御担当されている大臣も副大臣も、この点については物すごく慎重にならざるを得ない。それが逆に、大胆な政策を打てないということにつながつてしまふんじやないかというのが私の懸念でもござります。

バランスをとつて、ぜひとも誤解を生まないよう、そして大胆な政策を生めるようになつて、この両方を追求できるようなことができればと思つておりますので、一問ぐらいとおっしゃつたので、大臣、もし何かこの点について御所見がありましたら、お願いします。

○石破国務大臣 これは、ぜひ当委員会でいろいろな御議論をいただきたいと思うのですが、それはコンパクトシティーについての考え方だと思いま

そういふ一派のことはなりますが、どうせあんた、そ

この財政そのものがサステナブルではなくなるということに相なります。

ですから、そこへ住むなとか、そんなことを由し上げるつもりはありませんが、そこで、中心市街地の部分をもう一度活性化させて、そこに不ツワーカを張つて、そこへ来れば高齢の方も歩いていろいろな用が済みますねというようなそ

ういうようなコンパクトシティーはつくつていかなければいかぬのだろうと思つております。伸び切つたところに住んでおられる方々に、道路は荒れるがまま、下水道は放置する、そんなことを言うつもりはありませんが、そこにミニマム的なものは維持しつつも、その市全体のサステナビリティーというものは考えていかざるを得ないだろう。それを全体に、市長さんの選挙なりなんなり、あるいは市議会の議論の中で、こういうふうに考えるんだということをおっしゃつて、住

民の広い理解を求めるというのは大事なことだと思っております。

今までと同じようにできればいいのだが、そうではないということを所与のものとしながら、五年先、十年先、十五年先にどういう市をつくるかというのには、まさしく官学金労言、皆さんのが加をして、共通のコンセンサスをなるべくつくりながらやっていくというのが今回の考え方だと思っております。

○大野委員　ありがとうございました。突然で恐

縮でございました。
今大臣がおっしゃられた、住民の希望と申しますか、意識というかコンセンサスというか、こういうところというのは、実は、地方にとつても、政策立案上非常に重要なことになるんだと思いま
す。

ちょっと質問の角度を変えて申し上げたいんですけれども、今申し上げた住民の希望を、地方自治体、地公体が把握していくことは、実は、何よりもまず一番最初に取り組まなければいけない課題なのではないかと私は思っているんです。

先般も、地方創生交付金の中で、戦略立案のために幾らかぱんと出されましたけれども、まずは、できればそういうところにそれを使つたらどうなのかな、ほかのものでもいいですけれども、というのが私の思いなんですね。要するに、「一体、何を住民は希望しているのか」というのさえ、いまいち把握が、ちゃんと統計的に出せない状態で物事を進めていくといふことはちょっと難しいんじやないかなと思うんです。希望だけじゃなくて、見える化といふのは非常に重要であつて、これをもつともっと進めないと困ると思うんですね。

いずれにせよ、住民の希望という観点では、やはり調査ということをしないといけない。これは、ある種、国がしてもらいたいんですが、やはり地方政府がこの戦略を打つものでありますから、地方ごとに聞きたいことというのも当然変わってくるんだと思うんですね。

なので、その調査、そういうしたものにまじめにちゃんと取り組んでいこうよ、やろうよといふ、自治体があつたら、それはどんな形、財政的なのか、人的なのか、情報的なのかわかりませんが、そういう形でサポートするというのは非常に重要なかと思うんですけども、いかがでございましょうか。

○平副大臣 今御指摘いただいた住民の意識調査は極めて重要だというふうに思つております。

地方創生の政策をやる際は、まず何が問題なのかといふのにしつかりフォーカスを当ててもらわなければいけませんし、そういう政策を打つて、それが持続的にきていくことが重要だと思います。

基本的には、この後議論になるかもしませんが、RESASでビッグデータを提供しますので、そういう数値に基づいた例えればKPIの設定、その後のPDCAを回すということも重要ですし、あわせて、住民が何を考えているのか、例えれば、自分たちの希望を実現するために何がボトルネックになつているのかといった住民の意識調査は極めて重要だというふうに思つておりますの

記録第七号 平成二十七年五月二十日
で、ぜひ自治体はその地域に合った調査をしていただきたいと思っております。

ただ、私がイメージしたのは、より連携を促進
います。

現段階で、その共同提案枠ということは今想定をしておりません。大臣も言及をされましたか、

できればそういうところにそれを使つたらどうな
のかな、ほかのものでもいいですけれども、とい
うのが私の思いなんですね。要するに、一体、何
を住民は希望しているのかというのさえ、いまい
ち把握が、ちゃんと統計的に出せない状態で物事
を進めていくということはちょっと難しいんじや
ないかなと思うんです。希望だけじゃなくて、見
える化というのは非常に重要であつて、これを
もつともっと進めないといけないと思うんです。
いずれにせよ、住民の希望という観点では、や

大野委員のお尋ねは、そういったところを財政的に応援すべきじゃないかという御指摘だと思いますが、先般の交付金で基礎交付金を既に出してあります。都道府県については一団体当たり二千円、市町村については一千円、措置をしているところでございまして、どういった地方版総合戦略また人々ビジョンをつくるかというのはそれぞの創意工夫が必要でありますので、ぜひこういう交付金を使っていただきたい、必要な調査、またその地域に合った調査を進めていただきたい、

そのは、具体的な連携の形というのもしつかりとしたものが出てくるでしようし、また今の枠組みだと、単独の地公体が提案をする、連携しますよという名目のものに提案をするという形になつたためには、連携して、共同して提案していくだく枠、共同して提案をしていただかないと受け付けない枠、これは地公体の連携でもいいですし、官民の連携でも結構ですし、そういうことをすることによってより進むわけじゃないかなと思ふんですよ。

地方版総合戦略をつくりしていく中で、産官学金労
言がみんなで議論をしてつくりていく、そこに民間もいるという中で地方版総合戦略をつくりてい
くわけですから、そこにいる民間の役割は、自治体から上がってくる計画に対し溶け込んでい
る、そこで我々はしっかりとその連携を評価するということを考えておりますが、まさに新
型交付金を今議論中でありますので、大野委員の提案も受けて、少し議論させていただきたいと思
います。

はり調査ということをしないといけない、これは、ある種、国がしてもいいんですが、やはり地方がこの戦略を打つものでありますから、地方ごとに聞きたいことなどいうのも当然変わってくるんだと思うんですね。

なので、その調査、そういうたるものにまじめにちゃんと取り組んでいこうよ、やろうよという自治体があつたら、それはどんな形、財政的なのか、人的なのか、情報的なのかわかりませんが、そういう形でサポートするというのは非常に重要なことかと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○大野委員 ありがとうございます。
確かに私自身も、できればその交付金を使って
いただいて調査をしてほしいなと思つたりするん
ですけれども、必ずしも、見える化を先にすると
いうか、自治体によつては、見える化をそれほど
重視していないところもあるんですね。そうし
たら、これも、ではそれをまずするというのも難
しいのがもしませんが、なるべく促すような形
でお取り組みを賜れればな、そんな思いでござい
ます。

いもなくなりますよ。
そういうた官民連携という中で、例えば民間が主体となつて市に共同で働きかける、そういう枠の主体となってやれるという枠もできなくもないような気がする、ちょっと範囲が拡大されていいような気がするんですけれども、改めて、こうした枠というのは、お考え、いかがでございましょう。

○大臣委員 ありがとうございます。せひよろしくお願いしたいと思います。

「このままでは、単独提案だと、そこに競争原理というものが内在されているわけでありますし、他市町にぬきんでて勝つぞということだと思うんですね。けれども、もちろん、そうじやなくて、連携だよ。ということをうたつてあるわけでありますので。いずれにせよ、ぜひいい制度ができますようにお願いを申し上げたいと思います。

ちょっと時間になりましたので、最後に移りました。いとりますが、いわゆるRESAS、先ほども大臣にお触れいただきました。

○平副大臣 今御指摘いたいたいは、住民の意識調査は極めて重要だというふうに思つております。

れども、こちらは地方創生の交付金についてでござります。上乗せ分、それから新型の部分、両方

向上する”ことが極めて重要、関心事項であります。

先般、地元に帰つて、結構やる気のある、もともとまちづくりで熱心にやられた方が市議会議員

地方創生の政策をやる際は、まず何が問題なのかというのにしつかりフォーカスを当ててもらわなければいけませんし、そういうふた政策を打つて、それが持続的にきいていくことが重要だと思います。

先般、実は予算委員会の分科会でも多少質問させていたただいたんですが、連携というのが非常に重要だと私も思つていまして、そのときには、連携を促進するような使い方の枠というのはできな

上乗せ部分についても、そういった意味で、そういったベストプラクティスを応援していくたいと思っておりますし、また、新型交付金のお話がありましたが、これはまさに、総理から指示を受けた今検討しているところでございます。

になつて今活動されていらっしゃる、その方と
ちょっと議論をさせていただきました。
その中で、やはり、このRESAS、特にいわ
ゆる限定機能、この限定機能については、市役所
の担当者、町の担当者、これが限定されているわ

基本的には、この後議論になるかもしれません
が、R E S A S S でビッグデータを提供しますの
で、そういう数値に基づいた例えはK P I の設
定、その後のP D C A を回すということも重要で
すし、あわせて、住民が何を考えているのか、例
えば、自分たちの希望を実現するために何がボトム
ルネックになっているのかといった住民の意識調
査は極めて重要なだというふうに思っておりまますの

いのかなどという質問でございました。その中では、そのとおりさせていただきますという御回答でございました。

この議論を通じてだんだん明らかになつてきました。それは、五原則が示されて、その中で連携といったのをやつていきますよ。官民、それから地公体同士の連携が重要ですよ、だから、こういうのを重視していきますよ、こういうことだと思って

共同提案枠ということではありますが、民間が入る重要性は、補助金が終わつたら事業も終わつちやいましめたみたいなことではなくて、その事業が持続性がある、持続性があるということは、すなわち経済合理性があるということなので、それはやはり民間の知惠を入れるべきだという発想があるわけであります。そうした連携はしっかりと評価をしてまいりたいと思います。

けで、これは当然、秘匿性が高い情報でありますので、そうなると思います。ただ、この人の感受性に大きく左右されてしまう。この人が、ふうん、こんな高尚なものはようわからぬのうと言つてしまつては、もう先に進まないわけですね。だから、ちょっとと極を拡大いただけないか、こういうお話をございました。

それに対して私は、ぜひ、その担当を毎日のよ

うにつかまえて、どうだこうだ、何ができないの、毎日のように報告してくれとか、あるいは、そういうのはできないか、そういうのができないか、こういう切り口で見てくれとか、そういうとを積極的にファイードバックをしてくださいといふようなことを言って、それで話は終わっているんです。

たた 確かにこのREASSASSの物すごい可能 性、将来性、これを考へたときに、より盛り上げていかないといけない部分があるんだと思うんですね。ただでさえ今、意識の広大なギャップがまだある中で、地方自治体の職員が、いかに、よし、そうだなと思ってくれるような方策というのはとるべきだと思いますね。そういう意味で、枠の拡大というのはできないのかなと思うんですね。

もちろん秘匿性の話がござりますので、非常に難しい話だと思うんですけれども、何かしらルールを地方自治体の方でつくつていてただくような、まあガイドラインなりにするか、あるいは國の方でつくるか、そういうことができないのかなどと、ちょっとと思つたりしているわけがありますが、この点について、副大臣、いかがでしようか。

○平副大臣　RESASの件、まさにおっしゃるところです、やはり、地方議会でやる氣のある議論となりで、いろいろな情報を見て議論したいということになるんだと思います。

一方で、かなりセンシティブな、各企業の仕入れ情報、売り上げ情報などもこれは含まれていまないので、大きなところで見るとビッグデータなんですが、小さな自治体でいくと、ほぼ個別に特定ができる情報になりますので、これがさらされるということのリスク、そのことによつて情報ががたがたなくなるというリスクもあるわけであります。RESASを入れることによって、今まで定性的な政策の評価しかできなかつたものが、定量的に、KPIを設定して評価をしていくという、これは新しい政治の幕あけだと思いますので、この流れ、河が走って河が走らなければ、もぐもぐ

いうルールで運用してもらうのかは、ガイドラインを含めて、やはり検討すべきことだと思いますので、しっかりと問題意識として持つて、検討してまいりたいと思います。

さうが扱われていた時代でありますけれども、そのときにも、物すごい可能性を秘めたツールだなと物すごくそれは実感をしたところなのですね。なので、あとは、それを受け取つて使う方が、なるほどと思うようなことを気づいてもらう、気づきを気づく、気づけることを気づくこと、これをぜひ、手とり足とりと言つたら変ですけれども、なるべく寄り添つて、千七百十八の自治体があるので、それは大変なことだと思いますが、ぜ

ひ寄り添つて、そういうことを、現場に行つていただいて、こうやつたらこうなるんだよといふことをぜひお伝えをいただきたいな、これは大変、もう人海戦術になるかもしませんが、ぜひお願ひしたいなと思っています。

あと一分だけあるので、ちょっと、通告はしておりませんが、事実関係だけの話でございます。

ちよつとお伺いしたいんですが、前回、分科会で質問させていただいた、機能の強化、農業とか水産業とか金融とか、あるいはそういうものの機能強化の質問をさせていただいたんですけども、今現状、次の世代に向けて、何か今おっしゃられるところで、こんなことを検討していますよというようなことがあつたら、ぜひおっしゃつただければと思います。

○若井政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十六年度補正予算で五億円の予算をいただきました、第二期開発に着手をしてございまして、今大野先生から御指摘のございました農業関係、そして教育でありますとか医療、地域における資金循環などについても、これからデータとして盛り込んでいく予定でございます。

ざいました。実は、先週から、全国四十九ヵ所で市町村の職員を集めまして、RESASの使い方だけではなくてRESASを用いました分析の事例、こういったものについても、内閣官房、経産省の職員が行つて、各三時間ほど実地に指導しておるところでござりますので、よろしくお願ひいたします。

○大野委員 ありがとうございました。質問を終わらせていただきます。

○鳩山委員長 次に、武正公一君。

○武正委員 民主党的武正公一です。

五次一括法案、国家戦略特区、構造改革特区改正法案、地域再生法改正正法案ということで質疑を行わせていただきたいと思います。

大臣は御担当が国家戦略、それから諮問会議、また、地方分権、道州制ということで御担当でござ

ざいますので、この間、地方分権、政府、そしてまた、政権交代後ももちろんありますし、国会を挙げて地方分権というふうに取り組んできたわけでございまして、ある面、地方分権についての検証、総括、これは同時に進んでいるというふうに思つております。今回の五次一括法もいわゆるその一つというふうに認識をしておりますけれども、どのように、この地方分権について御所見を伺えればと思います。

○石破国務大臣 委員は、御党におきまして地域主権調査会長として、これに一貫して携わつてこられました。地方分権というか地域主権といふか、そういう議論はおいておきましたが、四次一括法までの経緯を繰り返すことはいたしません。

今回、提案をしておりますのは、地方から手を挙げていただいて、御提案をいただいてといふことに重きを置いているものでござります。私は、基本的に、きのうも答弁申し上げましたが、外交、安全保障、通貨、財政、教育の基本等々は中央政府がやるべきものだが、そのほかのものは、可能な限り、身近な自治体にそれはお任せした方がよろしかろうというふうに考えているものでござります。

今までの四次にわたる地方分権一括法により具体的な改革は進展をしておるとこでござります。一通り検討対象にいたしましたので、昨年、地方分権改革有識者会議におきまして、「地方分権改革の総括と展望」が取りまとめられ、これまでの勧告方程式にかえて提案募集方程式を導入するごとの御提言をいただいているところでございま

基本的な仕組みというのを見てはいるのですが、中央政府が気づかないこと、あるいは、気づいていながら具体的な成果が上がってきていないもの、そういうものを、地方からの御提案を受け形で今回進めていきたいというふうに考えてお導入し、その成果として、第五次地方分権一括法案の御審議をいただいているということになります。

○武正委員 地方分権改革有識者会議では、地方分権のまだ果たされていない課題として、住民自治の拡充とか、あるいは財政的な自主自立等を今後の検討課題というふうにしておりますが、この点についてはどのようにお考えでしようか。

○石破国務大臣 私は、地方において本当の意味での財政民主主義が機能するかどうかというのが一番のポイントではないかなというふうに考えております。

地方の自治におきまして、どれだけ大きな事業をとつてくるか、どれだけ補助率が高いか、あるいは、どれだけ交付税で負担がなされるか等々の議論があつて、それを行うことがその地域においてどのような効果をもたらすのか、そういうような、歳入と歳出のバランスを考えながら議論がなされてきたかといえば、必ずしもそうではないと思つております。地方において財政民主主義が健全に機能するということがなければ、国全体の財政の改革というものはなかなか難しかろうというふうに思つております。

いろいろな御議論があつて、権限も財源も人間

六

が、財源の偏在をどうするかということが地方外交で付税改革とということに直結しようかと思つておりますけれども、根幹は、その地域においていろいろな事業を行なうことが一体どのような効果を持つものなのかな。身の丈に合わないと云ふ方はいかどうかわかりませんが、必ずしも効果を発現しないものというものが今まで随分行なわれてきたのではないだろうかというような感想を私自身を持つておるところでござります。

此場における財政大臣主義がきしんと機前する、そしてまた、これはよく言うことでござりますが、それぞれの地方の自治におきましてPDCO Aサイクルがワークするということが肝要なことかと私自身は認識をしております。

○石破国務大臣　地方創生というのは、私はかな
れまで進めてきた地方分権改革とこの地方創生との関係はどうのように考えたらいいのか、また、これまで進めてきた地方分権改革の取り組みをこの地方創生にどのように生かしていくこうと考えておられるのか、伺えればと思います。

り時限性のある取り組みでなければならないと思つています。いつでもいいやではなくて、例えば二〇二五年問題、すなわち、団塊の世代の方々がいわゆる後期高齢者に全ておなりになるという二〇二五年問題は、これは首都圏も地方も大変に

深刻な課題だと認識をいたしております。ですか
ら、もうともかく早くやらねばならないの
だということで、分権も、そしてまた、それにお
ける効果の発現も、なるだけ早く効果的なもの
というものでなければいけないと思つております。

また、この委員会で御議論いただきたいことで、ございますが、例えば農地転用にしても、四ヘクタール超で、物すごく時間がかかるねということであれば、機を逸するということがあつたはずでござります。これは、規制の緩和ではなくて、まさしく権限の移譲ということになるわけですが、

それが身近な地方公共団体においてくるといふことで、迅速な判断がなされる。しかしながら、ここにおいては農地の管理というものが担保されねばならないというようなことで、時限性を持つて効果を発現するということで、急がなければならぬ。そしてまた、それが、決して社会的規制と全部関係するような改革だというふうに認識をいたしております。

地方に権限を渡すことによって社会的規制が緩和をされるわけではない、しかしながら、効果の発現を急がねばならない、そういうものがたくさんあるうと認識しております。

○武正委員 時限性があつて急がなければならぬい、規制改革しかりといふことで、今農業について

てお詫びがありました。それを、これまで地方分権、地域主権ということで取り組んできたわけですから、それが、これまでの流れと地方創生は、流れが当然変わるわけではない、そして一体不可分であるということでおろしいでしようか。

○武正委員 そこで、先ほど手挙げ方式のお話がございました。これは、我々の政権のときも同様であります。やはり自治体によつては、分権による積極的な自治体もあれば、そうでないところもあるし、あるいは今言つた、財政についての自主性が

ということに熱心なところもあれば、やはり先ほど大臣が触れられたように、できるだけ補助金といふも、まあ何というんですか、おいしい補助金といふんでしようかね、そういうたとこを何としてうんでしょうかね、ある程度自主的な努力をして、また、行革にも熱心な自治体とそうでない

い自治体もあつたといふに思ひます。そういういつたところで、手擧げ方式といふことが、やる気のあるところをやはり応援してやろうじゃないかということが出でましたと思うんです。ちょうど今月十八日、九都県市サミット、首都圏サミットが開かれまして、きのう、地元の新聞

を見ておりましたら、その中で、国に対して地方分権のアイデアを自治体から募る提案募集方式で積極的に取り組むよう求める要望書をまとめたと報じられておりまして、何かといふと、自治体もこれまで提案をしているだけれども、権限移譲などについての自治体からの要望について、国からの方の答えが、検討を続けるというような、実現不明確なものが目立つという批判が相次いで、やはり地方のアイデアを積極的に活用するよう国に求

サミットで決まり、国に対する要望書と。
埼玉であれば、上田知事からは、多子世帯支援
強化、三人以上お子さんがいる御家庭について
は、中古住宅などの手当ができるような、そん
な提案があつたり、清水さいたま市長からは、一

二〇〇九年東京オリンピックをにらんで、熱中症予防対策などが提出されて、これを九都県市としても、サミットとしても採用を決定したという報道なんですねけれども、こういった報道があるということは、大臣、この九都県市に限らず、手擧げ方式でいろいろ提案をしているんだけれども、国はなかなかそこそこつけて貢献内ではない、そういうふうな

○石破国務大臣　そういうようなサミットがあつたこと、あるいはそういう報道があつたことは承知をいたしております。

私、この職につきましたときに、参議院の本会議で答弁を申し上げたことでござりますが、私ども、この地方創生あるいは地方分権に取り組むに当たりて、できません、なぜならばということはやめようとした。できません、なぜならばという理屈を誰も聞きたいわけではなくて、どうしたらできる

るかということを、地方と中央が一緒になつて考
えるという姿勢が必要で、お説教することが私ど
もの仕事だと思っておりませんし、しゃくし定期
に何でも取り扱うべきだと思つております。で
きるためにはどうするかということと一緒に考
るのであり、できないとすれば、なぜなのかとい

うことをきちんとお示しをして、御納得をいたゞかなければ意味がないと思っております。

対応があつてはならないということを徹底しておるところでございます。

もう一つは、先ほどの答弁にも関連いたしますが、これは先ほどの大野委員の御質問にもあります。したが、一年おくれれば、そのツケが後になつて物すごく大きく出てくるという認識でございます。

ので、今できることは、中央とか地方とかそういう立場を超えて、分権改革の最初の段階で、主従の関係ではなく、これも嫌な言い方なんですが、どちらも、地方と中央は主従の関係ではなく対等の関係だということを打ち出しております。そうであれば、上下とかそういうことがなくて、いろいろな果実、例えば毛ぼうしや、まごこち熱口など

それでも、多子対策、多子に対する手当てにしてしまっても、これは急ぐことなので、ともにやつていかねばならないことだと思つております。

○武正委員　かねてより大臣からは、この地方創生がばらまきの批判を浴びないようというようなことも発言の中であったというふうに思つておられますし、今の対等ということは、これまでにも國

会も挙げて求めてきた。そして、そのためにも、手挙げ方式のような自治体側のやる気を求めてきたわけでありますので、これまでの地域主権、地方分権でも取り組んできた、国と地方は対等であるといったこともぜひ堅持をしていただけます、お願いをしたいと思います。

先ほど地域主権調査会のお話がございましたが、民主党も、平成二十二年十一月十八日には、ひもつき補助金の廃止と一括交付金化に関する提言をまとめ、また十二月一日には、出先機関に関する提言、これは国の出先機関は原則廃止、そして地方整備局、地方労働局、ハローワークなどについて特に特記をさせていただきました、こういった提言をまとめ、それが地域主権の戦略大綱や地域主権の三法案とも相まって取り組んできたところでございます。

一括交付金については、ちょうど筆頭理事の新藤さんもお見えでございますが、新藤大臣との間にこの一括交付金は見直されたわけであります。

ただ、使い勝手が悪いというようないろいろな発言がありましたけれども、当委員会でもありましたように、実は使い勝手よりも、総額の確保とか綻割りの弊害とか、そういうところが自治体からは注文がついているのであって、六十六団体、都道府県、沖縄を除き、また政令市のうち、五十二団体が評価する、ある程度評価するということで、八割が評価をしたということもあり、たしか大臣は、この一括交付金については必ずしも否定するものではない、参考になるんだというようなことを述べておられるというふうに拝察をしております。

お手元の方に、一ページ、二ページ、三ページということで資料がございますが、このときには、各省庁に移しかえて交付、ここを非常に苦労したわけですね。予算の概算要求は内閣府が行つて、交付は各省に移しかえる、こういう移しかえということが一つ特徴だったと思いますが、改めて、この一括交付金についての検証、総括を大臣に伺えればと思います。

○石破国務大臣 今、新型交付金の設計を行うに当たって、民主党政権が実際に行なった一括交付金というものがどうであったかという検証は、アンケート結果なるものも踏まえて、二十五年度予算編成を前に民主党政権で二十四年度にやられたことだと承知をいたしておりますが、検証し、検

討いたしておるところでござります。
御指摘のように、みんながみんな、だめだと
言つたわけではありません。アンケートを仔細に
見れば、評価するというところの方が多いわけ
で、だめだつたというところだけ取り上げて、ほ
うだめだめだと言うようなつもりは、私は全
くないのでござります。
ただ、問題は、これが、従来の補助金というも
のが対象として決められていて、そこにおいて広
がりがなかつたのではないだろうか、そしてま
た、対象が、委員も御指摘になりましたように、
都道府県と政令市に限られていたということで、
ほかの小さな自治体にとつては余り御縁のないお
話になつてしまつたのではないかだろうか。それ
が、その性質によりまして、ちつちつな自治体だ
と振れが大きいものですから、このようなものは
かえつて使いにくいので、結果的に都道府県と政
令市になつてしまつたということはあるかと思
つております。

そうすると、この考え方というものを敷衍しな
がら、どういうような新型交付金というものがい
いのだろうかということを考えたときに、それぞ
れの自治体によつて、何が補助金では対応できな
いのか、何が交付税では対応できないのか、何が
地方単独事業では対応できないのか、いろいろな
KPIといふものを設定していただきますが、そ
れを実現する上において、補助金ではだめで、交
付税ではだめで、地方単独事業ではだめだとい
う、あえて言えば隘路のようなものがあるのだろう
うと思つております。この一括交付金といいます
か新型交付金といいますか、それは隘路といふも
のを発見し、それを埋めるためのものでなければ
ならないと思つております。

民主党政権において行われました地域自立戦略
交付金、これは評価すべき点は評価しつつ、そし
てまた、その考え方 자체、私は否定をするもので
はございません。小さな自治体にも使い勝手のい
いものとは何か、それが実際にKPIを設定しP
DCAを回すにおいてなぜ必要なのかというコン

セプトはつきりすることがまず先決だといふうに認識しております。

○武正委員 この地域自主戦略交付金を行うに当たって、今お話をあつたように、それまで事業は継続しておりましたので、その事業の継続の中でこうした一括交付金化ということを目指したわけでありまして、二十三年度から三ヵ年で、投資に関する総額三・三兆円を何とか一括交付金化できないかということで、まずは一兆円を目指して二ヵ年取り組んで、お手元のような一兆円に近い額が一括交付金化されたわけでございます。

小さな自治体ということで、一括交付金を中心まで下げられないかという検討はいたしましたが、そこまで至らなかつたということですが徐々に徐々に一括交付金化を下げていくということは進めていたわけでございます。

また、沖縄県は今も行なわれておりますて、当初、沖縄県の市長会、町村会からは、県が余り日本で予算を持つてしまうと、何となく県が非常に力を持つてしまうことの危惧が随分述べられましたが、そこは、県も非常に市町村の声をしっかりと配慮してこの一括交付金化を進めようということとで、大変沖縄では今評判よくこの一括交付金が進められておりますので、これはやはり一つ、今大臣が、小さな市町村に対する配慮ということについては、もちろん当初から制度設計もしておきましたし、今の沖縄の例がそういうふた心配は危惧される方向であるのではないかと思いますので、今度、新型交付金に当たって、大いにぜひ御検討を御参考にしてお取り組みをいただければと思つております。

新型交付金についてはちょっと今触れていただきましたので、その前の、平成二十四年度補正予算以来の中小企業、商店街予算についてところで、資料の四ページでございます。

きょうは経済産業省から山際副大臣がお見えでございましたが、この四ページにあるような資料で、二十五、六、七あるいは二十四年度補正など、こうした中小企業、商店街に対しても大変な額思つております。

の予算が計上されております。これは当然、消費税引き上げを見込んだ地域経済対策といったことが第一であつたというふうに思います。

一方、例えばこれは当初予算の上の三ヵ年を見ますと、一件当たりの金額が、二十五年度は一千七百万、二十六年度二千六百万、二十七年度五千萬、あるいは補正予算で、二十四年度補正、商店街については一千万、二十五年度補正九百万、ソフト事業の方は、二十四年度補正三百萬、二十五年度補正四百万、また、小規模事業者持続化補助金ということで、これは大変件数が多いわけでありまして、これは二万六千件とかになつてくるんでしようかね、これは金額は小さいですけれども大変件数が多いといった特徴があります。

商店街などに一千万近い補助金がばんと、あるいは二千万、三千万というのが出てくると、ともすると、やはり、これまで都道府県、市町村の補助事業を受けていた商店街などがちょっと勘違いをしてしまふんじやないのかと。これが持続的にこれだけの額が国から補助金として予定されるのであればいいんですけども、二十七年度以降についてどういった形になつていくのかということも、来年度以降もまだ定かではないだけに、こうした心配の声があることについて、経済産業省として、あるいは中小企業庁としてどう御認識を持つておりますでしょうか。

○山際副大臣 基本的な考え方としては、商店街が地域コミュニティの中核をなす大変重要なものである、そういう考え方に基づいて、地域の経済活性化させていく上で商店街を振興していくということは重要である、このよろんな認識に基づいて予算づけをしているわけでござります。

今委員が指摘していただいたように、平成二十四年、平成二十五年の補正予算に關しては、どうしても消費税増税を控えるということもあって、それに対して緊急対応的に行つてきた予算である、そういう性質のものであるということは間違ひがございません。

一方で、当初予算で私どもが商店街振興のため

に使っているお金というものに関しては、日本全国津々浦々に、大変多くの、しかも、一つ一つ違った性質を持つ商店街というものがあるわけございまして、そういう商店街が、地域の経済を活性化させる大変有用な、先進的な取り組みというものをやっている商店街と、なかなか商店街として存続することが難しいといったような商店街まで含めまして、山ほど、いろいろなものが、あるわけです。その中で、できれば、成功事例となるような、先進的な取り組みをやっているような、そういう商店街に予算をつけることによって、その成功事例というものを全国津々浦々に横展開してまいりたい、そういうことも考え方つづ予算をつけてきたところでございます。

これは、これから先もこの考え方、すなわち、地域の経済を活性化させるための核として商店街を利活用していく、商店街が大事であるという考え方に基づいて、有用な、先進的なモデルを一つ一つつくつていってもらうというその考え方についての当初予算をつくっていくという考え方方は、必ずやつてまいりたいと思っております。

○武正委員 どちらかというと、これまでの予算は、アーケード、あるいは街路灯LED化、そして防犯カメラということで、これは本当に必要なことだというふうに認識しているんですが、今大臣が言われたような、先進的な事例があり、そしてそれを横展開していくことでは、何かこういった事例があるという御紹介をいただけますか。

○山際副大臣 全ての事例をお示しすることは不可能かと思いますが、二、三申し上げますと、例えば、愛媛県の商店街でござりますけれども、NPO法人が空き店舗に高齢者・コミュニケーションセンター、子育て支援施設を設置いたしまして、高齢者や母親に優しい商店街活動というものを行いました。こうした取り組みが、今度は、鳥取県の商店街における託児施設と親子・大人向け教室の開設や、あるいは茨城県の商店街における乳児用プレーリームと多世代交流サロンの開設などにつながってござります。

また、山口県萩市の商店街で、空き店舗を改修して農産物直売所と農家レストランを開店いたしました、商店街のにぎわいと市民や観光客の交流につなげておりますが、こうした取り組みが、北海道の商店街における地産地消レストランとコメニティーカフェの開設や、愛知県の商店街につながっているというような事例がござります。

○武正委員 これまで空き店舗対策というのは、ずっとやつてきてるんですね。

ですから、これは全国どこもそうですが、大規模店、そして郊外店、中心市街地のドーナツ化それに伴ってコンパクトシティーと、いろいろな手立てがこれまで打たれている中で、引き続いでの、今のようなことが本当に全国で横展開できればいいんですが、その根源的な全体状況が変わつていかないと、我々も当然悩まながらこれまでもきておりました。

○石破国務大臣 確かにプレミアム商品券は非常に期待が高くて、私どもの鳥取県でも「とつとりで待つとるけん」というよくわからない名前のプレミアム商品券を出しましたところが、四分で売れたというようなことで、最初は来ていただけました。

私は、この間、滋賀県に行つていろいろなお話を聞いてきたのですが、例えは滋賀でいうと、長浜市というのがあって、そこが黒壁の商店街というので、かつての黒壁の商店街というのをきちんと復元する形で、そしてまた、長浜市というのは余りガラスと関係ないんですけども、ガラス産業というのをそこで起こして、本当にきれいなガラスの工芸品をつくり、大勢の人があつてくるというので、私、去年の暮れに見てきましたが、本当にそうだなというふうに思いました。

その方が、今度は県都である大津市の商店街で、どう地域経済に自立をしてもらえるのか、商店街、中小企業。こういったところの視点がやはり大事だと思います。

○武正委員 まだ今のこうした経済省、中小企業庁からの補助金、この額が維持ができるのかどうかといったところの心配がありますので、そこに依拠しないで、どう地域経済に自立をしてもらえるのか、商店街予算についてもそうした視点が必要ではないかというふうに思います。

○山際副大臣 全ての事例をお示しすることは不可能かと思いますが、二、三申し上げますと、例えれば、愛媛県の商店街でござりますけれども、NPO法人が空き店舗に高齢者・コミュニケーションセンター、子育て支援施設を設置いたしまして、高齢者や母親も、やはりこうした点も、こうした中小企業、商店街活動といつものを行いました。こうした取り組みが、今度は、鳥取県の商店街における託児施設と親子・大人向け教室の開設や、あるいは茨城県の商店街における乳児用プレーリームと多世代交流サロンの開設などにつながってござります。

また、山口県萩市の商店街で、空き店舗を改修して農産物直売所と農家レストランを開店いたしました、商店街のにぎわいと市民や観光客の交流につなげておりますが、こうした取り組みが、北海道の商店街における地産地消レストランとコメニティーカフェの開設や、愛知県の商店街につながっているというような事例がござります。

○武正委員 これまで空き店舗対策というのは、ずっとやつてきてるんですね。

ですから、これは全国どこもそうですが、大規模店、そして郊外店、中心市街地のドーナツ化それに伴ってコンパクトシティーと、いろいろな手立てがこれまで打たれている中で、引き続いでの、今のようなことが本当に全国で横展開できればいいんですが、その根源的な全体状況が変わつていかないと、我々も当然悩まながらこれまでもきておりました。

○石破国務大臣 確かにプレミアム商品券は非常に期待が高くて、私どもの鳥取県でも「とつとりで待つとるけん」というよくわからない名前のプレミアム商品券を出しましたところが、四分で売れたというようなことで、最初は来ていただけました。

私は、この間、滋賀県に行つていろいろなお話を聞いてきたのですが、例えは滋賀でいうと、長浜市というのがあって、そこが黒壁の商店街というので、かつての黒壁の商店街というのをきちんと復元する形で、そしてまた、長浜市というのは余りガラスと関係ないんですけども、ガラス産業というのをそこで起こして、本当にきれいなガラスの工芸品をつくり、大勢の人があつてくるというので、私、去年の暮れに見てきましたが、本当にそうだなというふうに思いました。

○武正委員 まだ今のこうした経済省、中小企業庁からの補助金、この額が維持ができるのかどうかといったところの心配がありますので、そこに依拠しないで、どう地域経済に自立をしてもらえるのか、商店街予算についてもそうした視点が必要ではないかというふうに思います。

○山際副大臣 全ての事例をお示しすることは不可能かと思いますが、二、三申し上げますと、例えれば、愛媛県の商店街でござりますけれども、NPO法人が空き店舗に高齢者・コミュニケーションセンター、子育て支援施設を設置いたしまして、高齢者や母親も、やはりこうした点も、こうした中小企業、商店街活動といつものを行いました。こうした取り組みが、今度は、鳥取県の商店街における託児施設と親子・大人向け教室の開設や、あるいは茨城県の商店街における乳児用プレーリームと多世代交流サロンの開設などにつながってござります。

また、山口県萩市の商店街で、空き店舗を改修して農産物直売所と農家レストランを開店いたしました、商店街のにぎわいと市民や観光客の交流につなげておりますが、こうした取り組みが、北海道の商店街における地産地消レストランとコメニティーカフェの開設や、愛知県の商店街につながっているというような事例がござります。

○武正委員 これまで空き店舗対策というのは、ずっとやつてきてるんですね。

ですから、これは全国どこもそうですが、大規模店、そして郊外店、中心市街地のドーナツ化それに伴ってコンパクトシティーと、いろいろな手立てがこれまで打たれている中で、引き続いでの、今のようなことが本当に全国で横展開できればいいんですが、その根源的な全体状況が変わつていかないと、我々も当然悩まながらこれまでもきておりました。

○石破国務大臣 確かにプレミアム商品券は非常に期待が高くて、私どもの鳥取県でも「とつとりで待つとるけん」というよくわからない名前のプレミアム商品券を出しましたところが、四分で売れたというようなことで、最初は来ていただけました。

私は、この間、滋賀県に行つていろいろなお話を聞いてきたのですが、例えは滋賀でいうと、長浜市というのがあって、そこが黒壁の商店街というので、かつての黒壁の商店街というのをきちんと復元する形で、そしてまた、長浜市というのは余りガラスと関係ないんですけども、ガラス産業というのをそこで起こして、本当にきれいなガラスの工芸品をつくり、大勢の人があつてくるというので、私、去年の暮れに見てきましたが、本当にそうだなというふうに思いました。

○武正委員 また、政府は予算の確保を、我々も部門会議ではあり、また、我々政権時にも中小企業予算を数倍に拡充したということもありますので、先ほど言つたように、これが自立につながつていくような、そうした絵をやはり描いていく必要があるのではないかと思っております。

○石破国務大臣 では、経済産業副大臣、どうぞ御退席いただいて結構です。

新型交付金については先ほど触れていただきましたので、地域分析システム、RESASですかね、先ほどもお話をございました。大臣もたしかにどうしようかということを主体的に考えていただかないと、結局行政が悪いんだ、大手スーパーが悪いんだ、郊外店が悪いんだ、以上おしまいということになつて、いる限りはどうにもならないと私は思つております。

そこでおいて、では、何で空き店舗がそのまま残つてゐるかといえば、商店主の方々がそれなりの資産をお持ちなのではないか、あるいは年金も貯まつてお受け取りなのではないか、お兄さんは県庁に勤められておりますさいたま市浦和区では人口移動が区の人口の二・一二倍であるとい

うこと、鳥取県鳥取市については一・三三倍である、あるいは横浜市中区は三・九〇倍である、この御当地千代田区は四十六倍である、こういうようなことが一目瞭然というような、見える化ということで非常に評価をするこうしたシステムの導入だと。これをそれぞれの自治体が活用して、これから、地域版のまち・ひと・しごと総合戦略をつくるということ理解しております。

ただ、これは一つ、これまでの数字でいえば昼夜間人口比率というのがこれに当たるのかなどいうふうにも思いますので、ビッグデータの活用といふのは大変大事な視点だと思いますが、これまでの統計データの活用からも推察できる、類推ができるところもあるうかと思います。

このことと、ちょっとその後の求職情報の地方自治体への提供についてをあわせて伺えればと思ふんですが、厚生労働省、きょうは政務官、お見えでございます。

これは、かねてより、地方分権、地域主権について、私は、やはり地方自治体で、どうでしょうか、地方自治体に限らず、当時、古くなりますが、ブッシュ大統領、お父さんの時代でようか、あるいはまたサッチャー首相、日本に来日するときには、最近日本の総理も同じようなことになってまいりましたが、経済団体を引き連れて来日をされて、これはアメリカの州の知事なんかも同様でした。要は、トップセールスということで、総理や大統領や州知事などが盛んに日本企業の誘致を、そして雇用の創出をうたう、こういったことが当たり前でありました。

こうした意味では、やはり今、全国の自治体にも、こうした職を求める県民、市民の皆さんに応える雇用政策、これまでには国の政策とされていましたが、やはり自治体にとつても大事だろうということ、特に求職情報を地方自治体へ提供することを、民主党政権時代から、特に、その前の自民党政権時代から求め、当時川崎元厚労大臣なども前向きな答弁をいただいたこともあります。そういう流れでこれが実現をしてきたと

いうことがあります。

お手元には、五ページ、六ページに、そうした

ローワークが保有する求職情報については幾つか

のパターンがございまして、地方自治体の要望に

応じて地域の求職者数などのデータ等を提供する場合というのがございます。これが、今、議員がつくった情報を誘致を進めている企業、例えばコールセンター業務等で進出を考えている企業に参考資料として提示をしているということで、これまで厚生労働省がハローワークの情報は提供できないんだというところに風穴を開けたということだと

いうふうに理解をしております。

例えばこれは今どのぐらい実際に行われているかというと、平成二十六年までの状況を厚生労働省にいただきましたが、一般求職者を対象とする自治体の取り組みは合計で十八団体ということでありまして、もっと求職情報の活用があつてもいいんじゃないかなというふうに思いますし、先ほどの地域分析システムについても、こうした求職情報を活用していく、あるいは自治体が活用やすいようなシステムのリンクージというものが

あります。今は、それこそ言つてこないと求職情報を提供しないというような感じになつていますので、案外、自治体が求職情報をハローワークから、個別

の名前は別にしても、例えば鳥取市の二十代のAさんが自動車産業に就職を希望しているところになります。

また、さらに加えて言えは、ハローワーク特区という枠組みがございまして、これは厚生労働大臣と都道府県知事が協定を結んで、知事の指示に基づいて労働局長がさまざまな連携等を行う、こういう枠組みが、これは埼玉県と佐賀県で行われております。これは武正委員も埼玉県のことは御存じだと思います。

このような形で、求職者の情報をきちんと自治体の方々に活用していただこう、しかもそれを雇用の改善というのにつなげるだけではなくて、できれば、求職者情報というのは、言い方をかえれば、その地域にどんな人材が眠っているかというふうな使い方もできるんだろうというふうに思つておるところでございまして、私ども厚生労働省では、三月十三日に、厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプランというものを発表しております。

これは、地方自治体の皆様方に、今後、まち・ひと・しごとの計画をつくるときにぜひ参考にします。

状況をまず御説明申し上げますと、労働局やハ

てください」ということで、私どもの省が所管している分野について、いろいろなものをまとめたものですが、この中でも、「産業・雇用創出」という欄におきまして、「外部の人材の活用やその定められた情報でございます。これが、今、議員が

資料六でつけていたいた表になりまして、一番

下の「生活保護受給者等」というのを除いて、その上の数で言えば五十六団体に提供しているということになります。

それから、別のやり方がありまして、国と地方自治体が同一施設内で一体的に業務を実施するためには求職情報を共有する場合というのもございます。これは、今の資料六の表でいうところの「一体的実施を除く」ということになつて、この数に入つております。

今申し上げたような一体的実施施設において共存する場合については、平成二十六年度において百十六自治体で求職情報を共有し、利用者のきめ細かな職業相談及び職業紹介に役立てているところになります。

また、さらに加えて言えは、ハローワーク特区という枠組みがございまして、これは厚生労働大臣と都道府県知事が協定を結んで、知事の指示に基づいて労働局長がさまざま連携等を行う、こういう枠組みが、これは埼玉県と佐賀県で行われております。これは武正委員も埼玉県のことは御存じだと思います。

このよ

うよつて、では自動車工場の誘致というか、あるいはそれを振興しようという形で活用できるわけであります。私は、厚生労働省政務官、お見えでござりますので、積極的に一般求職者の情報を自治体が得ることができるんだ、この宣伝はぜひ努めていただきたいということ、まず、これについていかがでしょうか。

○橋本大臣政務官　お答えをいたします。

今、武正委員御指摘のとおり、私どもとして

の職業紹介業に提供するという方に、どちらかといふとシフトされておりまして、これも一つの観点かと思いますが、まだまだ、この自治体、二十四も満たないわけですので、せっかく厚労省が、求職情報を、これまで自分のところだけしかダメだよと言つたのを自治体に提供すると踏み切つたわけですから、私は、もつと積極的に宣伝をしていただきたいと厚労省にはお願いをしたいと思います。

先ほどのRE-SASで、何か求職情報の共有ができるのかなと。何といつても、地方で人をつくり、その人が仕事をつくり、町をつくるという

と・し・じ」と総合戦略ということでありましたように、何といっても、仕事がそこで生まれる、そして、職を求める人と人を求める企業がマッチング、これはなかなか、ハローワークのマッチング率というものは低いんですね。

ですから、こういったところを高くするためにも、RESASの活用でできないかというふうに思つたのですが、これはいかがでしょうか、大臣。○石破国務大臣 御指摘ありがとうございます。このRESASシステムとというのは、今まで行政が独占していた情報を広く納税者あるいは議会の方々にもアクセスしていただけるようにしようということを目的としたものでございます。

それは紙でもいいじゃんという話になるんですけれども、ではそれが、全ての住民あるいは全ての議会議員が、あれを出せ、これを出せといつて市役所やら県庁やらに言つても、そんなものはありませんとか、出すのに三日かかりますとか、そんなことを言つてはどうにもならぬし、では、十年前はどうなのだろ、これを引き伸ばせば十年後にはどうなるのだろう。人、金、物がどこから入り、どこへ出ていき、それはどんな人であり、どんな物であり、どんな金であるかというのがわからないと、いろいろな政策が、データに基づくものではなくて経験と勘と想い込みで政策なんかをやられちゃまらぬということだと思つております。

RESASはそういうふうに活用しようと思つておりますが、どこにどういう職を求める人がいるかにどういう職を求める需要と供給がマッチングするのかということは、これは個人情報のこともございますので、よく厚労省と御相談しながらやつてしまりたいと思います。

だから、何の何がしが自動車製造業に希望しておるとか、何の何がしが医療、介護に希望しておるとかいうことが、これが、個人情報を含みますので、このRESASという広くあまねく誰とでも誰にでもということになじむかどうかという問

題もございまして、今の御指摘を踏まえて、政府部内で検討はさせていただきます。○武正委員 この間も、厚労省からの御提供については、個人名は墨消しというか、そういう形での率というものは低いんですね。

自治体にも提供されていると承知もしていますし、RESASにもし載せるとなれば、全体的な数とか、何か工夫ができるのではないかと思いまして、ぜひせつかくのこうした求職情報が自治体などに提供がされるということも御活用いただければというふうに思います。

それでは、厚生労働大臣政務官、御退席ください。続いて、国交大臣政務官がお見えでござります。まち・ひと・しじと総合戦略では、人口減少などを踏まえた既存ストックのマネジメント強化、空き家対策ということをうたつておりますが、既に、中古住宅市場活性化ラウンドテーブルという兆円以上下回る評価損、これを何としても変えようということで取り組みをされておりますので、ちょうどとこちらの御説明を国交大臣政務官からいただけますでしょうか。

○うえの大臣政務官 人口減少、少子高齢化が進む中でありますて、空き家対策を含めて既存の住宅ストックをどういふうに活用していくかということは非常に重要な課題だと認識をしています。

御指摘のあった空き家につきましては、やはり利用できるものはしっかりと利用していく、一方、除却すべきものについてはこれもきちんと除却をしていくということが大事だというふうに思つておりまして、御案内どおりでございますが、空き家対策特別措置法、昨年十一月に成立をしておりましたが、これは今月の二十六日に全面施行せらるる法律、あるいは近畿圏整備法、こういったところを除いたところが、地域再生計画を作成することを前提に、地方活力向上地域として広く支援対象となると言わわれております。

一方、利用できる空き家につきましては、しっかりと住宅として市場で流通をさせるということ

が大事でございまして、先ほど、ラウンドテーブルという御指摘がございました。私たちも、そうしたことを十分に活用しながら、例えばインスペクション、これは委員非常に御関心だというふうに思いますが、インスペクションであつたり、住宅性能表示の普及、定着、こうしたことにしてかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

あるいは、エコリフォームにつきましてもポイント制度を設けておりますので、そうしたことをしっかりと活用する、あるいは、不動産取得税や登録免許税等々の流通課税につきまして、所要の見直しをしっかりとやつて、空き家が住宅としてしっかりと再生、また利用できるように我々としても取り組ませていただきたいというふうに考えているところでございます。

○武正委員 ありがとうございます。

既に指摘をされておりますのは、中古住宅購入と同時にリフォームに係る資金を融資するリフォーム一体型ローン、これが金融機関で四割、信用金庫で二割にとどまつているということですが、これがやはり必要ではないか。リフォーム融資保険つき民間借り入れといったことが指摘をされているということも指摘をしておきたいと思います。

政務官もどうぞ御退席ください。ありがとうございました。

そこで、やはりこの総合戦略の目玉が東京一極集中の是正といふことでございまして、七ページにありますように、地域再生法の一部を改正する法律案の概要の右上の地図でも、首都圏整備法、あるいは首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地

二〇四〇年には七割減ります、八割減ります、またそれがどんどんと近くに伝播していくという地域がある、二十三区がある、その周辺があるということを考えたときに、埼玉でも指定をしているところがございます。

これは一々申し上げますが、秩父ですか本庄ですかとか深谷ですかとか、そういう埼玉の中でも本当にどんどんと人口減少が始まらないようなところと、あるいはさいたま市、あるいはその近くでいえば川越、川口、所沢、そういうところややはり違つんだらうというふうに思つております。

東京には東京、あるいは近畿には近畿、そこの活力を引き出すという意味で、いろいろな特区といふものを活用してその地域の特性というのを伸ばしていくかなければならぬと思つております。

その地域地域の持つているようないろいろな状況を勘案しながら、東京二十三区、あるいはその周辺部、そして中京圏、近畿圏、そしてそのほかの地方と言わるところ、そういうふうな感じで分けさせて政策を展開してまいりたいと思つております。

○武止委員 今、埼玉のことをちょっと触れたわけですが、こうした国家戦略特区について

今大臣が挙げたのは、先ほどの同じ埼玉でも対象から外れている地域の市町村名であります、大

方の埼玉県、あるいは東京都、それから神奈川県、ほとんど包含されて、地域再生法の改正案の先ほど言つた支援対象の対象外ということになつております。

片や、国家戦略特区でも我が埼玉は対象に入つておりますので、そうすると、地域再生でも対象外、国家戦略でも対象外、ちょうどどこのはざまに置かれていて、一体何なんだろうというふうに思つてしまふわけなんです。

国家戦略特区の例えれば追加指定、三地域が既に、秋田県仙北市、仙台市、愛知県が追加指定されていますけれども、そとはいつても、先ほど大臣が言つたようにスピード感ということで、特に

二十六、二十七年度を中心期間としておりますので、実際、この追加指定というのはこれからどんどんこ行われていくのか、それが当然、地方創生特区に今度進化していくことなんですね。されども、そういうことによろしいんでしようか。

○石破国務大臣 そういうことは否定はいたしません。

ただ、まだ指定したばかりでございまして、仙北にしても、あるいは愛知県にしても、そういうような指定したところがこれから先、どのような取り組みをし、効果を上げるかというのも見ていかねばならないと思っております。

これから先の追加指定というのも全く否定はいたしませんし、埼玉県におきましても、いろいろな事例、いろいろなお取り組みの提案をいただきましたが、私どもして議論をさせていただきたいと思います。

そこで、ちょっと質問をはしょりましたが、最後を発現するということは当然期待をいたしております。

○武正委員 埼玉県からもさいたま市からも申請があるように、新藤筆頭理事とも含めて取り組んでいきたいと思っております。

それで、ちょっと質問をはしょりましたが、最もこの経済再生ケースを見ても、国は十三・六兆円の黒三角なんですが、地方は四・六兆円プラスといふことになつてまいりますので、地方への切り込

みといふことは当然既定の話になつてくるのではなくいかと想像されます。財政支援あるいは財務省などもそういう発言をしております。

そうしたときに、先ほど来から話があるような、これまでの補助金あるいは予算、かなりこの二つをつけてきた経緯もありますので、ここで一挙

算をつけてきた結果も含めて、ここに一つ一つの各論を詰めていかない

と思います。

資料九ページをごらんください。これは内閣府がまとめた国、地方のプライマリーバランスの見通しでございます。二〇二〇年、経済が再生した

ケースであつても黒一角九兆円という赤字、そしてまた、ベースラインケースの場合は十六・一兆円のプライマリーバランスの赤といふことでございまして、これを何としても国際公約以上、コ

六月には政府は財政健全化計画をまとめると。

報道によると、経済財政諮問会議の議員の皆さんはちょっと樂観的過ぎないかといふことで、自

民党の特命委員会の方が非常に熱心にこの財政再建に取り組んでおられるという報道がございま

す。

私がすばらしいなとぜひ御期待を申し上げたいと思います。

○石破国務大臣 冒頭の御質問にもお答えをいたしましたが、私は、地域地域で財政民主主義がきちんと機能するということが大事で、そこにおいては、財政民主主義の根幹は、結局、使つたもの

改革を民主、自民、公明三党を中心に協議をして、そして法律を通して今日に至るということです。

ありますので、この財政再建あるいは財政健全化の思いというのは与野党の垣根を越えて共通であり、ぜひ与党としての矜持を示していただきたいというふうに思います。

ただ、そのときにはやはり気になるのが、この上

の経済再生ケースを見ても、国は十三・六兆円の黒三角なんですが、地方は四・六兆円プラスといふことになつてまいりますので、地方への切り込

みといふことは当然既定の話になつてくるのではなくいかと想像されます。財政支援あるいは財務省などもそういう発言をしております。

そうしたときに、先ほど来から話があるような、これまでの補助金あるいは予算、かなりこの二つをつけてきた経緯もありますので、ここで一挙

算をつけてきた結果も含めて、ここに一つ一つの各論を詰めていかない

と思います。

私は、この場でも議論がありますが、今の東京一極集中の是正も大事だと思うんですが、やはり、このたびの大都市構想の、あれだけの大都市

などから出でおります政令市のさらなる格上げ、こうした点、これはたしか税収を全部横浜市でと

いうことで、これまで三分の一ぐらい神奈川県に行つてたのも全部横浜市にと。そうすると、当然、都道府県のあり方さえ問われるような

こうとした提案になつてくるわけでして、かなり大きな話として、財政再建、健全化で、地方の財政のあ

り方を捉えていかなければならないというふうに思つてます。

國からの補助金、あるいは、調整機能、保障機能を持つております交付税のみならず、今回の新型交付金というのは、地方が本当に稼いでいく力

というものをどれだけつけるかといふことも、私はこれから先、國の財政を考へる上において極め

て重要なことだと思っております。

そういうような観点から、新型交付金の議論につきましては、ぜひ委員の御見解も承りながら、地域の稼ぐ力、そしてまた財政民主主義、そういうものが機能する形に設計をしてまいりたいと思つております。

○武正委員 以上で終わります。

どうもありがとうございました。

○鳩山委員長 次に、篠原豪君。

○篠原(豪)委員 維新の党の篠原豪でございます。

昨日、代表を交代させていただきましたけれども、その際にも皆様にお伝えさせていただきましたとおり、我々維新の党の一丁目一番地は、中央集権を打破して、分権改革、地域主権改革を実現することです。そして、将来には道州制を導入して、この国の形を根底から変える、そうしなければこの国の未来は開けないだろうということで、大阪都構想を進めてまいりました。

僅差で実現成りませんでしたことは残念でありますけれども、全国で初めて、地域からこれまでの行政のあり方を大きく変えるため、大阪の全市民の皆さんによる住民投票、これを歴史に刻まれる取り組みであったと考えておりますし、決して無駄なことだつたわけではないと考えます。そして、今度は、国のレベルで、維新の党として全身全霊で「丁目一番地を目指して取り組んでいきたいと考えています。

そして、この実現に向けて、改革政党として、松野頼久新代表のもと、引き続き一丸となつて、本日より新たな一步を踏み出してまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひします。

さて、きのうの審査において、我が党の木内、小熊両議員からも質問させていただきました。その際、第三十次地方制度調査会についての話を出ましたけれども、やはり、きょうも話があるとおり、改めて、三十八年には一億二千万人の人口を下回り、そして六十年には一億人を下回ると推計されています。そういう中、集落の数自体は人

口ほど減少せず、単身世帯が増大することが予想されているというふうに書かれています。人々の暮らしを支える対人サービスの重要性はますます高まっていくというふうに言われていて、地域、基礎自治体によるサービスの提供体制をいかに持続可能なものにしていくのか、今、まさに求められている大切な時期であるということは共通認識だと思います。

このような将来において懸念されているのが、暮らしを支える対人サービスの重要性はますます過大な投資を行い、さらに、不適正な財務処理を行つたことが、多額の赤字を抱えることになつた原因であると認識しております。

次に、住民サービスの現状についてでございますが、夕張市の財政再生計画には、市税の税率等の引き上げや手数料の見直し、施設の統廃合などを実施しており、また、まちづくりの推進及び子育てなどへの配慮も行うなど、住民に対する基礎的な行政サービスの提供を維持できるように取り組んでいるものと認識しております。

続ぎまして、夕張市の職員体制についてでございますが、財政再生計画においては、職員数は人口規模が同程度の団体で最低水準とするこれまでおりまして、平成二十七年四月一日現在、夕張市の職員数は百四十八名となつております。また、副市長級の理事二名は、北海道及び東京都からの派遣職員となつております。

次に、給与についてでございますが、財政再生計画におきましては、夕張市職員の給与は全国最低水準とすることとされているところでございます。

御承知のように、夕張市は、唯一の財政再生団体です。鈴木市長によれば、唯一の財政再生団体た夕張市は、市民の負担もふやされ、サービスも削減をされた上に、市民は十八年間ただ借金を返すために暮らしていくことになった。こういったときに、この夕張市、何が原因で破綻したのか、住民サービスが今どういうふうになつていているのか、とりわけ職員の方々が、幹部でどうなつて、幹部じゃない一般職員の方々がどういうふうになっているかということをまず伺います。

○亀水政府参考人 お答えいたします。

夕張市は、炭鉱閉山に伴う大幅な人口減少によりまして歳入が減少いたしましたが、これに対応した行政サービス水準の見直しや組織のスリム化

が大きく立ちおくれたところでござります。また、石炭産業にかわるものとして観光事業等への投資を行い、さらに、不適正な財務処理を行つたことが、多額の赤字を抱えることになつた原因であると認識しております。

次に、住民サービスからすれば、博物館とか公園とかプールとかいろいろあつたと思うんですけれども、除雪が、今まで十センチでやつっていたものを、お金がないので、かさを上げて十センチ以上、十センチの積雪があつたら除雪車を出していたものあるいは雪がきいていたものを、お金がなくなつてもうできなくなつたということで、最長で十五センチだったか、うる覚えでしかれども。いろいろと、建物が雪の重みで潰れていく。

公園も、御承知のようにもう全然管理ができないくなつて、草が生えて。そして、学校も、十校近くあつたものが一校が二つになつて。たしか縦に三十キロとか三十五キロ、横は二十五キロとかあつたと思いますので、そついた中で、小学校がそれぐらいの規模で一校しかないとか二校しかないということになつて、不登校の子たちも生まれたんだというふうに聞いています。

は最も高齢化率が高い地域の一つ、日本には国と地方を合わせて一千兆円の借金があるけれども、中でも夕張は唯一の財政再生団体で、かつ、財政規模に比してこれだけの赤字をつくり破綻した、例を見ない自治体です、つまり、夕張が抱えている課題は日本の課題なんだということを言っています。

今言つたようなことを踏まえて、石破大臣、この教訓をもう一度振り返った上で、地方創生といふものに対してどういうふうに生かしていくのかということをお伺いできればと思います。

○石破国務大臣 夕張というのは何か天地果つるところみたいに思つている人がいますが、それは全然そうではない。新千歳空港からも一時間ぐら

いで行くわけですね。札幌でも高速を使えば一時間ちょっとで行くわけで、決して交通不便などこ

ろでも何でもない、ということです。夕張メロンなんぞという特産品もある。そういうところが何でこんなことになつちやつたのか。

実際見てみると人口はピークの十二分の一に落ちているわけで、ピークのときのいろいろな道路であるとか下水道であるとか、そんなインフラ

がピーク時と同じように維持されていて、もつわけはないだろう、ということだと思います。

そしてまた、いろいろな事業も打つ、テーマパークもやりました。ところが、多分、そこにお

いてK.P.Iの設定もP.D.C.Aサイクルも全然機能していないなかつたのだろう。ですから、やるだけやってみようみたいなことで当たらなくて、大変積み重ねるところが起るので、今の市長の苦労たるや大変なことであつて、私どもとして、市長が取り組んでいたり組みに対して最大限の支援はしていかなかいかぬと思っていま

す。

恐らくこの後、委員からお話をあるんだろうと思ひますけれども、では、似たようなお話を、島根県の海士町というのはどうなるんだいといふことですよ。

おっしゃつていて、石破大臣、このところとこの夕

張と何がどう違うんだということはよく検証しながら、今後の地方創生のあり方といふものをさら

に充実したものにしたいと思います。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。

夕張は、確かに、おっしゃるよう、インフラ

資産をそのまま、もともと炭鉱会社がやつていたものを引き継がなければいけなかつた。そのとき

にちゃんとデューデリジエンスというか、やつて

いなくて、何も考えずに、炭鉱がなくなつたんだ

けれども、そのまま住民サービスを何とか維持しなければいけない、次は観光だといふふうにやつ

て、何とか人を呼び込もうといつていろいろなも

のに、それこそ余り計画性のない中で、行政が普

通民間がやるようなことを。

夕張の炭鉱博物館といふのはなかなかできがよ

くて、行つてみるといろいろ勉強になるところ

ではあるんですけども、それも今、お客様が

ば動くのは動くんですよ。なかなか難しい状態だ

ないうふうに思いました。

海士町の話、今いただきましたけれども、私

も、実は海士町へ行つて、町長にもお会いしまし

たし、島留学をやつてきた方々ともお話をしまし

た。これは二年ぐらい前だつたですかね。

それでも、普通の一流企業のリーダーの方が、何と

か隠岐というところ、今の日本の過疎化の現状

も踏まえ、また、田舎をどういうふうに取り戻し

ていくか、町を好きになつてもらつて、子供たち

にどうやつてやつていくか、そういうことをつ

くつた上で町長と組んで戦略的に、今度は、この

阪の問題。

やはり、同じように、もうあと一步で財政再建

団体に指定されるという状況だつた。町長は給料

を二分の一にカットした、議員もあるいは職員も

どんどんと給料をカットした。そこが今、地方再

生の、町長の言葉をかりれば、まだチャレンジ段

階だ、成功例でも何でもない、ということを町長は

おっしゃつていますが、そういうところとこの夕

張と何がどう違うんだということはよく検証しな

がら、今後の地方創生のあり方といふものをさら

に充実したものにしたいと思います。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。

夕張は、確かに、おっしゃるよう、インフラ

資産をそのまま、もともと炭鉱会社がやつていた

ものを引き継がなければいけなかつた。そのとき

にちゃんと

デューデリジエンスというか、やつて

いなくて、何も考えずに、炭鉱がなくなつたんだ

けれども、そのまま住民サービスを何とか維持し

なければならない、次は観光だといふふうにやつ

て、何とか人を呼び込もうといつていろいろなも

のも建てかえられなくて、穴があいたようなところ

もあつて、一方で、コンパクトシティーみたいな

のは県費でやつてたりもするんですけれども。

ただ、なかなか実際に、おっしゃるよう、に夕

張メロンもあつて、地域に潜在能力があるのかも

しれないですけれども、あの夕張メロンの話も、

もともと炭鉱の時代には、炭鉱の方々がどちらか

リーダーシップの違いというのがあつたのかなと

いうふうに思います。

そのリーダーシップというのを考えたときに、

やはり大事だつたと思うのが、今、夕張の話で、

失敗した一つの原因というのが、行政がインフラ

資産をそのまま引き継いで、ライフサイクルコスト

を考えないで、いまだに住民住宅というのが何

も建てかえられなくて、穴があいたようなところ

もあつて、一方で、コンパクトシティーみたいな

のは県費でやつてたりもするんですけれども。

ただ、なかなか実際に、おっしゃるよう、に夕

張メロンもあつて、地域に潜在能力があるのかも

しれないですけれども、あの夕張メロンの話も、

もともと炭鉱の時代には、炭鉱の方々がどちらか

リーダーシップの違いというのがあつたのかなと

いうふうに思います。

夕張は、確かに、おっしゃるよう、インフラ

資産をそのまま、もともと炭鉱会社がやつていた

ものを引き継がなければいけなかつた。そのとき

にちゃんと

デューデリジエンスというか、やつて

いなくて、何も考えずに、炭鉱がなくなつたんだ

けれども、そのまま住民サービスを何とか維持し

なければいけない、次は観光だといふふうにやつ

て、何とか人を呼び込もうといつていろいろなも

のも建てかえられなくて、穴があいたようなところ

もあつて、一方で、コンパクトシティーみたいな

のは県費でやつてたりもするんですけれども。

ただ、なかなか実際に、おっしゃるよう、に夕

張メロンもあつて、地域に潜在能力があるのかも

しれないですけれども、あの夕張メロンの話も、

もともと炭鉱の時代には、炭鉱の方々がどちらか

リーダーシップの違いというのがあつたのかなと

いうふうに思います。

夕張は、確かに、おっしゃるよう、インフラ

資産をそのまま、もともと炭鉱会社がやつていた

ものを引き継がなければいけなかつた。そのとき

にちゃんと

デューデリジエンスというか、やつて

いなくて、何も考えずに、炭鉱がなくなつたんだ

けれども、そのまま住民サービスを何とか維持し

なければいけない、次は観光だといふふうにやつ

て、何とか人を呼び込もうといつていろいろなも

のも建てかえられなくて、穴があいたようなところ

もあつて、一方で、コンパクトシティーみたいな

のは県費でやつてたりもするんですけれども。

ただ、なかなか実際に、おっしゃるよう、に夕

張メロンもあつて、地域に潜在能力があるのかも

しれないですけれども、あの夕張メロンの話も、

もともと炭鉱の時代には、炭鉱の方々がどちらか

リーダーシップの違いというのがあつたのかなと

いうふうに思います。

夕張は、確かに、おっしゃるよう、インフラ

資産をそのまま、もともと炭鉱会社がやつていた

ものを引き継がなければいけなかつた。そのとき

にちゃんと

デューデリジエンスというか、やつて

いなくて、何も考えずに、炭鉱がなくなつたんだ

けれども、そのまま住民サービスを何とか維持し

なければいけない、次は観光だといふふうにやつ

て、何とか人を呼び込もうといつていろいろなも

のも建てかえられなくて、穴があいたようなところ

もあつて、一方で、コンパクトシティーみたいな

のは県費でやつてたりもするんですけれども。

ただ、なかなか実際に、おっしゃるよう、に夕

張メロンもあつて、地域に潜在能力があるのかも

しれないですけれども、あの夕張メロンの話も、

もともと炭鉱の時代には、炭鉱の方々がどちらか

リーダーシップの違いというのがあつたのかなと

いうふうに思います。

夕張は、確かに、おっしゃるよう、インフラ

資産をそのまま、もともと炭鉱会社がやつていた

ものを引き継がなければいけなかつた。そのとき

にちゃんと

デューデリジエンスというか、やつて

いなくて、何も考えずに、炭鉱がなくなつたんだ

けれども、そのまま住民サービスを何とか維持し

なければいけない、次は観光だといふふうにやつ

て、何とか人を呼び込もうといつていろいろなも

のも建てかえられなくて、穴があいたようなところ

もあつて、一方で、コンパクトシティーみたいな

のは県費でやつてたりもするんですけれども。

ただ、なかなか実際に、おっしゃるよう、に夕

張メロンもあつて、地域に潜在能力があるのかも

しれないですけれども、あの夕張メロンの話も、

もともと炭鉱の時代には、炭鉱の方々がどちらか

リーダーシップの違いというのがあつたのかなと

いうふうに思います。

夕張は、確かに、おっしゃるよう、インフラ

資産をそのまま、もともと炭鉱会社がやつていた

ものを引き継がなければいけなかつた。そのとき

にちゃんと

デューデリジエンスというか、やつて

いなくて、何も考えずに、炭鉱がなくなつたんだ

けれども、そのまま住民サービスを何とか維持し

なければいけない、次は観光だといふふうにやつ

て、何とか人を呼び込もうといつていろいろなも

のも建てかえられなくて、穴があいたようなところ

もあつて、一方で、コンパクトシティーみたいな

のは県費でやつてたりもするんですけれども。

ただ、なかなか実際に、おっしゃるよう、に夕

張メロンもあつて、地域に潜在能力があるのかも

しれないですけれども、あの夕張メロンの話も、

もともと炭鉱の時代には、炭鉱の方々がどちらか

リーダーシップの違いというのがあつたのかなと

いうふうに思います。

夕張は、確かに、おっしゃるよう、インフラ

資産をそのまま、もともと炭鉱会社がやつていた

ものを引き継がなければいけなかつた。そのとき

にちゃんと

デューデリジエンスというか、やつて

いなくて、何も考えずに、炭鉱がなくなつたんだ

けれども、そのまま住民サービスを何とか維持し

なければいけない、次は観光だといふふうにやつ

て、何とか人を呼び込もうといつていろいろなも

のも建てかえられなくて、穴があいたようなところ

もあつて、一方で、コンパクトシティーみたいな

のは県費でやつてたりもするんですけれども。

ただ、なかなか実際に、おっしゃるよう、に夕

張メロンもあつて、地域に潜在能力があるのかも

しれないですけれども、あの夕張メロンの話も、

もともと炭鉱の時代には、炭鉱の方々がどちらか

リーダーシップの違いというのがあつたのかなと

いうふうに思います。

夕張は、確かに、おっしゃるよう、インフラ

資産をそのまま、もともと炭鉱会社がやつていた

ものを引き継がなければいけなかつた。そのとき

にちゃんと

デューデリジエンスというか、やつて

いなくて、何も考えずに、炭鉱がなくなつたんだ

けれども、そのまま住民サービスを何とか維持し

なければいけない、次は観光だといふふうにやつ

て、何とか人を呼び込もうといつていろいろなも

のも建てかえられなくて、穴があいたようなところ

もあつて、一方で、コンパクトシティーみたいな

のは県費でやつてたりもするんですけれども。

ただ、なかなか実際に、おっしゃるよう、に夕

張メロンもあつて、地域に潜在能力があるのかも

しれないですけれども、あの夕張メロンの話も、

もともと炭鉱の時代には、炭鉱の方々がどちらか

リーダーシップの違いというのがあつたのかなと

いうふうに思います。

夕張は、確かに、おっしゃるよう、インフラ

資産をそのまま、もともと炭鉱会社がやつていた

ものを引き継がなければいけなかつた。そのとき

にちゃんと

デューデリジエンスというか、やつて

いなくて、何も考えずに、炭鉱がなくなつたんだ

けれども、そのまま住民サービスを何とか維持し

なければいけない、次は観光だといふふうにやつ

て、何とか人を呼び込もうといつていろいろなも

のも建てかえられなくて、穴があいたようなところ

もあつて、一方で、コンパクトシティーみたいな

のは県費でやつてたりもするんですけれども。

ただ、なかなか実際に、おっしゃるよう、に夕

張メロンもあつて、地域に潜在能力があるのかも

しれないですけれども、あの夕張メロンの話も、

もともと炭鉱の時代には、炭鉱の方々がどちらか

リーダーシップの違いというのがあつたのかなと

いうふうに思います。

夕張は、確かに、おっしゃるよう、インフラ

十年後の二〇四〇年には百二十万人の人口が減つて、最も厳しい状況に置かれた三大都市圏、大阪は三大都市圏でなくなるというふうにみずほ総研は言っているんですね。

だからこそ、効率的な行政体制を整備するため、指定都市と都道府県との実際の行政運営の中で、いわゆる二重行政の解消を図ることが大切です。

その解消のために、さつま横浜の話もありましたけれども、とにかく、形からして、指定都市の存する区域において、これは第三十次地方制度調査会でも言われていることですけれども、できる限り同種の事務を処理する主体を一元化するとともに、事務処理に際して指定都市と都道府県の間の調整のあり方を検討することが必要だ。

これに加えて、住民意思を的確に反映させるために、指定都市は人口が大き過ぎるので、住民に身近な行政サービスを住民により近い組織でやろうということ、特別区制度を大阪に適用しようということで、本当に議員立法で大都市地域特別区設置法を制定していくだけで、二百万人以上の大阪のような都市に特別区ができる手続を確定して、この二つの意味から都構想をぜひやろうといふふうにしてきた。突破をしていくこうということが大阪の都構想だったので、形はともかくとして、取り組みとして、やはり大事だったんだなというふうに思います。こういったホテルまでつくっているところを見ますとね。

きのうの質疑の中で、石破大臣からは、都構想がうまくいかなかつた理由と、そこについていまして、一つが、二重行政の打破が論点となつていた中で、区が五つに再編されて、そこに首長が選ばれるという住民に身近な特別区という主張がうまくかみ合つていなかつたんじゃないかなと。

あともう一つ、今回の投票結果を受けて、投票所でのメディアの調査について聞いて、七十歳以上の方々が反対になつてしまつたということについて、世代間における資源配分も含めた政策決定

をどうするかということが投票行動として顕在化してきたんだろうという頗著な例だったというふうになつた中で、基礎自治体の首長と住民で話しまで、いわゆる二重行政の解消を図ることが大切です。

その解消のために、さつま横浜の話もありましたけれども、とにかく、形からして、指定都市の存する区域において、これは第三十次地方制度調査会でも言われていることですけれども、できる限り同種の事務を処理する主体を一元化するとともに、事務処理に際して指定都市と都道府県の間の調整のあり方を検討することが必要だ。

これに加えて、住民意思を的確に反映させるために、指定都市は人口が大き過ぎるので、住民に身近な行政サービスを住民により近い組織でやろうといふふうにしていくべきだらうかという話を一方でありますと、小さな単位で手の届くところだらまといんだと思つんでいます。ただ、大都市という大きな課題を抱えて今やつていて、第三十次地方制度調査会どうするかといつたときに、大都市において本当にどうしたらそういうことがでいくんだろうかということを、今回住民投票がうまくいきませんでしたので、改めて思つてゐるんです。

今後の方向性を考えたときに、石破大臣からは、きのう、国家というものは夜警国家であればいいというぐらいの役割をやっていくべきだらうといふ話をなさつていて、その後に、道州制にするかどうかといったのは全国町会が反対しているわけで、こちらも今ロジカルに話がかみ合つてないという問題があるんだということをおつしゃつてきました。今の中央の省庁がどう変わることか、国と地方政府の議会がどういう関係なのかといふふうに思つてますとね。

という議論がほとんどされていないことが問題だとしても、府対特別区といふのは残るわけで、特別区は、それぞれ選舉によって区長が選ばれ、議会があるわけですから、特別区にして大阪市を廃止したら二重行政が論理的になくなるかといえば、それは論理的にはそうはならないのだろうと思つておられます。

しかし、身近な自治体であることは事実で、そのメリットはあるのだろうといふよう、我々、中央政府として、住民の方がお決めになることで、いいとか悪いとかいうことは一切申し上げないでまいりました。ただ、今申し上げたようなことに対して、一票を入れられた方が皆さんは得心して入れられたかというと、どうもそうでもないのかなという感じを持つておつて、これは、賛成された側も反対された側も、これを大きな教訓として、どうやつて一步前に進めるかといふことを思つています。

そこで、基礎自治体による住民自治を身近にするためにどうしたらいかということで、ちつちやな、観察単位が違いますから、海士町とか伊仙町じゃなくて、二五年の問題というのもお話し

されましたけれども、これは大都市において急速に進むという問題でありますので、では、そこに向けて大都市はどういうふうに変わつていて、大勢の方にお読みをいただきたいと出版元にお願いをしておるところなのでござります。

○石破國務大臣 私は、海士町であれ伊仙町であれ、この取り組みというものは、自治体の規模の大小を問わず、やはりこの教訓はきちんと学ぶべきだと思つております。

今委員がいろいろお示しをいただきました二重行政の弊害は、確かにそなのでしょう。そうであれば、知事さんは維新の会の幹事長であられる、市長さんは代表であられる、どちらも維新であるならば、二重行政の解消が何で府と市の間でできなかつたのかなという気がしないでもない。それに対するお答えもお持ちなのでしょうが、よくわからない。ですから、その議論がかみ合わなかつた部分もある。

そしてまた、仮に特別区といふものができたとしても、府対特別区といふのは残るわけで、特別区は、それぞれ選舉によって区長が選ばれ、議会があるわけですから、特別区にして大阪市を廃止したら二重行政が論理的になくなるかといえば、それは論理的にはそうはならないのだろうと思つておられます。

ですから、どこにおいても大事なのは、もちろん、維新の会の方がいつもおっしゃいます身を切る努力といふのも、やはりそれがないと感動が伝わらないので、それもございましょう。もう一つのがあつたので、この両方、もう全然人が来ないのがあつたので、この両方、もう全然人が来ないのが、規模の差はあるうが、同じことだと思つております。

ですから、どこにおいても大事なのは、もちろん、維新の会の方がいつもおっしゃいます身を切る努力といふのも、やはりそれがないと感動が伝わらないので、それもございましょう。もう一つのがあつたので、この両方、もう全然人が来ないのが、規模の差はあるうが、同じことだと思つております。

カキの春香の取り組みにしても、あるいはカキというマインドであつて、建物を建てたら人が来るという話じやない、どうやつて物をつくつて稼ぐかといふ話であつて、やはりそれでなければ人は来ないのでしょうか。そこにおいて稼ぐかといふ話であつて、やはりそれでなければ人は来ないのでしょうか。

海士町の隠岐牛の取り組みにしても、あるいはカキの春香の取り組みにしても、どうやつて稼ぐかといふ話であつて、やはりそれでなければ人は来ないのでしょうか。そこにおいて稼ぐかといふ話であつて、やはりそれでなければ人は来ないのでしょうか。

そこで伊仙町について申し上げれば、町長さんが、あそこは長寿の町であり、そして子宝の町ですかね。そして、高齢者の方々に対し、高齢者に対する施策を少し削つて若い人や子供たちに回させてくれといふことを言ったときに、高齢者の方々が、そだそだといふふうに言つてくだ

さつた。それを言うと票が減るから言いたくないという人はいっぱいいるんですけど、本当に行政が真摯に住民に向き合ったときに、私はそれに応えてくださる方は必ずいると思っておりまします。そこはやはり伊仙町の町長の見識であり、そしてまた今までの御経験であり、リーダーシップであって、そもそも海士町と通じるところだと思います。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。私がどうございました。

そうですね、海士町のカキ、おいしいですよ。本当に努力していて、それが広がっていくのか、さざえカレーとかいろいろとあると思うんですね。今お話を伺っていて、私どもとしても、伊仙町の話じゃないですけれども、何が違うのかなとうふうに思っているんです。

というのは、敬老バスを今まで無料でやつたものを値上げした。そして、一回乗つたら五十円ということを高齢者の方々に御負担をお願いしました。これはやはり財政的に厳しいところがあるので、先ほどの方の質問のときに、集票と、本当にこれからどういうふうにしていくかというのが大分違うんだろうというふうに思つてはりなかなか難しいなどというふうに思つています。

実際にやつてきたのは敬老バス九十億円赤字だったので、赤字を、二十七億円、財源で捻出することができますが、できたらそれで買えたものを、大阪は学力が一番低いという町だったので、子供たちの学校にエアコンがついていないなかつたのでエアコンをつけて、夏休みを短縮して、それで学校に来てもらえば我が町の子供たちにとって資することができるのかなといって、若手の方に回っていたと思うんですけど、私たちも住民投票をやつてみて、敬老バスの話を結構言わされましたので、なかなか難しいなと。済みません、感想です。ありがとうございます。あともう一つ、大臣がきのうおひしゃつた中

で、きょうもおひしゃつていましたけれども、経験や勘、思い込みに基づくこういった政策決定と数量的な、量的なものを見ながらやつていかなければいけないというふうにおひしゃつしているんであります。その方といろいろと、総務省から出向で横浜市の職員として来ていただいて取り組んできたというのの方といろいろと、おおむね自治体でもあるんですけど、なかなか難しいなど感じているんです。

実際に今おひしゃられたようなことを、ちょっとこれは質問通告はないんですけど、どうやって、地方自治体千八百、七百ですか、まあねくある中で、うまくできるところとできないところがあると思うので、それをどういうふうに伝えていくのか。職員さんも、パソコンが得意な人とかそういう人で、一人かわつたら突然とまつたりするんですよ、実態として。その辺について少し御所見をいただけだと思います。

○石破国務大臣 先ほど大野委員からも御質問がございましたが、このRESASシステムというものをそれぞれの自治体できちんと使っていただきけるように、研修というのも行います。また、地域の、それぞれのプロックの、政府の経産省なりあるいは国交省なりそういうものの出先機関が、担当の方々にお出かけをいただいて、こういうふうに使うんですよということを今、ずっと交渉しておりますところでございます。

これは、パソコンの使い方でも何でもそうなんですけれども、こんな分厚い説明書を読んでもまずわからぬ。特に、おじさんはどうか、が、市議会にできるようになる。

もう一つ考えてみると、その市議会の方々を支えておられる後援会の方々が、議員、これはこうじゃないのかと。今まで行政やあるいは議会しか手に入れられなかつた情報が一人一人の納税者が得られるようになるわけで、これはこうじゃないか、ああじゃないかという形で、まさしく納税者、主権者が地域の行政に参画できる、そういう手法としてこのRESASは画期的なものになりますということにしなければいけない。宝の

持ち腐れみたいなことになつてはどうにもならぬというふうに思つております。

これは、実際に、毎週末あちらこちらの会合でやつてお話をさせていただくんですが、この RESASの話を聞いて、首長の方々はふんふんとかと言つておられるのですけれども、そこにおられる、例えば商工会議所の方々、商工会の方々、あるいはJAの方々等々、何でもいいんでやつていたんです。それも、行政内に、CIOの方といろいろと、総務省から出向で横浜市の職員として来ていただいて取り組んできたというのと、一番これがることを知つておられるのは首長、それから行政の担当者。もう一つは、地銀と信用金庫の方々はこれに対する関心が物すごく高いですね。それは、今までもそういうものを使って商売をしてきたということもあるのでしょうか。

そういう方々のみならず広く、例えば、委員もそうでいらっしゃいましたが、市議会議員がこれを使うというのは、今まで一々市役所や県庁に行かなきゃ手に入らなかつた情報が、おうちのパソコン一つで市議員さんや町会議員さんにそういう情報が手に入る。それを使って、では一体、これまでから先、何年先の我が町は、我が市はこうなるのかということを、それは市議会によって選ぶんでしょうかけれども、実際に図表にして示すということによつて随分と変わつてくると思うんです。

市長、こう言つけれども、このデータによればこうではないかというような指摘が、経験や勘や思い込みではなくて、データをもとにした指摘が、これから先、与党であろうが野党であるうが、市議会にできるようになる。

もう一つ考えてみると、その市議会の方々を支えておられる後援会の方々が、議員、これはこうじゃないのかと。今まで行政やあるいは議会しか手に入れられなかつた情報が一人一人の納税者が得られるようになるわけで、これはこうじゃないか、ああじゃないかという形で、まさしく納税者、主権者が地域の行政に参画できる、そういう手法としてこのRESASは画期的なものを含んでいます。

そうでありますがゆえに、我々として、これらのものが、ちょっと申しわけないんですけど、何を本当に目的にしているかというのが僕の

中ではよくわからなくて。

そこで、まず、この小さな拠点が今何で必要で、実際にどういう特徴を持つているかというのをもう一度教えていただければと思います。

○内田政府参考人 お答え申し上げます。

本法案で目的としているところと云うことございます。

中山間地域等の集落、先生御指摘のように、過疎集落の比率が非常に高いわけでございますが、

そこで、人口減少に伴いまして、住民に必要な最小限のサービス、例えば診療所が撤退いたしましたり、日用品店が撤退したり、また、ガソリンスタンドが撤退して住民の足の確保也非常に困難になつてくる、そういうような状況あるいは背景を踏まえまして、幾つかの各地では、取り組みといったしまして、御提案しておるような小さな拠点、コンパクトビレッジでございますか、こういう形をなさつておる。

そういうことで、基幹集落への各種機能の集約でございますとか、サービスの提供でございますとか、周辺集落との交通のネットワークの確保など、周辺を促進するというようなことで、この法案として御提案させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○篠原(豪)委員 ありがとうございました。

ガソリンスタンドとかいろいろとお話をいただいたんですけれども、これを進める上で、具体的に令おつしやられたようなものを集約していくことになれば、病院であるとか、ガソリンスタンドとか、いろいろと最初から箱物をつくらなければいけないことも想定されると思うんですよ。つづった上で寄せていかなければならぬといふことのケースが想定される中で、いろいろとつくりますよね、道の駅か、スーパーだか、商圏がいろいろあります。

そうなつたときに、多大な投資をして、結局やつていくことになると思うんですね、ちつちやな過疎の村に。そうなつたときに、一体金体、そ

もそも設計として何年それをもたせていくから今

このお金を使うんだという話になるわけです。

そのときに気になるのは、読んでいて、人口流れ入策とか若者の定住策というのが見当たらぬん

です。なので、そういうことであると、これ

はどういうことだと云ふうに思ひますので、

ちょっとその辺のところを御説明いただければと

思います。

○内田政府参考人 お答え申し上げます。

本法案に盛り込まれた措置でございますね。それは、御指摘のように、サービス施設を集約して

いつて、これも、既にあるものを強制的に集約するというような、そういう強行的なことは別に措

置としては含まれておりませんが、それでござい

ますとか、交通ネットワークを確保とか、あるいは、地域の産業である農業の振興の観点から、地

域のブランド野菜の栽培等を促進するような措置

を盛り込んでおります。

こういうことによりまして、お尋ねのような若者の地方への定住策とか、そういうものは具体的な法律措置としては盛り込まれてはございませんが、このような措置を活用することによりまして、例えは、地域ぐるみでブランド野菜をつくり農家レストランをやるとか、あるいは、道の駅

を拠点といたしまして、高付加価値の商品をつ

くつて若者を呼び寄せるとか、そういう単なる延命策にとどまりません、持続可能な地域の経済が

生まれて、若者の移住、定着というような取り組みも促進されるというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○篠原(豪)委員 こういうふうにお答えになるのかなと思いますけれども、ちなみに別に僕は延命策とは言つていません。

そういうふうにお答えになるのかなと思いますけれども、ちゃんと僕は延命策とは言つていません。それがいいんだから、我々が強制的にやるわけにはいかない。そういう面を含めて、今回のこの計画は、さらによくなるようにもう少し御検討をしていただい

り組もう、今ある中でやろうという話なんですよ。逆に、これは、そういう人たちがいるかもわ

からないんだけれども、そういったことの取り組みがリーダー抜きにしても多分できるということになると思うので、手挙げすれば。そうだとすると

幾つかやつて、本当に日本の自治体の過疎化しているところでうまくいった例というのはそんなに多くないので、だとすると、少なくともそれがうまくできるような仕組みまで考えてお金を打たないと、やはりそれは、僕は言葉は使わなかつたのですが、御指摘のように、サービス施設を集約して

ですけれども、延命策というふうにとられて仕方ないんじゃないかと思います。

逆に言えば、そのお金を、二十年とか、三十年か、十年かわかりませんけれども、前提条件として、高齢化が進んでる過疎の町、村ということが基本ですから、そうなつたときには、お金の使

い方というのは、別に集約しなくて、ガソリン

がなければガソリンを運べばいいし、きっと今でも運んでるところはあるわけですよね。郵便局であるとか、あるいはお医者さんに来ていただ

くといつたって、それこそ何十年この町はもつん

ですか、このプランはというふうになつたとき

に、彼らは民間人ですから、まあ、お医者さんは

民間人じゃないかもしれませんけれども、一応、

経営者ですからね。そうなつたときに、本当に人が来てくれるのかどうかを危惧します。

そういうことも含めれば、例えはそれこそ移動、ちょっと気になつたのが、箱物も含めて、別に、あるものはあるもので使うし、一方で無理やり集約するわけでもないということになると、結構、中途半端じゃないかと思つていて。

先ほどの、僕じゃない方の、前の委員、前の前

か、コンパクトビレッジをやるときに、それこ

そ、財の移動というのは、憲法で、自分たちで、

国民に保障されていますから、我々が強制的にやるわけにはいかない。そういう面を含めて、今回のこの計画は、さらによくなるようにもう少し御検討をしていただい

た方がいいんじゃないかなというふうに思いました。例えば、一世帯住宅をつけてあげるとか、関連して子供のアパートを借りてあげるとか、その

ぐらいのことはやはり入れておかないと、若者は入るといふふうに思います。

財源はないですからね、無限にないわけですか

ら、単なるばらまきになる、そうすると、もう一度言いますけれども、さつき石破大臣がおつしやつてあるような話とも、そこは逆の計画なのかなというふうに思ひます。

そもそも、小さな拠点事業から考えたときに、もう一つ気になるのは、コンパクトシティーそのものですよね。

コンパクトシティーというのは、私たち横浜市でも、当然、構想には書いてあるんですよ。その計画をどうしていくかというのもあって、モデル

事業もやつていて、具体的に言うと、磯子区の洋光台という町と青葉区でたしかやつていたと思うんです。それは老朽化の建物とあわせてですけれどもね。

そうなつたときに、コンパクトシティーというのが果たして本当に、そもそもこれからうまくいくのかどうかというところが少し気になつていて。

そういうふうに理解していく。

そうだとすると、例えは、僕なんかは神奈川で

すから、神奈川だと、電車の便というのではなく、もつとちつちやなところでも電

車はいっぱい通つてゐるわけですね。商圏だと

か、いろいろなこういうものが利便性がいいといつたつて、ちょっと田舎に行くと、電車は通つ

ているんだけども、家が、周りが結構遠くて、

ある一ヵ所に集積させるよりは電車に乗つて、それこそ東京に出たり、横浜の都市に出た方が便がいいという人が結構いると思うんです、各駅電車

これはよくよく見てみると、これまで議論になつてきたかはわかりませんけれども、拡充型、移転型の方は、オフィスに係る建物等の取得価額についてオフィス減税ということになつていて、それは、今回、箱物を新たに用意しないと、これはセントとして特例措置が受けられないというふうに理解します。

何で計画に、雇用促進策なのにハード整備をセントしていただくことになつてているかというのがちょっとわからないところがあります。東京の過度な集中を是正するためには地方で安定した良好な雇用の確保が必要というのであれば、別にわざわざ箱物をつくる必要はないだらうと思います。不思議な話だなと思っています。

○若井政府参考人 地域再生計画の認定要件については、これまで、これからさらに詰めていくところでございますけれども、今委員が御指摘いたしました賃貸の場合といいますが、地域再生法に基づく地域再生計画の認定に当たりましては、必ずしも施設の新增設といいますか、取得を必要としないケースもございます。

ただし、この計画の認定の効果でござります設備投資減税につきましては、初期投資の負担を軽減するという観点から新增設に限らせていただきていますけれども、賃貸で本社機能を拡充して雇用をふやす、こういった場合には雇用促進税制の特例の適用があり得るもの、このように考えてございます。

○篠原(豪)委員 そうすると、この税制措置そのものを今回の地域再生法にわざわざ絡めなくては、別にほかの税制措置を、例えば今言つたような再生可能エネルギーとか、地方の活性化に対しても本当に実際に資するものですね。そういうふうに考えてやればいいような気もするんですけども、何でこれは地域再生法に絡めなければいけないのか

ないのかということをちょっと教えていただければと思います。

○石破国務大臣 それは、今回審議をお願いしておられます地域再生法の目的が、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取り組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他地域の活力の再生ということになつておるわけでございます。法目的がそのような法律でございますので、今回のいろいろな税制といふものは、ひとつきょう、この法目的に適合するようなものとしてつくらせていただいておるものでございます。

ですから、先ほど来事務官からお話をしておりますように、既に工場の移転税制はできているわけですが、はたと考えたときに、それでは、本社全てを移すとは申し上げおりません。本社の機能の中で東京になくともいいものがございましょう、それを地方に移した場合に、もちろんそこで雇用も生まれます、あるいはそこにおいて所得も生まれます。同時に、同じ会社で東京本社と地域の事業所を比べましたときに、婚姻率とか出生率とかいうものの差があるということが、例えばある企業においてはございます。

会社の本社機能の地方移転等々、これを促進します税制は、そのままこの法律の目的に資するところが大きいということで、別に無理やり絡めたものではなくて、法的に合つたような税制をお願いしておるところでございます。

○篠原(豪)委員 わかりました。ありがとうございます。では、例えば本社機能の一部を移転するとかいう話についてお伺いするとすれば、恐らく、こういった税制措置を、特に新たに箱物をつくるような会社でそれを受けていこうというようなところは、それなりの企業だというふうに理解します。それなりの企業であるということは、社員さんも、それなりの学歴と、しっかりとお給料をもらっている方々が恐らく多いんだろうというふうに考えてやればいい

うに思います。そうなると、今家を持たれている、マンションか一戸建てかわかりませんけれども、恐らくそいつた方々が多く勤めていらっしゃる会社なんじやないかなというふうに推察します。

そのときに、では、今回、この税制でもって、この特例措置でもって、鹿児島とか北海道に本当に事業者が新たに、自分たちの雇用している職員がみんなそういう状態で、ベッドタウンに住んでいるかわかりませんけれども、いる中で、ほんと移して、従業員を移動させるような決断にまで至るのかなというふうに思つていて。

確かに、新規産業をやつしていく、現地で雇用できるものというのがあればいいんですけども、そういう大きな取り組みというのはなかなかそんなに、新たにこの税制措置で出るかどうかわからない。

その中で、やはり思うのは、企業のニーズをどのように掛けてみますと、東京と地方においては五倍の差があるということが、例えある企業においてはございます。

まずは、本制度の設計をいたしますに当たりましては、しっかりと個別企業のヒアリング、そして、経済団体などにも御意見を聞かせていただきたいとお伺いしたいと思います。

○若井政府参考人 それでは、お答えを申し上げます。

まず、本制度の設計をいたしますに当たりましては、しっかりと個別企業のヒアリング、そして、経済団体などにも御意見を聞かせていただきたいとお伺いします。

委員御指摘のように、企業からお話を聞かせていただきますと、地方に移る、一部の機能を移すに際しましては、やはり社員の方をして御家族の方の教育でありますとか、医療、介護、こういったところの生活環境が非常に御心配である、このような声は確かに私ども伺つておるところでございます。

したがいまして、今回、この地域再生法に基づきます計画、これを都道府県や自治体につくつていただきましたのは、中小企業ほど地方に行つた方がよりビジネスがしやすいということも、私はあると思っております。この税制は大企業というものを対象に限つてはおりません。

向で今調整をしておるところでございます。いずれにいたしましても、国と地方と民間一体となりまして、こういつたしつかりとした環境がつくられるように、私たちも運用に当たつて努力してまいりたい、このように考えてございます。

○篠原(豪)委員 企業の調査をしていただいた上で、そういう懸念があつたと。私も、例えば横須賀とか藤沢とかあるいは幕張とか、そういったところに移つていくのであれば、各事業所ですからね、それは僕でも想像できるんですけれども、そういうふうにおっしゃられても、鹿児島とか北海道とか東京の会社が行くのかなとすごく思つてます。これは意見の違いかもしれませんけれども、本当に、これは机上の計画にならなければいいなというふうに思つてます。

それは、やらないよりはやつた方がいいですよ。というのは恐らくあるんだと思いますけれども、これが七千五百社ですか、本当にそこまでいつて、七千五百事業所というふうにやつていただけるのかどうことを、最後ですので、この辺の担保をよろしくお願いします。

○若井政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、七千五百社という目標でございますけれども、今委員御指摘の、東京や大都市圏からの移転に限らず、地域における、地方の企業の機能の拡充ということも含んでございます。どちらかといいますと、全体七千五百件のうち六千五百件程度についてはそういう事業を私ども見込んでございます。どちらかといいますと、そういうたるものも含めまして、自治体と企業、しっかりと連携をとりながら、この政策の実が上がるよう努めをしてまいりたい、このように考えてございます。

○石破国務大臣 委員の御指摘と少し、私は認識を異にいたしますのは、中小企業ほど地方に行つた方がよりビジネスがしやすいということも、私はあると思っております。この税制は大企業と地方に移られた方々のお話を聞いてみると、ま

さしく中小企業こそが地方に本社を置き、クリエーティブな仕事ができるのだと。

それは、東京にいなきやいろいろな情報が入らないという話がありますけれども、このスキルはうちの会社にしかないというものがあれば、それは向こうから来ますよ、どこであろうと、かしこであろうと。

ですから、それが鹿児島、あるいは、委員は遠慮しておっしゃつたのかもしれません、鳥取でもいいです、そういうようなところであつても、本当にそこにおいてクリエーティブな仕事をするということであれば、そういうところの方がよりいいということは、私はあるんだろうと思います。

そこにおいて、例えば光ファイバーはどうであるとか、今事務方が申しましたように、医療がどうであるとか、教育はどうであるとか、そういうことをきちんと御説明するのはまた地域の責任であり、それは基礎自治体と県が連携をしてやつていただるものだと思っております。

○鷲山委員長 午後零時四十五分から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

○鳩山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○階委員 民主党の階です。本日は質問の機会をいただき、ありがとうございました。

国家戦略特区に関して議論がされていると思い

ますが、同じような仕組みで、復興特区ということをちょっとと触れてみたいと思います。

資料の一をごらんになつてください。

復興特区とというのは実は三つのパートから成つておりますして、国家戦略特区に似た仕組みが、この真ん中のあたりに書いております復興推進計画の作成という部分になります。ちなみに、あとの復興整備計画は、復興のまちづくりのために土地の利用規制を緩和したりワンストップにしたりと今、これをちょっとと地域負担を求めるというような議論もありますけれども、これはまたちょっとと別なものです、復興推進計画を考えてみたいと思います。

復興推進計画の中で、国と地方の協議会というところで議論をして新たな規制改革のメニューを入れていこう、こういうたてつけになつておりますけれども、実際のところ国と地方の協議会に基づいて復興特区の中で新たな規制や手続の特例等が認められたケースなどのはどういうものがあるのか、そして件数はどの程度かということをお答えいただけますでしょうか。

○吉田(光) 政府参考人 お答え申し上げます。復興特区法に基づく国と地方の協議会でございますが、平成二十四年八月に宮城県で、平成二十五年の九月には岩手県におきまして、それぞれ協議会が開催されてございます。

○鷲山委員長 午後零時四十五分から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

以上でございます。

○階委員 今お聞きしたところによると、復興特区の仕組みができて四年近くたつわけですか

も、二件程度だと。そして、その中身も、今お聞きましたと規制改革ということとはちょっとと離れているのかなという気がします。

他方、今回の法案の中で、構造改革特区であるとか国家戦略特区で多くの規制改革のメニューが並べられておりますけれども、なぜこの国家戦略特区であるとか構造改革特区に比して復興特区では規制改革が進まないのだろうか。

この点について、小泉政務官、お答えいただけますか。

○小泉大臣政務官 今、階先生の御指摘がありました復興特区、さまざまなものがあると思いまして、小泉政務官、お答えいただけます。

の中で、二百一十七の市町村の中で、それぞれ取り組みや意識の違いとか、そういったことも今の現状につながっているのかな、そう感じております。

○階委員 今、小泉政務官からは、当初復興特区法に定められた規制緩和のメニューが充実しているから、それほど追加というニーズは起きないのではないかということをお話しいただきましたけれども、私が思うに、被災地では、大変社会的な課題が多い地域でもありますから、これから産業、新たな仕事をつくつていこうとすればメニューが出てくるはずだと思っていますが、まだそもそも、産業の復興というよりも、被災者の生活再建であるとか、住宅の再築であるとか、さん関心があつて、産業の復興のために独創的な規制の改革の提案というところまで至つてないのではないか。これも一つの要素ではないかと思っています。

そういう中で、今回、復興特区の効果促進事業に係るお金があるとか、それ以外にも資料二とか三をごらんになつていただきたいんですが、資料二は、先日復興庁で発表された「二十八年度以降の復興事業の考え方」ということで、いろいろ細かく書かれておりますけれども、一番下に注とあります、「上記分類のうち、「IV-1-2」及び「V」に分類される事業である事業であつて、本来、自治体負担の導入を検討。」とあります。今まで検討中で結論は出ておりませんけれども、下線が引いてある事業についてこれから地方負担が考えられる。米印で下に書いておりますように、「ただし、原子力災害被災地域十二市町村の事業は除外」ということがあります。

今申し上げたような、産業復興がまだまだこれからだという中でこういう地元負担を求めるといふことになりますと、産業が復興しなければ自主財源というのをふえてぎません。住民税であるとか法人市民税であるとか、あるいは、土地の価格

買収に係ります五千万の特別控除でございます。

二点目は、復興特区法第四十条に基づきます、新規立地促進税制における適用要件の緩和措置が実現しているところでございます。

また、岩手県の協議会におきましては、具体的に二件の提案が実現してございます。

一点目は、防災集団移転促進事業による、用地の権時代でそれとも、地域の中でのメニューを上げてくる、国家戦略特区に関しては国が主導する形もとる。

その中で、復興特区に関しては、二百二十七の市町村が特区の中に入っているということと、私が今特区を担当している中で、感覚として少し共通点があるのかなと思うのは、国家戦略特区も、例えば県全域を国家戦略特区の指定をしているケースもあります。その中では、具体的に県の中の自治体を見て、例えば、国家戦略特区のメニューを活用している自治体とそうでない自治体があるように、今回、復興においても、被災地

が上がらなければ固定資産税というのも入つてこないわけでございまして、今の段階で地方負担を求めるというのはちょっとと早過ぎるのではないか。この段階で地方負担を求める理由について、政務官、お答えいただけますか。

○小泉大臣政務官 まず、今までの五年間、集中復興期間のさまざまな措置が、今までの災害と比較しても相当異例なことであることは委員も御承知のとおりだと思います。

そういった中で、今まで自治体負担ゼロ、十分の十と言われるこういったことは特にそうでもあります。が、今、発災から四年以上たつた中で、復興のステージも、まだまだおくれが見られるところも、復興が感じられない地域があることは事実ですが、ステージが変わってきましたな、そう思われる状況が生まれつつあることもまた同時にそのとおりだと思います。

例えば、これから五年間の名称として、総理の方からも、また大臣の方からもお話をありましたが、復興・創生期間という形で今後の五年間を取り組んでいこう。そういった中で、復興から地方創生へ、そういう歩みを始めた自治体も出てまいりました。実際に、地方創生人材支援制度を活用して、山田町にも地方創生人材を送らせていただきました。

そういう形で復興のステージが変わってきた中で、まちづくりを自分たちの自立に向けた覚悟を持つて進めていたところが真の復興につながるという中で、自治体負担が一部出るもの今回整理させていただきましたが、大臣が再三答弁されていいるところ、仮に一部負担が出てくるような事業の中であっても、全国の同趣旨のような負担の割合と比べて軽くしていくような方向性でこれから具体的に詰めていく。ですので、個別の事業もいろいろあると思いますから、自治体の皆さんとしっかりと意見交換をして具体化を進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

○階委員 先週も被災地に行つてお話を伺つてきましたけれども、十分の十というのは確かにイレ

ギューラーですけれども、それを前提にしていろいろな計画を立ててきたわけですね。国が全部出しててくれると思つていたら、ここに来て請求書が出されるとことになると、橋下市長ではないですけれども、新たにほつたりバーではないかという氣も被災地の方はしているわけです。

それで、これから検討するに当たつて、確かに国の財政負担ということを考えなくてはいけないですけれども、個別の市町村によって、今、小泉政務官もいい動きも出できているというお話をしたけれども、かなりばらつきがある。

その点、資料三を見ていただきたいんですが、これは、岩手県と宮城県の沿岸被災市町村の税収などを被災前と被災後、直近が二十五年度ですけれども、比較したものであります。

例えば、岩手十三市町村トータルでいうと六・一%減ということなんですが、陸前高田市で見ますと、まだ、二六・七%ポイント減、それから大槌町などで見ますと三二・三%ポイント減というようなことになつております。

何が言いたいかといいますと、被災が大きい自治体ほど事業規模が大きくなります。他方、今見ていただいたように、税収の落ち込みも激しい、自主財源が乏しい、こういうことになるわけです。地方負担を求めるときに、仮にほかの地域に比べて低い比率で何%という比率だつたとして、そもそも事業規模が大きい被災地では、そこから計算される負担額といつては大変大きなものになるだろう。また、被害額が大きいだけに税収の落ち込みも激しいので、その金額を捻出するのは容易ではないということです。

私は、建設的な提案をさせていただくとすれば、個人的な考え方ですけれども、事業規模に關係なく、自主財源が被災前と比べて回復した地域、この回復した地域から増収分の一割合を国庫に事実上入れるような仕組み、例えば、地方交付税の配分のときには少しあげて配分するとか、つまり、少し通常の配分より減らして、税収が回復した分は国に戻していただくような考え方

方、こうしたことを通じて、被災が大きく、また自主財源が回復がまだ進んでいないところについては配慮するようなことを考へた方がいいのではあります。

○小泉大臣政務官 階先生と共通する思いというものは、今、時期である程度の一定の負担を負つていただこうという発想を私たちは持つておりますが、それぞれの自治体の被災の規模、そして復興事業の進捗、こういったものに対する配慮が必要だ、そういう部分での認識というのは共通する部分がかなりあると思います。

ですので、結論から申し上げれば、六月の末に向けて、これから五年間の負担のあり方、そして取り組みのあり方を具体的に決めていく中で、個別の自治体ともしっかりと相談をして、少しでも理解をしていただきながら形にしていくということに尽きると思います。

実際、先週の十五日の金曜日、岩手県と宮城県において、復興庁も伺いました。各自治体にも説明をさせていただきました。月曜日には福島にも伺いましたが、こういった形で、私もこれからも足を運びますし、しっかりと相談をしながら理解を得る中で形をつくりていきたい、そう考えております。

○階委員 最後にこの点を申し上げますけれども、地方負担をふやして、一瞬国財政面ではプラスになるかもしませんが、結局、復興が進まなければ自主財源が回復せず、その分、地方交付税で、ミルク補填みたいな形で入れなくなっちゃいけないわけですね。だから、その辺は、くれぐれも拙速に地方負担を求めることがないようにお願いを申し上げます。

本題に移つていきたいと思います。

石破大臣に伺いますけれども、地方創生特区、今回、マスコミ報道などではその名前を見ました。しかし、法文上は、地方創生特区という言葉は国家戦略特区の改正法上は出てきておりません

し、その定義というのも、余り正式なものを見たことはありません。

資料四をごらんになつていただきたいんですが、これは大臣の国会答弁でありますけれども、地方創生特区は、熱意のある自治体が、規制改革により地方創生を実現できるよう、国家戦略特区をさらに進化させ、手続の簡素化や専門家の派遣など、国が総合的な支援を行つものとして指定をするものであるというふうにおっしゃつております。

○小泉大臣政務官 國家戦略特区の中に地方創生特区が含まれるようない方でありますけれども、國家戦略特区法の定義におきまして、真ん中あたりに書いていますが、第二条で、「國家戦略特別区域」とは、「云々かんぬん」とありますけれども、国家戦略特区法の強化に資する事業又は「国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が國の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当度寄与することが見込まれる区域」だと。途中、ちょっととはしそつて読みましたけれども、これが導かれるんだろう。

そういうことで、国際競争力あるいは国際的な経済活動の拠点というのがキーワードになつてゐるわけですね。ここからなぜ地方創生特区というのが導かれるんだろう。

また、他方で、私どもの政権のときには、総合特区法というものをつくりまして、この総合特区には、国際戦略総合特区と地域活性化総合特区種類あるわけですから、地域活性化総合特区の方は、資料四の一番下のあたりに、総合特区法の三十一条の一項二号に書いてありますけれども、「当該区域において地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が國の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる」というようなことを総合特区法の中では規定しているわけです。

どちらかというと、地方創生特区的なものをやるのであれば、国家戦略特区というよりは、総合特区でやつた方が私は親和性があるのではないかと思つていてますけれども、なぜ国家戦略特区の中

に地方創生特区と「いうものを設けられたのか」といふことについて、大臣の御答弁をお願いします。

○石破国務大臣 定義にかかることがありますので、答弁書を読み上げて恐縮ですが、

国家戦略特区とは何かといえば、大胆な規制改革を実行するための突破口であります。これは、東京圏を初め、全国で六地域が指定になっております。

他方、地方創生特区とは、規制改革により地方創生を実現しようとする熱意のある地方自治体を指定するものであります。三月十九日、国家戦略特区諮問会議において選定した仙北市を初めとする三地域の総称ということで、委員御指摘のように、国家戦略特区の二次指定。ですから、カテゴライズをすれば、国家戦略特区以外の何物でもないということです。仙北市にしましても、仙台市にいたしましても、愛知県にいたしましても、これは委員が御指摘になりましたように、国際性というものを重視して指定をしたものでございます。それをやることによって、例えて言えば、医療ツーリズムでありますとか、あるいは自動車、航空機等の先端産業でありますとか、そういうものの発展を期し、国際的にそこに人を呼び込み、にぎわいを創出するというような形で、国家戦略特区の一つのバリエーションとして、この地方創生特区で三つを指定したというふうな理解を私自身しておるところでございます。

○階委員 その話を聞いて、思つたんですけども、これからも、地方が、地方創生特区をやりたいと思つたんですが、その認識で正しいですか。

○石破国務大臣 それは、このベースとなつております法律が、そのように、国家戦略特別区域とは何であるかということで指定をしておるところでございます。

これから先、この国がグローバル化していく上において、やはり国際性というのは一つのキーでありますけれども、どのようにして地域の生産性を上げ、地方の生産性を上げることによつて、そこに高い所得と安定した雇用をもたらす場合には、それが国際性を有するものであるか、そして、それが結果として、地域のにぎわいの創出、あるいは世界的に新しい新産業の創出、そういうものに資するものをこれから先も選定していくかと思います。

○階委員 そういうことに気をつけないと手を挙げてもなかなか認められないということは、我々としても注意しなくちやいけないと思っていますが、そもそも、地方でそういう国際的なグローバルな仕事をしているかというと、これは大臣も御承知のことおり、富山和彦さんがおっしゃったGとLということで、地方では圧倒的に、L、ローカル型産業、つまり、サービスや小売の産業で、中堅・中小企業が担つているもの、これが日本全体でいうと、雇用の八割がそういうL型の産業だと言われているわけですね。

そういう中で地方創生を考えるときに、国家戦略特区を使うのなら、確かに、法文の定義上も、さつき大臣がおっしゃつたようなことに気をつけなくてはいけないだろう。しかし、必ずしもグローバルな仕事がメインというわけではありませんから、このL型産業をどうやって伸ばしていくのか、ここにスポットを当てなくてはいけないと思っています。

ちょっと時間の関係で、二つばかり質問を飛ばして、今の点に絡んでお尋ねします。

実は、このGとLの話、これまで私、大臣と、ことしの予算委員会、あるいは去年のこの委員会でも御議論させていただいたときに、大臣から次のようなお答えをいたしているんですね。

例えば、先日の予算委員会では、地方が人手不足であるがゆえに、生産性を上げ、雇用を確保し、賃金を上げていくことにおいて地域のお知恵を賜りたいというふうなことを三月六日の予算委員会でおっしゃっていました。

○階委員 その点に沿って、地方創生特区の生産性という意味で受け取っておりますけれども、まず前提として、その認識でいいのかどうか、お答えいただけますか。

○石破国務大臣 私自身はそういう認識で生産性を上げるという言葉を使っております。

○階委員 それで、地方の労働生産性を上げることが必要だということで、私もそれは大変重要な生産性という意味で受け取っておりますけれども、まず前提として、その認識でいいのかどうか、お答えいただけますか。

○石破国務大臣 私自身はそういう認識で生産性を上げようとしていくと、どこの企業も三人を一人にして労働生産性を上げていく。余った人というのは、どちらかというと、そういう労働生産性を上げるときについていけないような、労働市場での、ちょっとと言ひ方に氣をつけなくてはいけないですけれども、やや労働市場という部分においてはちょっと力が劣る人です。もちろん人間の価値を言つているわけではありません。

ただ、この労働市場においては、必ずしも競争力が高くない人材においても、そういう人の行き場もつくらなくちゃいけない。そういう中で、この三人を二人にということを安易に進めていくといふのがどうか、私はここが気になるんですね。

労働生産性を上げるという中で、私はそこが最大の課題になるような気がします。大臣のお考えいかがどうか、私はここが気になるんですね。

○石破国務大臣 まことに的確な御指摘ありがとうございます。

地方においても、今まで人手が余っているのと、国際的な競争力の強化とか、国際的な仕事にかかわるものでないとなかなか認められないのかななど思つたんですが、その認識で正しいですか。

○石破国務大臣 それは、このベースとなつております法律が、そのように、国家戦略特別区域とは何であるかということで指定をしておるところでございます。

まだ、去年のこの委員会では、これはオガール紫波のことを取り上げたときに大臣からお話をあつた件ですけれども、どのようにして地域の生産性を上げ、地方の生産性を上げることによつて、そこに高い所得と安定した雇用をもたらすのではなくかといったような御発言もありました。

地方の生産性という言葉を大臣からはたびたびお聞きしております。先日の福田委員との御議論でもこの委員会でありましたけれども、この地方の生産性という言葉の意味なんですが、私は労働生産性という意味で受け取っておりますけれども、まず前提として、その認識でいいのかどうか、お答えいただけますか。

○石破国務大臣 私自身はそういう認識で生産性を上げようとしていくと、どこの企業も三人を一人にして労働生産性を上げていく。余った人を二人にして労働生産性を上げていく。余った人というのは、どちらかというと、そういう労働生産性を上げるときについていけないような、労働市場での、ちょっとと言ひ方に氣をつけなくてはいけないですけれども、やや労働市場という部分においてはちょっと力が劣る人です。もちろん人間の価値を言つているわけではありません。

ただ、この労働市場においては、必ずしも競争力が高くない人材においても、そういう人の行き場もつくらなくちゃいけない。そういう中で、この三人を二人にということを安易に進めていくといふのがどうか、私はここが気になるんですね。

労働生産性を上げるという中で、私はそこが最大の課題になるような気がします。大臣のお考えいかがどうか、私はここが気になるんですね。

○石破国務大臣 まことに的確な御指摘ありがとうございます。

地方においても、今まで人手が余っているのと、国際的な競争力の強化とか、国際的な仕事にかかわるものでないとなかなか認められないのかななど思つたんですが、その認識で正しいですか。

○石破国務大臣 それは、このベースとなつております法律が、そのように、国家戦略特別区域とは何であるかということで指定をしておるところでございます。

か、そういうことがあります。そうすると、これは経済学の概念ではないのかかもしれません、そこにおいて提供されるサービスの質とは何であるかということを考えたときに、やはり一人でできることを一人でやつていた。それを一人でできることによって、提供されるサービスの質 자체が向上されるのではないだろうかという感じを一つは持っております。

もう一つは、分母と分子の関係でいえば、分子の部分で何かいろいろな工夫はできないだろうか。分母だけではなくて、定住人口は減るわけですが、分母だけではなくて、そうすると交流人口をふやすことによつて、たとえし型の経済であったとしても、この労働生産性を上げるということは十分に可能なではないだろうかと思います。

もう一つは、今随分氣をつけておつしやいましてたが、人の優劣とかそういうことは全く考へてはおりませんけれども、そういう方が地元においでかけがえのない存在として働くようなやり方というものが今全国で出てきているというふうに思つております。そういう方が一つの仕事を従事することによって、いろいろな障害をお持ちの方でもかけがえのない存在としてその地域で働いていただけるというのは、それは労働生産性とは違う概念ではないだらうかというふうに思つておられまして、これは滋賀県の例で、私はちょっと名前を失念いたしましたが、そういう方がその地域において働くことによって、それが総務大臣から何か表彰を受けたという例が昨年ございました。

そういうように、労働生産性だけではなくて、地域のにぎわいを取り戻すという観点も私は地方創生においては不可欠なことだと思います。

○階委員 大臣の後半の方でおつしやられたことは全く同じような考え方を持っておりますが、問題は、今の与党の政策体系がそれに沿つているのかどうか。農協の改革であるとか農業の産業的な方向性、あるいはこの総合特区法の中でもシルバー人材センターの活用なども、実はこれは、ど

ちらかといふと、労働生産性の向上というよりは、むしろ安価な労働力の供給をふやすような方向になつてゐるような気がします。

他方、大臣が最後におつしやられた、居場所をつくつていくか、ここでの視点もまだまだ不十分なような気がします。

そうしたあたりを我々も考へておきますし、ぜひ大臣初め皆さんの方にも考へていただきたいと、いうことを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○鳩山委員長 次に、奥野総一郎君。

○奥野(総)委員 質問のお時間をいただきまして、感謝いたします。

通告しております質問は、今、階委員と最初のところはダブつてしまつて、やはり考へることをしようと思つたんです。要するに、國家戦略特区の中に地方創生特区があり、その地方創生特区の中にさらに近未来技術実証特区がある、この関係がよくわからぬといふ趣旨の質問をしようと思つてました。

目的規定を見ると、国家戦略特区というのは、産業の国際競争力を強化し、国際経済活動の拠点を形成する、それによって国民経済の発展を、要するに経済成長をしていくということですね。

○石破国務大臣 ありがとうございます。

○奥野(総)委員 ありがとうございます。

産業の国際競争力を強化し、国際経済活動の拠点を形成する、それによって国民経済の発展を、要するに経済成長をしていくということですね。

さらに、近未来技術実証特区ですか、これも、地方創生にも資するけれども、国際競争力の向上にも資する。何となくわかるような気がするんですが、そういう理解でいいんですか。その三つの関係ですね。

○石破国務大臣 そういうような理解であると私自身は思つております。

○奥野(総)委員 そうすると、地方創生でも、そういう、もう少しローカルな、国際競争力の向上に資しない、あるいはグローバルな経済と直接関係しないようなものについては国家戦略特区の中の地方創生特区に入つてこない。今さつき答弁なされたとおりだと思いますし、同じ近未来技術の実証でも、例えば、ローカルに農業を使っていくく、ローカルに林業を使っていくような技術については恐らく国家戦略特区の中に入つてこないという理解だと思います。

では、漏れたところをどうするのかといえば、漏れたところについては、先ほど階委員がおつしやつておられたように、総合特区制度であるとか、あるいは構造改革特区制度の中でやつっていくといふ理解だと思います。

○石破国務大臣 それぞれ制度の趣旨、目的が違いますので、漏れたからといってその地域がだめだとかそういう話ではない。ほかの制度でそういうところに対しても、的確な対応をしていくといふ理解だと思います。

○奥野(総)委員 ありがとうございます。

○石破国務大臣 それは当然、法改正を伴うことになりますので、また議会における御議論もいたります。

○奥野(総)委員 私もとして、この特区の制度も随分長い歴史を持っています、いろいろと新しい特区がふえてまいりましたので、どうも余りユーバーフレンドリーではなくなつてきたかな、一々手引書を見ないと何だかよくわからぬねというようなことがあります。

○石破国務大臣 ありがとうございます。

○奥野(総)委員 ありがとうございます。

のは、日本国じゅう相当に多くあると私自身は考えております。

○奥野(総)委員 それはやはり制度の趣旨が確かに違つかもしだれますが、この三つに共通しているのは、規制改革、規制緩和を通じて地域の住民の生活をよりよくしていく、あるいは、ひいては国民生活をよりよくしていくことで共通の構造があると思うんですね、その部分については同じと言つてもいいと思う。あるいは、総合特区では、それにさらに財政支援とか税制とかがついてくる。今回、後ほど伺いますけれども、地域再生法でも税制の話が出てきます。

○奥野(総)委員 ありがとうございます。

○石破国務大臣 ありがとうございます。

○奥野(総)委員 ありがとうございます。

と、どうもこの制度の趣旨が生きないのでないかと思つております。

それから、東ねるといふことがどういふことを指しておられるのか、ちよつといま一つよく理解をいたしかねますが、要は、使いやすいもの、効果を発現しやすいもの、まさしく地域に親和性を持つものという形で、いろいろな自治体が手を挙げやすいもの、あるいは私どもの方として選定しやすいものという形で進化をさせていくというのは重要な論点だと思います。

○奥野(総)委員 我々の政権のときに総合特区というのをつくったんですが、あれが一つの我々なりの答えだったと思つてます。それをさらに強力に推し進めていくのがこの国家戦略特区ということかも知れませんけれども、であれば、その二つをきちんと整理して、より使い勝手のいいものにしていく。やはり財政の支援なんかも必要だと思うんですね。

お隣の韓国なんかは、投資をした企業に対してもキャッシュバックをしている。投資額に応じて、あるいは技術の難易度に応じて率を変え、投資額の何%という形でキャッシュバックをしているとか、あるいは向こうの役人、省庁の担当者がいて、規制について問題はありませんかと外國企業に聞いて回つて規制改革をしていく。私は、ある日本企業の方とお話ししたんですが、非常に韓国は使い勝手がいい、外國企業から見ても行きやすいんだ、日本と韓国と今どちらに投資をするかといえば韓国だとおっしゃいました。そういふ切つた視点も必要かなと。

今回は規制改革だけに特化しているんですが、なかなかそれだけだと実際雇用があえないと私は思つますが、いかがですか。そういう意味で、もう少し、スーパー国家戦略特区、あるいは我々の総合特区をさらに発展させるという形での改革を求めていきたいと思いますが、もう一度お聞かせください。

○石破国務大臣 それは、当委員会においていろ

いろな御指摘をいただき、私どももよりよいものを目指してまいりたいと思つております。

今韓国の例を挙げられまして、財政支援というのも必要ではないかとお話しになりました。そ

うすると、それって総合特区じゃないのという話になつてくるわけで、いや、国家戦略特区というのは、国家として岩盤にドリルで穴を開けて全体的に構造を変えていくのだという趣旨とまた違つてくるんぢやないのというようなことで、どうも、長い歴史の間にそれぞの特区の連関性がよくわからなくなつてきているというところはあるんだろうと思います。

それは、私ども政府として、政府なりにそれぞれの特区を、一長一短ございますが、こういうもののですということを切り分けてお示しすることには、理屈の上ではできるのですが、使う側からして、今韓国の例をお挙げになりましたが、だつたら韓国の方がいいじゃないかというようなお話をなつたら、それは何のための特区なんだということもなります。

○奥野(総)委員 なぜそんな話をしたかというと、結局、国家戦略特区の中に地方創生特区が入つたりして非常にわかりにくいで、だつたら全体を見直したらどうですかという中で、もう少し、目標は一つですから、経済を発展させていく、同時に地域を疲弊から救っていく、そして人口をふやしていくということですね、大体言えば。それに向かつて何が有効かということです。

はり大胆に考へていただきたいということです。いう御質問をさせていただきました。

その上で、国家戦略特区についてですが、今、現時点、六地域が区域計画ができると思いますが、進捗状況はどうなつてあるんでしようか。

○内田政府参考人 事実問題をまず事務方から御答弁させていただきます。

昨年の五月に、国家戦略特区、六区域、指定させていただきました。この一年間、約一年間たつまでございますが、十四回の区域会議が開催されまして、合計五十もの事業が認定されて、目に見える形の規制改革が進み始めているなどという評価をしております。

具体的に例を挙げさせていただきますと、例えば東京圏では開業のワンストップセンターを設置いたしましたり、また、東京圏に加えまして、関西圏や福岡市では、雇用ルールの明確化等を目的いたしました雇用労働センターを設置いたしまして、今韓国の例もございましたが、外国人を含めました起業の促進を行つてあるところでござります。

また、農業分野でございますけれども、新潟市や養父市におきまして、農業生産法人の役員要件緩和の特例の活用等によりまして、六次産業化でござりますとか企業の参入拡大等を進めて、こういう状況でございます。

○奥野(総)委員 ちらほら進み出しているとも言えるんですが、これは法律が通つてるのはたしかおとしの秋でありまして、もう一年半たつているんですね。東京の話ばかり出ていて、成田も入つてはるはずなのに、成田という言葉が出てこないんですね。東京の話ばかり出ていて、それが入つてはるはずなのに、成田市について、今まで区域計画を見ても、成田という言葉が出てこないんですね。東京の話ばかり出ていて、それが入つてはるはずなのに、成田市について、今まで区域計画に入つてないんですね。

東京圏になぜ成田が入つたかというのは、ちょっととびっくりしたんですが、ところが、東京圏の区域計画を見ても、成田という言葉が出てこないんですね。東京の話ばかり出ていて、それが入つてはるはずなのに、成田市について、今まで区域計画に入つてないんですね。

○内田政府参考人 お答えを申し上げます。成田のことです。東京圏の一部といつたしまして現在検討が進められておりますのは、医学部の新設の関係、それから、東京国際空港を活用いたしましたアジアのゲートウェーという関係の事業というものを検討なされているところでございます。

このうち、医学部の関係につきましては、昨年の十二月に東京圏の区域会議のもとに関係者が集まる成田市分科会を設置いたしまして、昨年の十二月、今年の二月と、二回にわたりまして関係省庁を交えた議論を行つてはるところです。

○奥野(総)委員 成田の提案は、分科会で見ると医学部の話だけなんですが、念のため、アジアのゲートウェーの方というのはどういう改革が入っているんですか。これは通告してはいけないですか。これは通告してはいけないですか。

○内田政府参考人 お答え申し上げます。アジアのゲートウェーの方でござりますが、先

などについても、活用する用意があるといふように聞いているところでござります。

○奥野(総)委員 よもや政治的な要因があるうとは思えないんですけど、沖縄というとどうしても聞いてみたくなつてしまつて聞いてみましたが、沖縄だけ区域計画が決まつていないのもまた事実なんですね。

それから、次に私の地元の話も少しさせていただきたいんですが、東京圏について、成田市がなぜか入つてはるんですね。

東京圏になぜ成田が入つたかというの、ちょっととびっくりしたんですが、ところが、東京圏の区域計画を見ても、成田という言葉が出てこないんですね。東京の話ばかり出ていて、それが入つてはるはずなのに、成田市について、今まで区域計画に入つてないんですね。

ほど申しましたように、成田空港がございます。国際ビジネスイノベーションの拠点といたしまして、医療、雇用等の分野も含めました総合的な規制改革というものを実現することを期待して指定されているものということございます。

具体的には、成田市からの御提案でございますが、創業人材の受け入れ、外国人の受け入れでござりますとか、輸出手続のワンストップ化というようなものの御提案を今いただいているところでございます。

○奥野(総)委員 その部分はあれですか、今医学部の話だけ聞こうと思ったんですが、その部分も今頭出しされていないですね、区域計画に。それは進んでいるんですか。

○内田政府参考人 現在、ワーキンググループでございまして御議論が進みつつあるという状況でございます。

○奥野(総)委員 話を聞くと、やはり、医療ツーリズムとか、医療関係の人材を受け入れるとか、そちらの方に力点があるようなんですよ。大学医学部の新設とそれの附属病院の設置といふのはやはりコアなんですね。これなくしてほかの部分というのになかなか成り立たないと思うんですね。ゲートウエーというのは、国際空港ですから、それは当然のことなんですけれども、その上でさらに入を呼び込んでいく、成田独自に呼び込んでいくという話になると、これはやはりそういう新しい仕掛けが必要だという意味で、医学部の新設が前提だと思うんです。

では、分科会をつくつてるのはわかりましたけれども、医学部の新設の進捗状況はどうなっていますか。認可、告示の改正が必要だとthoughtsが、具体的な見通しはいかがですか。

○丹羽副大臣 奥野先生にお答えいたします。先ほど成田市の分科会のお話がございましたが、今後、文部科学省といたしまして、成田市分科会での議論を踏まえて、高齢化社会に対応した社会保障制度や、全国的な影響等も勘案しつつ、医学部新設に関する基本的な考え方や方向性等に

ついて関係府省庁と協議の上、必要な法令上の手当について検討していきたいというふうに考えております。

○奥野(総)委員 ずっとこれは検討になってしまって、そもそも、国家戦略特区の規制改革事項等の検討方針、平成二十五年十月十八日という文書があつて、その中で、医療については、医学部の新設についても、たしか検討するという書き方になつていただとと思うんですが、そこで検討するという言葉が使われて、ずっと検討されているということです。

○佐野政府参考人 お答えさせていただきます。これは今後、現在、成田市分科会で議論を進めているんですが、これは、ずっと検討して、検討の結果、認められない、要するに、これは今告示がありますね、少なくとも大学の設置の認可要件として、医師の養成に係る大学は認められない、医学部つきの大学については認可できない、こういうたてつけに今告示がなつていて、今回、東北についてはその告示の特例として、このもとの告示は生かしつつ特例としてやつてているということなんですが、これは成田の場合も同じように特例がありますが、これは成田の場合も同じように特例の告示で考えておられるのか。

そして、検討の結果、これはいろいろなところから意見があるようですが、いろいろなところといふのが、意見があるようですが、意見があるようですが、意見があるようですが、検討の結果、認められないといふこともあり得るんでしようか。

○佐野政府参考人 お答え申し上げます。成田市分科会の議論を踏まえて、今、仮に何らかの法令の手当てを行うことが必要となつた場合にはどのような形で対応するかについては関係省庁と協議の上検討してまいりたいと思います。東北の医学部設置のように特例として扱うのか、あるいはそのほかの形で扱うのかについては今後関係省庁と検討してまいりたい、そういう状況でございます。

○奥野(総)委員 今のは、認められる場合はそういうのを参考にするということだと思いますが、

政府の方針も、検討するとしか書いていないんですね。検討の結果、告示の改正をしないという判断はあるんですか、あるいは特例告示を設けないという判断もあるんですかというのが二問目の問い合わせです。

○佐野政府参考人 お答えさせていただきます。これは今後、現在、成田市分科会で議論を進めていますので、その結果を踏まえて考えたいと思いますので、その結果を踏まえて考へていただきたいと思っているところでございます。

○奥野(総)委員 答えにくいとは思いますが、いろいろな関係団体の意見を聞きつつ、結果、認められない、結論として難しい、調整し切れないということもありますね。その場合は告示改正できないよといふ、もう一回聞きますけれども、そういうことであります。その場合は告示改正できないよといふこともあり得るという今の答えだったと思うんですね。その場合は告示改正できないよといふことなど思つております。

○佐野政府参考人 現時点におきましては、繰り返しになつて恐縮ですが、成田市分科会で議論をしている最中でございますので、その点についてどのような形で法令の手当てを行なうかについては今後関係省庁と協議の上決めていくということです。

○佐野政府参考人 お答え申し上げます。成田市分科会の議論を踏まえて、今、仮に何らかの法令の手当てを行うことが必要となつた場合にはどのような形で対応するかについては関係省庁と協議の上検討してまいりたいと思います。東北の医学部設置のように特例として扱うのか、あるいはそのほかの形で扱うのかについては今後関係省庁と検討してまいりたい、そういう状況でございます。

○奥野(総)委員 先ほどゲートウエーの話もしたんですが、この成田特区といふのは、医学部ができて、そこに大学病院が併設されて、そこに外国からお医者さんが来たり、外国から研修生が来たり、患者さんが来るというのが前提なんですね。だから、ここが認められない、そもそも特区である必要がない、特区として成り立たんじやないかと思うんですよ。

○奥野(総)委員 先ほどゲートウエーの話もしたんですが、この成田特区といふのは、医学部ができて、そこに大学病院が併設されて、そこに外国からお医者さんが来たり、外国から研修生が来たり、患者さんが来るというのが前提なんですね。だから、ここが認められない、そもそも特区である必要がない、特区として成り立たんじやないかと思うんですよ。

○奥野(総)委員 ニューを政府が用意する実際どうかはともかくも、まず政府がメニューを用意して、法律改正をして、こういう規制改革をしていきます、あるいは、法律にかかわらず、政令、告示レベルもそうなんでしょうけれども、こういうメニューがあるで、このメニューについて手を挙げてください、こういうたてつけだつたと思うんですね。だから、成田が選ばれた。選ばれた時点で、恐らくそ

ういう告示改正を視野に入れつつ選ばれたんだと思うんですね。逆に、これがもし、今言つたように調整し切れない、告示改正にならなかつたとした場合に、成田というのはどうなるんですか、国家戦略特区から外れてしまうんですか。どうな

どですか。○石破国務大臣 極めて難しい御質問であります。が、今事務方がお答えをいたしましたように、多方面で検討いたしておるところでございます。仮にそうならなかつたらというお話を、今の時点ですべきではない、という答弁は私は余り好きじゃないんですけど、それでも、そう言わざるを得ないことがあります。○奥野(総)委員 答えにくいとは思いますが、いろいろな構想、いろいろございますが、やはりここにおいて、医療ツーリズムというのか、これが、委員御指摘のよう、確かに、ゲートウエーとしての構想、いろいろございますが、やはりここにおいて、医療ツーリズムといふのか、そういう点に着目をしてこの議論はなされている点であります。

○奥野(総)委員 私も、成田市の市長さん始め関係者の方々のお話、いろいろ承つておりますし、そしてまた、そこでも新しい医学を志しておられる、そういうような方々、あるいはそこにおいて教育を展開したいと思つておられる方々、まさかテントを張つて病院をつくるわけにもいきませんのですから、いろいろな御都合もあるうかと思つております。

○奥野(総)委員 このは、今本当に検討を行つてゐるところであります。これは、今本當に検討を行つてゐるところで、もしうまければどうするかというお話をすべきではございませんが、これをそのように特区として扱うことによつて、これから先、日本の産業がどうなつていくか、成田市ののみならず、日本全体の産業構造がどのように変わつていくかなど思つてます。

過去のいきさつもよく頭に入れながら、日本全体がよくなつていくことを念頭に、いろいろな議論がなされてゐるというふうに承知をいたしております。

○奥野(総)委員 何も私は、これをだめにしようと、野党だから潰そうと言つてゐるわけではなく

ず、ソフトにおさめしても、東京が金融センターとしての役割を果たすようなそういうような政策は民間とともに私どもやつていかねばなりません。

○木内(孝)委員 私も二十年間金融機関に勤めてまいりましたので、日ごろから、昔の仲間等々、金融関係者と懇談する機会が多うござります。

一つ現場から聞こえてくる声が、ハード面、ソフト面、両面において、東京の金融市场としての働きにくさという声が多く聞こえています。

これは、一つは税制面ですね。法人税や所得税、あるいは証券関係の税制で証券譲渡益課税や配当課税、こうした税制面においても、シンガポールあるいは香港等と比べても、非常に劣後して厳しい国際競争環境であるというのが一点。

その中で、今回、国家戦略特区の中で、ソフト面でいろいろプラスが期待されるかなと思つて幾つか見ておりましたらば、例えば、お手伝いさんを雇いやすくする環境、あるいは外国人のお医者さんを雇いやすくする環境、あるいはさまざまな登録事務、外国人登録とか、さまざま事務登録をする際にこれをワンストップができるような環境とか、いろいろ盛り込まれていて、これはこれでありがたい話だとは思つんですけども、正直申し上げて、ほかの面でなかなか今厳しくなつてゐるところに、そうした不都合をカバーするほどの大した効果はないのかなという感じを持つております。

ここ十年来、例えば、対日投資を促進するとか、さまざま面での環境面の整備が図られてまいりました。ことしもたしか三月十七日ですか、関係閣僚で集まつて対日直接投資を促進する会議私、今回の国家戦略特区の中身を見ていましても、なかなか東京が国際センター都市として競争力を強化して立場を強化するという道筋が正直見えない中で、一つ、これをやれば必ず短期的に効果があるのでないかという案がござります。それは、税制面とかそういうのは当然そういう簡単にはいじれないのは承知しておりますし、あるいは証券税制ですら、これぐらいはいじつてもいいのかなとは思いますが、財政難の折、そういう金融関係者と懇談する機会が多うございます。

この話とはずれるかもしれませんが、この国の経済のあり方、経済政策のあり方、私は、日本といふのは本来自由主義経済であると思われるところを、非常に官僚主導国家といいますか、官僚主導の経済システムが今なお色濃く残つていると考えております。

たばこという会社がござります。これは民間会社でございますけれども、国がまだ三三・四%、三分の一超の株式を保有しております。なぜ日本たばこの株式を国が三分の一超保有し続ける必要があるのか、この理由をお聞かせください。

○飯塚政府参考人 お答え申します。

JT株式についてのお尋ねでございますけれども、たばこと事業は、葉たばこ農家やたばこ小売店など、たばこ関連産業の健全な発展を通じて地域の雇用や経済の発展に貢献するとともに、国と地方の財政収入の安定的確保に寄与していると考えております。

そういった中で、JT株式につきましては、先生御指摘のように、法律に基づきまして、政府は発行済み株式総数の三分の一超を保有することが義務づけられておるわけでござりますけれども、葉たばこの全量買い取りや、あるいは、それと一緒にこのような政府によるJT株式の保有につきましては、たばこ事業法に基づいて、葉たばこ農家の経営安定を図るためにJTが行っております国産葉たばこの全量買い取りや、あるいは、それと一体の関係にござりますたばこ小売店の経営の安定のための一定のマージンの確保など、こういった

ものを実質的に担保するという意義を有しているところでございます。

○木内(孝)委員 日本たばこさんは、国際価格の三倍から四倍の葉たばこを日本の農家から購入しているということになつております。完全民営化されてしまうと、国際価格の三倍、四倍で購入している葉たばこ農家が潰れてしまうからといふ理由でこの三分の一超を維持しているという説明だというふうに理解しております。

私は、そういう葉たばこ農家を切り捨てるべきだとかそういうことは一切申し上げません。しかしながら、自由主義経済において、国際価格の三倍、四倍の価格の葉たばこを買うために、国が三分の一超株式を保有し続けるというのは、私はどうしても説明として納得感がありません。

今、時価総額、大臣御存じでしようか。これは九兆円なので、お答えいただく必要はございません。今この三四%の株式を売却すれば、三兆円せん。今この三四%の株式を売却すれば、三兆円資金が捻出できます。葉たばこ農家を保護するためにこの三兆円を売却しない理由というのは、大臣から見て、これは納得感がある今の説明でしょうか。

○石破国務大臣 これは、たばこ農家というものがここ数年非常に統合もやつてきました、合理化もやつてきました。その中において、ほかの農産物と比べて、これから先いろいろな構造改善の余地があるかといえば、かなり厳しい状況だというふうに認識をいたしております。これは農林大臣風の答弁になつて恐縮ですが、そういうふうに考えております。そしてまた、たばこ農家がほかの農産物に転換できるかというと、砂地でつくつておられますのでなかなかほかのものに転換しにくいう事情もござります。

そういったときに、政府の関与というのがなくなつた場合にそういうものがどうなるかということも、一方、今事務方から答弁申し上げました税収の観点からいって、国の関与というものがこれから先もある程度はあるべきではないかというふうに認識をしております。そこで、たばこ農家の経営安定を図るためにJTが行つております国産葉たばこの全量買い取りや、あるいは、それと一体の関係にござりますたばこ小売店の経営の安定のための一定のマージンの確保など、こういった

私自身は、たばこ農家の経営でありますとか、ほかに転換する作物がありますかとか、そういうよ

うないろいろな論点がこれにはございまして、国が、ありますとか、あるいは税収の観点でありますとか、たばこ農家の経営でありますとか、ほ

かに転換する作物がありますかとか、そういうよ

うないろいろな論点がこれにはございまして、國の税収あるいは財政の観点からもこれは貴重なものだと思っております。

ですから、委員はそういうような上つ面なことをおつしやつていいことはよくわかつております。

しかし、日本は、株式市場、資本市場において、いわゆる自由主義経済でないといふ見方をされていますかということにはなかなかにくく思

います。

○木内(孝)委員 先ほども申し上げましたとおり、私は市場主義万能という立場はございません。弱い方をきちんと助けたりとか、あるいは再分配

ということも非常に重要視はしております。

しかし、日本は、株式市場、資本市場において、いわゆる自由主義経済でないといふ見方をされています。

それで、たがつて東京の市場も活性化しない、だ

ふえないと、そういう問題があつて対日投資がふえているんです。ですから、なかなか対日投資がふえないと、したがつて東京の市場も活性化しない、だ

ふえないと、そういう問題があつて対日投資がふえているんです。ですから、なかなか対日投資がふえないと、したがつて東京の市場も活性化しない、だ

當を支配されることを防止いたしまして、会社の経営の安定と適正な事業運営を確保する、そういう趣旨で設けているものでございます。

○木内(孝)委員 公益性の高いこういう民間会社の扱いというのは、難しい面があるということは承知しております。しかしながら、海外におきましてもこういう通信会社は非常に公益性が高い。国が保有し続けているような海外の事例というものは御存じでしょうか。

</div

すけれども、その過去三年程度の売却状況、今後の売却見込み、土地の価格もまあ上がつておりますので、その状況についてお聞かせいただければと思います。

○飯塚政府参考人 お答え申し上げます。

国として保有する必要のない未利用国有地につきましては、從来から積極的に売却に取り組んでおります。未利用国有地のストックは、その結果、現在大幅に減少しております。また、フローの売却収入も、平成二十二年度までは減少基調で推移してきました。

こうした中で、御質問にございますように直近三カ年の国有地の売却実績でござりますけれども、国家公務員宿舎の削減に伴う跡地等の積極的な売却に努めた結果、二十三年度で七百八十九億円、二十四年度で九百九十六億円、二十五年度で一千二百九十七億円と各年増加しておるところでございます。

今後でございますけれども、税外収入確保の観点から国有地の売却は重要であると認識をしてございまして、今後とも、社会福祉目的などの公的なニーズに対応した定期借地権などの有効活用にも配意しながら、積極的に売却に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○木内(孝)委員 政府資産の売却、統いて、しっかりと申しわけありませんけれども、空港についても、売却状況、あるいは、運営権等の売却等の取り組みの御努力をなさつていると理解しております。

成田空港、中部空港、関空、三つございますけれども、それぞれどのような状況か、お聞かせいただければと思います。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきま

ております。

続きまして、新関西国際空港株式会社につきましては、経営統合法において、株式売却でなく関西空港、伊丹空港の運営権の売却、いわゆるコンセッションを実施するとされておりまして、現

在、銳意手続を進めてございます。

中部国際空港株式会社につきましては、中部国際空港が開港後十年を経過したばかりであり、今後、需要動向を踏まえつつ、同社の長期的な経営計画あるいは財務状況等を見きわめながら、国と地元関係者が協力して経営改善などに向け取り組みを充実させていく必要があることから、現時点においては株式の売却を予定しておりません。

以上でございます。

○木内(孝)委員 関空の運営権、コンセッションの売却は、価格はまだ決まっていないかわかりませ

い。

関空のコンセッションにつきましては、現在、市場関係者といろいろ対話をを行っております。という状況でございますので、売却の値段等は、その辺の、売却の対話にかかわってきますので、お答えを、申しわけございません、差し控えさせていただきます。

○木内(孝)委員 ありがとうございます。手続的には順調に進んでおります。

○木内(孝)委員 ありがとうございます。必ずしも私は株式の売却にこだわっているわけではなくて、こうした形でのコンセッションの販売につきましても評価をさせていただいております。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきま

速道路の売却につきましてはどのような状況か、お聞かせください。

○黒田政府参考人 お答えを申し上げます。

高速道路株式会社の株式についてでございますが、平成十五年十二月二十二日、政府・与党申しあわせにおきまして、「会社は将来、株式の上場を目指すものとし、その時期・方法等については民営化後の経営状況等を見極めた上で、判断する」とされているところでございます。

高速道路株式会社の株式の売却につきましては、高速道路の債務の返済を初めとする経営の状況を見きわめた上で、また、出資をいただいております地方公共団体とも調整しながら検討していくことが必要であると考えております。

○木内(孝)委員 いろいろ御努力いただいてあります。

国際金融センター化は、本当に税制面等いろいろ足かせがある中で、今、短期的、即効性のある実効性のあることをやるには、今申し上げているようなこと、これをほとんど、私は進められないものは何一つないと思つております。全部が

全部ではなかつたとしても、そのうちの二つ三つ進めるだけでも、ああ、大構造改革は進んでいるんだなということで、東京の国際センターとしての機能が強化された、そのような評価をもらえるものだというふうに私は考えております。

法案の中身から一部ずれはあつたかもしれません、お手伝いさんを雇えるようにするとか外国人のお医者様を雇えるようにするとか、そういうのも非常に結構で、丁寧な、大事な作業ではあると思いますけれども、やはり、今これだけの危機的状況の中で、国家戦略特区の中から出てきた法案で金融センターと都市の強化に資するものという

程で二兆円を超えるというような話もございますけれども、最終的な価格は別としまして、それぐらいの価格で売れるということをご存じますので、引き続き御努力いただければと思つております。

また、続いて政府資産の売却ですけれども、高

を全部総合してコメントがあればいただければ存じます。

○石破国務大臣 海外投資が日本経済に占める対

GDPですが、百九十九カ国中百九十六位である

というのは、これは意外と人が知らない話であります。

日本よりも下というのはネパール、アンゴラ、ブルンジだけでありまして、これは一体何なんだということを、やはり私ども、もつと真剣に考えねばならないことだと思つております。

海外からもと投資していただけるようにするためには、いろいろな規制緩和も必要でしよう。

また同時に、我々の側が海外に打つて出て、どうぞ投資してちょうだいねということをどれだけ言つたかというと、甚だ怪しいと思つております。

言つたかというと、甚だ怪しいと思つております。

ですから、高い関税を張つてよそから物を入れず、国内でカルテルみたいなことをやつていたら、産業は一般的にはうまくいかないのであります。

して、これから先、総理が昨年ニューヨークで発言をしたことでもござりますが、いろいろな自治体において、海外に対して、例えば、和歌山県に投資しませんか、京都に投資しませんか、青森県に投資しませんか、そのときになつてみて一体何が足りないのだということは我が事としてわかつてくるだろうと思います。

東京のみならず、いろいろな地域においてうち

に投資してねといふのは、別に今に始まつた話にやなくて、昔から日本に対する投資といふのはなかつたと思います。それは日本が独特的技術なりスキルなりを持つていたということもあります

が、これから先はそれでは通用しないということですので、また委員のいろいろな御見識を賜りました

いと存じます。

○木内(孝)委員 以上で質問を終わります。あり

がとうございました。

○鳩山委員長 次に、小熊慎司君。

昨日も大臣とは、私ながらにはいい議論ができ

たなどいうふうに思つておりますけれども、きよ

うも引き続きよろしくお願ひをいたします。
こういう午後の時間帯になつてきて、だんだん
睡魔に襲われそうな方々もいっぽいいらっしゃ
りますけれども、目の覚めるような議論とまでいく
かどうかわかりませんが、しっかりとやつていき
たいというふうに思つています。

きのうも大臣との質疑の中で話題に出た教育の
部分なんですけれども、違うところ、予算委員会
とかでも地方創生にかかわって、地方創生は雇用
とかでも大事ですが、やはり教育、人づくりこそ地
方創生の根幹だというふうに私は思っています。

教育のあり方、これは、残念ながら、人口の格
差によつて教育条件、また背景の格差も出でし
まつています。

私の地方議員時代も、また国会の中でも、三十
人学級だ、三十五人学級だ、四十人学級だなんと
いう話もあるんですが、大体、山間部の学校はも
うそんな話でもなくて、学校全体で三十人なんだ
とか、そういう状況下にあります。私の地
元からも来ていますけれども、学校全部でこれで
すかと言うと、二十人だとかということがあつた
り、一年で十人だというのもあつたりしてい
く中で、統合もしたりして町や村で努力したとし
ても一学級数名だという状況下も、全国に多々見
受けられるわけであります。

そこで、人材をどう育てるか、非常に大事な地
方創生の観点から、小規模自治体の小規模の学校
において教育をしっかりと担保していくかなきやいけ
ない、質を向上していかなきやいけないといふこと
から、今、現時点でのどのようなものが課題で、
それに対しても取り組んでいるのか、お聞きを
いたします。

○丹羽副大臣 御質問ありがとうございます。

小熊先生の、今ちょうど国会の方も修学旅行の
見学シーザンでございまして、私も子供たちに触
れ合う機会があつて非常にうれしく思います。
小規模学校のさまざまな課題というのを一概に
は言えないというふうに思いますが、やはり、学

校運営上の問題といたしましては、例えば、クラ
スがえがきずに入間関係が固定化してしまって
か、また集団行事、大きな運動会を開催できない
とか、あとは部活動の種類が限られてきたり、さ
らには授業で多様な考え方を引き出しにくくと
か、さまざま課題も生じているというふうに
思つております。

そういった中で、今後、小規模学校を統廃合す
るに当たり、やはり地方創生においても、学校が
核としてその地域に対しどのようなコミュニニ
ティーをつくっていくかということ、これが本当
に大きな問題であるというふうに考えておりま
す。

○小熊委員 課題は、今言われたとおりです。私
も町の教育長と学校の先生としゃべると、今
言つた、クラスがえができなくて競争性がなくな
る。

そういううちつちやい中学校、小学校が来たら、
本当に純朴なのでいいですねと言つたら、小熊さ
ん、それはいいんだけど、こういう子たちは
社会に出てたときにちょっと弱いんだ、ちゃんとす
る子もいるけれども、やはりなかなか臆てしま
う子供たちになる。

別にマンモス校じゃなくても、文科省も標準規
模は十二学級と言つていますけれども、小学校で
あれば二クラス、中学であれば四クラスですか
ね、というところが理想なんでしょう。そういう
ところで、クラスがえがあつたり、いろいろな多
様な人間関係の中で学んでいくものも多い。ま
た、学校の教員配置においても、少なくともいろ
いろな幅ができるから、それが制限され
しまうという中では、やはりある程度の規模が欲
しい。

ここで、私はちょっと文科省で検討していただ
きたいのは、私は小学校のときは十二学級だった
んです。二クラスで六年生までありました。中学
校へ行つたら、四つの小学校が集まって、一つの
町で一つの中学校でしたけれども、九学級です。

十二学級以下と一くくりに言えないと思うんです
が、もうちょっと細かくやつて、市町村に対して
の教育のあり方というのをしっかりと支えていくと
いうことをしていかなきやいけないと思うんで
す。

特に、十二学級以下なんというのは地方に行つ
たら多いですよ、一つの学校。そういうきめ細か
な視点と、それにに対する施策も反映できません
から。そういうふうに、ちょっと十二学級以下の
ところをもう少し細かく割り振りをして、視点を
持つということに対してはどうでしようか。

○丹羽副大臣 ありがとうございます。お答えさ
せていただきます。
十二学級以下、いわゆる小規模校を活性化させ
るために、小規模という特性を最大限生かす方
法もあるというふうに思つております。課題をで
きる限り緩和する方策を講じる必要もあるという
ふうに思つております。

ことし一月に策定いたしました公立小学校・中
学校の適正規模・適正配置等に関する手引におき
まして、小規模の特性を生かす観点から、個別指
導や繰り返し指導の徹底、学校全体での年齢の違
う子供たちの協働学習の実施、さらには総合的な
学習等における個人課題の特定、また地域との密
接なつながりを生かした特別な教育課程の編成な
ど、さまざまな工夫をやさせていただいておりま
すが、さらに、やはりこれからICTを活用し
た授業等も活用できるかなというふうに考えてお
ります。

○小熊委員 丹羽副大臣は眞面目だから。役所の
つづつたトーキングペーパーはどうでもいいんで
すけれども。

十二学級以下もいろいろなのがあるでしょう、
いろいろなカテーテライズをしなきやいけないん
じやないんですか。十二学級以下一くくりでも、
さつき言つたとおり、一学年一学級で三つでも十
二学級以下、二クラスずつでも十二学級以下、三
三学年で六学級の場合、あと三学級の場合、二クラスで
十二学級以上十八学級以下とか大くくりではなく
て、もうちょっと細かくやつて、市町村に対しても
の教育のあり方というのをしっかりと支えていくと
いうことをしていかなきやいけないと思うんで
す。

○丹羽副大臣 繰り返しになるかもしれませんけ
れども、小中一貫教育の導入により一定規模の集
団規模の確保、委員おつしやるよう、いろいろ
な規模の十二学級というのがあるというふうに考
えております。そういう中で、規模を、無理に
統合せたりすることも、もちろん地域の自治体
の財政力等もございますけれども、そういうた觀
点からも、やはりその地域に即した学校規模をつ
くつしていくことが大事かなというふうに思いま
す。

○小熊委員 ちょっと次に進みますけれども、き
のうも石破大臣と広域連携という話が出ました。
これは本当に、小規模自治体、これからいろいろ
な分野で広域連携していくかなきやいけないと思
います。

既にもう昔から、消防とかごみ処理とか、新た
な時代になつて介護保険とかも広域でやつて、いた
りしますけれども、今言つたように、本当に、自
治体の判断もあるんですけど、町の中、村の中、統合
して、教育が大事だ、地方創生が大事だという中
で、これはやはりちょっと酷な話です。
うちの田舎でも、Iターン、Uターン、Jターン
を促進していく、結局、二十組ぐらい来た家族
が、五年たつたら一組しかいなくなつたという話
があつて、雪深いところですから、やはり雪でだ
めなんですかねと地元の人間に聞いたら、教育だと
言うわけです。

さつき、これまでの質疑の中で海士町の取り組みがいろいろ出ていますけれども、あれも、雇用の話が出ていますが、やはり教育の部分もしっかりと町としてやっていたから若者が安心して行くわけですよ。

私も地元の人としゃべっていて、複式学級によるような地域にはやはり住みたくない。例えば私の出身の喜多方市でも、そういうところだって町中に出てしまふ、そういう傾向があるというふうなっていますから。

学校のあり方というのは、人を呼び込む、人を戻してくる、若者を定着させていく、そこで安心して子供を産み育てていく中においては、本当にこれは、確かに学校が地域からなくなると大変なことになるんすけれども、でも、学校は、一番の目的は子供たちの教育のためですか。ということを考えれば、大臣は広域的な視点ときのう言われましたけれども、教育の分野においても、近隣町村でまあまあの規模をつくつていくという選択肢も選べるように制度的に検討しないきやいけないんじゃないですか。そうした考え方についてどうでしょうか。強制ではなく、選択肢として用意しておくということです。

○丹羽副大臣 小熊先生の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申しました、小規模の学校に対しても、さまざまな工夫の中で、例えば小規模校支援のための教員の加配、さらには、スクールバスを活用した、学校の子供たちの安心と安全につなげていく、これは、スクールバスというのはもちろん山間地なんですが、島とか離れたところにおいては

間違つておられます。小規模校だから

のほほんとする教育だけじゃなくて、やはりしっかりとした教育を、教育の質を高めていく、そういったモデル事業も生かしながら、支援の充実を図つしていく予算も文部科学省としてはしっかり取入れていきたいと考えます。

ですから、直接のお答えを申し上げれば、市町

○小熊委員 今やつてることは、それはいいんです。ただ、どうしても、現場の声を聞いても、やはり地域の人たち、親御さんの声を聞いても、やはり町としてやつていたから若者が安心して行くわけですね。それは小規模校に対する支えであつて、量の解決にならないんですね。どうしてもやはり、規模があるがゆえに達成される条件というのがあるわけです。ですから、今的小規模校に対する支援は、それはそれでいいんですけども、一つの選択肢として、広域的な連携のもとに小中学校を運営するという選択肢も検討すべきじゃないですか。

大臣、きのう、広域連携はいろいろなことで大

事だと言つていますから、こういう教育の分野においての広域連携というのは、大臣はどういう見解を持つていますか。

○石破国務大臣 これは今副大臣からくる答弁が

あつたとおりでございますが、今の制度でも、当

然、市町村を越えた学校の運営というのはござい

ます。平成の大合併前ですが、私の選挙区でも、

三つの町村が一つの学校を運営いたしておりまし

た。

ただ、私、教育の問題は余り存じ上げないので

すが、では、どの辺が適正なのかねというのは難

しくて、少なければ少ないほどいいのかといふ

と、それでもあるまい、多ければ多いほどいい

のかなどと、そうでもあるまい。

もう一つ、これは確かにこととして言えるの

は、地域から学校がなくなっちゃうと、かなりそ

の地域の衰退にドライブがかかりますので、やは

り、学校というものを残していくながら、どう

形に押しつける必要はないと思います。ただ、政

治はやはり選択をしっかりと用意して、との選択

はそれです。でも、今、こういう山間部、過

疎地域においては選択肢が限られていますから、

選択肢をきつちり用意していくことの方向

性で、ぜひ多様な教育の機会が得られるような制

度、支援体制をつくついていただきたいというふう

に思つてあります。

地方創生においての人づくりというのは本当に

ありますし、若い人たちが地方に定着するあり得るし、そういうことも思考していくのは当然だと思います。ただ、どうして、現場の声を聞いても、やはり事なことだと思つております。

○小熊委員 今大臣が言つていた方向性、これはまたしつかり、それは選択肢の一つ、選択するの

は結局地域ですから。

大臣の言つた、確かに、地域からなる、さ

らに拍車がかかるということなんですが、でも、

私は、大臣は易しく言い過ぎているなと思いま

す。現状は、日本全体が人口が減つっていくので、

もう一回そこへ戻ってきて、そこに移住者がふえ

て、複式学級の学校がまた普通の学校に戻るなん

ていうぐらいの時間が残されているとは思いませ

ん。逆に、そういう複式学級の状況をつくるから

こそさらにどんどん人が出ていくつてしまふとい

うことで、これが一年、二年で解決できる問題では

ありませんから。

本当に、学校がなくなるとさらに拍車がかかることで、これをふやして戻そうといふこともなかなか、現

実難しいというのも一つの側面です。

一番は、今言つたとおり、地域の活性化のため

に学校があるのではないです、子供たちの教育

がどうあるべきかです。その視点だけ第一義に

置いて、その上で、本当に、地方で人をどう育て

ているか、安心して納得のいく教育が確立される

ということが経過して、若い人たちが出ていかな

い、戻つてくる、定住をするということになると

思います。

私は、一つの制度に縛る必要はないし、一つの

形に押しつける必要はないと思います。ただ、政

治はやはり選択をしっかりと用意して、との選択

はそれです。でも、今、こういう山間部、過

疎地域においては選択肢が限られていますから、

選択肢をきつちり用意していくことの方向

性で、ぜひ多様な教育の機会が得られるような制

度、支援体制をつくついていただきたいというふう

に思つてあります。

そういう意味では、これは全てが魔法のつえだ

とはいませんけれども、補助金に頼らない、そ

ういう行政に頼らない地方活性化というのは、私

はやはり一番本来的なあり方かなというふうに思つています。

まず、「やねだん」、大臣も行かれたわけでありますから、こうした補助金に頼らない地方創生についての御見解をお伺いいたします。

○石破国務大臣 鹿児島県鹿屋市 の柳谷集落、通称「やねだん」、これはぜひ一人でも多くの方がごらんになるべきものだと思います。

そこで、ここでの自治公民館長として地域再生に大きな役割を果たされた豊重さんという方の言葉を一言で言つちやえば、補助金をもらえば地域がだめになる。これはばつと言つていきました。

サツマイモを植えるところから始め、焼酎をつくり、土着菌で、周りに与える影響の非常に少ない畜産を営み、今はトウガラシをつくってみたいなどとあります。そこにおいて、補助金というのは一円ももらっていない。そうであるがゆえに、その地域は、行つてみればわかります、委員が先ほどおっしゃっているような、子供がとにかくいっぽい出でてくる。

昔はこういう地域ばかりだったと思います。私は委員より少し年は上なのですが、自分が育った地域のことを考えてみると、お祭りにいっぱい子供たちが集まつて楽しかったことを今でもあります。りと思い出しますが、こんな地域は日本国じゅうにあつたのに、何でこんなことになつちやつたのだということは、やはり、そこにおいて、今の言葉で言えば、KPIも設定せず、PDCAサイクルも回さず、補助金が切れたらもうおしまいよというような経営をあちらこちらでやつてきたのではないかと、ふうに思います。

他方、では、島根県の隠岐諸島の中ノ島、あそこのカキの取り組みを見ると、最初の取り組みだけは補助金をもらつてやつっている。それは、岩ガキというもののを養殖し、それが一年たつても一年たつても生とほとんど同じ鮮度を持つて味わえるというのは、セルズ・アライブ・システム、CALSシステムというのは非常に高いものだつたので、最初の導入だけは補助金を使つた。しかししながら、その後、それをいかにしてビジネスするかというののはきちつと考へている。

だから、補助金が全部だめだと言うつもりはありません。また、PPPとかPFIの使い方もあります。補助金全て悪なのではなくて、それが切られたら、はい、おしまいよなのか、それを使つてどうやってビジネスを開拓するのかということには、歴然たる差があると思います。

○小熊委員まさにそのとおりなんです。きょうはちょっと距離が遠いんですけども、中身はちゃんと近くなっていますから。

今私も言おうとしたのは、補助金もそうなんですよ。滑走路としての補助金というのは、私もありだと思います。でも、今言ったとおり、私も秘書をやって、逆に陳情を受けていて、地方議員になつて陳情する側になつて、こんなことをしたつて決してよくならないなと。補助金が切れれば終わってしまうということの方が、定量的に調べているわけではありませんが、数多く見てています。

今回の地方創生についても、私は元の首長さんたちとしゃべると、それは政府のことを悪く言つているんじゃないんです、ちょっと将来不安だと言つんですね。その予算がなくなるのであれば手をつけられない。発想が補助金前提で、その補助金を使ってデータオフしようということでもないわけです。

本来的な補助金のあり方というのは、私は、滑走路で、そこから後は自立していくというのが理想だと思いますし、まあ、本当にできるのは、補助金もなしで最初からやれちゃうというのも必要だと思います。

だから、そういう意味では、過去の補助金というのも、大臣も今いみじくもおつしやつたところ、切れたら終わってしまうというのも、失敗事例が累々としてあるわけですよ。これはやはりもう一回立ち返つて見ていいかなきやいけない。

残念ながら、私の地元の首長さんたちも、補助金が切れたらなくなるから不安だという、まだそういう中央集権志向、お上志向がしみついたやつでいるので、こうした意識改革から、やらなきやいけないというふうには思います。

内閣府の出している、東京圏への一極集中に関する論点ペーパーでも、国民意識の改革の観点というところがあるんですが、でも、そういうところは書いていないんですね、国民意識の改革は必要だということで項目は立てているんですけどけれども。

こうした、他人任せ、他力本願思考というのを変えていくこと、精神的なものというのは非常に難しいですけれども、これはやはりやっていかなきやいけないですし、今大臣おっしゃったように、「やねだん」みたいなところに行くというのも一つの意識改革にもなってくるというふうに思います。ここが本当に地方創生の、まさに自治体、地域の人たちの発想の転換をまずする、そこから始めないと、いろいろな制度をいじっても、結局は魂は入っていないなどいうのは大臣も重々承知だと思います。

そういう意味でも、地方に光をなんということことで地方創生じゃなくて、まさに、抽象的な表現なんですねけれども、俺たちが光になるんだというところからの意識、言葉遣いからも変えていくというのが私は必要だというふうに思います。

民間での成功例とかというのは、これは官の人たちは情報収集がなかなかできにくいと思うんですね、官からお金が流れていませんから。ですかね、今回この質問立てをしたのは、大臣はこの意識はしっかりとおられるとわかつていましたけれども、情報収集がとりにくくと思うんですね、民間でやっていることですから。こういう民間での成功事例は超有名にならないとわからない。でも、見たら、意外と民間活力でやっていたたというのはごろごろあると思うんです。

省庁の方も、自分で補助金を出してから報告書は見ますから、そういうデータはたくさん見ているとは思いますけれども、民間だけで完結してしまっている地方活性化のいろいろな成功事例というのは、意識して集めないとダメだというふうに思っていますので、ぜひそういうところの、補助金に頼っていないで成功しているというのを、情報収

集にぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

また、この失敗事例もしっかりと、今もコンパクトシティーというのに取り組んでいますけれども、ちょうど私も地方議員のときに、富山何だかと成功事例はあつたんですけど、思い出してみると、同じころ言われたのは、東北では青森がつたんですよ。これも失敗しちゃっているわけですよ。今赤字で大変になつてます。やはり、失敗から学ぶということもありますから、しっかりとその情報収集というのはやつていかなきやいけないなというふうに思っています。

時間があれなんで、次に移ります。

地方創生、先ほど民主党の階議員も東日本大震災の中での地方創生を語りました。小泉政務官が復興から地方創生と言つたんですけど、ちょうど起きた年に、縁があつて、元官房副長官の上野公成さんの勉強会に行つたら、阪神・淡路大地震災当時の国土事務次官の三井さんという方の勉強会に参加することができて、勉強会が終わつた後ちょっと二人きりでお話しする時間があつたので聞いていたら、とにかく阪神・淡路の成功体験を生かせるものもあるから、これはしっかりと勉強して何かあれば相談に乗りりますよ、ただ最大違う点がある、都市の災害と地方の災害だ、復旧復興といふけれども、復興どころか復旧に持つていくまでだってこれはなかなか大変だよ、過疎化が進むむどということをその当時から三井さんはおつしやつていました。

結果として、今そうなつています、仙台は別ですかれども、あと、福島県のいわき市も、ちょっと異様な状況なんですが、原発事故がなくとも、三陸とか宮城県のさまざまなお周辺町村というのは進んでいます。そういう震災のハンディを負いながら、その中でまた地方創生も果たしていくべきやいけないという意味では、ほかの災害地でない地域とはボテンシャルの違いが出ています。

そういう意味では、復興政策はありますけれども、ちょうど私も地方議員のときに、富山何だかと成功事例はあつたんですけど、思い出してみると、同じころ言われたのは、東北では青森がつたんですよ。これも失敗しちゃっているわけですよ。今赤字で大変になつてます。やはり、失敗から学ぶということもありますから、しっかりとその情報収集というのはやつていかなきやいけないなというふうに思っています。

も、まさに地方創生という観点でも人口流出が加速しているわけです、ほかの地域よりは。今、人口減少の中でも、進化していくところが面白い。

○石破国務大臣　これは竹下大臣あるいは小泉政務官からお答えるべきことだと思いますが、それは、復旧で同じものをつくっても多分ダメなんですね。どう思っています。

復興政策があるじゃないかと。それでももう少し掘りしていくべきやいけないというふうに思うんですけれども、大臣、その辺は、ちょっと雑駁なあわせでいい。より強く人口流出対策をしないと、ほかの中間地域とか人口流出地域と同じことをやってみたままでいるわけですね。

たがり、自分たちの三田、和洋異党的政調会長をして、
したが、これを新しい日本のモデルにするんだ、ということ
復旧ではなくて、復興というのは、農山漁村であ
り、あるいは過疎地域であり、日本国こうあるべ
しというモデルをここにつくるんだ、ということ
で、当時の菅政権、あるいはその後の野田政権と
もいろいろな議論をさせていただきました。そうち
いうようなつもりで私どもは取り組んできました。そうち
し、政権をお預かりするようになつてからもそうち
であります。

と同時に、これから先、福島の場合には特に発被害がござりますもので、これから十年先、二十年先に、雇用はどうなる、土地の値段はどうなるというふうに直面せざるを得ない。どんなに高い理想を掲げてみたところで、原発がそんなに簡単に収束するはずもないでしよう、雇用が回復するはずもないでしようといふところに政府としては何らかの決断を示していかないと、かえつて時間が過ぎるばかりで、その地域にとつても、人々が思つております。

ですから、新しいモデルを示すというときに、そこに、どういう人たちがそういう状況、全く今までと違う状況、例えば漁業にしてもそうです、

農業にしてもそうです、全く新しいモデルに賛同して一緒にやろうねという人たちをどれだけくるか、そんなものにはとてもついていけないという人たちに對してどうするかということでなければ、新しい日本の姿を描くことはできないといふ、一種、何か非情な部分を含みますけれども、そういうことでなければ新しい日本を被災地から展開することはできなかつたのです。

そして、新しい日本をつくつていかなければ、被災において命をなくされた方、あるいは多くの傷を負われた方々に対して申しわけないのではなかという思いを、私は発災以来ずっと抱き続けているところです。

私のところは会津ですから、百四十七年前、戊辰戦争からもしっかりと立ち上がった。でも、そこはやはり、日新館の流れをくむ教育 人を育てるという風土が日本の中でも本当にピカ一で残っているというふうに私は思っています。

そういう意味でも、先ほど冒頭の質問のとおり、しっかりと人づくりをしていく、そして自分自身たちが光となっていく、自立をしていく、まさにその精神で私も頑張っていきたいと思いますので、また引き続き議論をよろしくお願ひいたしま

○鳩山委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後二時四十七分休憩
以上です。

○鳩山委員長 午後三時五十六分開議
休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。宮本岳志君。
○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。
前回質問で取り上げた大阪における住民投票
は、約七十七万五千対六十九万五千と一万票余りの

差で反対が勝利し、大阪市の廃止分割は辛うじて
食いとめられました。

私は、この住民投票で示された大阪市民の皆さんの良識と、大阪市を守れという一点での党派や立場を超えた共同に、心から敬意を表したいと思います。

同時に、投票率は六六・八三%と、有権者の三人に一人が投票に参加をいたしました。この住民投票の実施に至る経緯については到底賛成できるものではありませんが、百四十万人を超える市民が、百二十六年の歴史と伝統がある豊かな文化を育んできた大阪市を本当になくしていいのかと一
人一人市民が真剣に考えた結果が高い投票率にあらわれたと思います。これは、賛成、反対いずれに投票したかにかかわらず、大阪市民にとって、

自分たちの町の未来をみすから運び取る 治の担い手としての行動だつたと思います。
そこで、大臣にお伺いするんですが、ここにこそ、都市部、中山間地を問わず、町を再生、創生する力があるのではないかと私は思います、いかがでしょうか。

さきの統一地方選挙で、極めて投票率が低かった。同時に無投票あるいは定員割れみたいなことが起こった。地方の自治あるいは地方の政治に国民は無関心だという話ですが、決してそうではないのだということをございます。

ですから、今回の地方創生もそうですが、いろいろなお立場はありますかと思ひますが、本当に住民の方々に論点をわかりやすく提示すれば、必ず

○宮本(岳)委員 大臣は、前回の私の質問でも、統治機構を変えれば全部がバラ色になるということであつて、このような形で住民の方々、主権者の方々がきちんととした意思を表示されるということは、私どもの方も、いかにして論点を提示するかといふことについて大きな示唆を含むものだつたと思っております。

うな錯覚に陥つてはならないという答弁をされました。私ももちろん同感でありますけれども、私

論」というものについて深く考えさせられました。統治機構改革というわけですねけれども、なるほど、統治する側は、「重行政」だとか、効率がよいとか悪いとか、いろいろ言うわけです。しかし、そもそも、人は統治されるために生まれてきました。統治する側は、そこには住んでいたわけではありません。統治されるためにそこに住んでいるわけでもありません。統治の都合などとは、関係なくそこに生まれ、そこに育つたわけあります。暮らしているわけであります。だから、統治する者の、統治する側の都合で、こうした方がいいとか、ああした方が効率的だ、こう言うわけですかけれども、それは少し違うのではないかとい

うことを強く感じました。
そうではなくて、やはり、そこに生きる人の暮らしをどう支えるか、そこの人々の住民としての主体的な力をどう發揮してもらうか、これこそまさに地方自治の本旨の内容だというふうに実感するわけですが、大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

ですから、私の理解が浅薄なせいかもしませんが、住民に身近な自治体でいろいろなことを解決すべきだというのは、原則論としてはそのとおりでござります。一方において、二重行政の打破というか弊害除去という論点があつて、それと統治機構がどのように関係するのかということがうまく議論としてかみ合つていなかつたのがないつ感じがいたしております。

すなわち、大阪府という大きな自治体を廃して特別区をつくるのです、その区長さんは住民が選ぶのです、そしてまた議員も住民が選ぶので

す、それはそうでしょう。そうすると、では、大阪府との間の一重行政は生じないのかといえば、それはそんなことはないはずだと私は思うのですね。

そういうようないろいろな素朴な疑問というものがあつて、統治機構さえ変えれば何でも魔法のように解決するわけではないということにどう応えるか、それはやはり住民の意識であり、そしてまた自治体を運営する者の意識の問題であつて、統治機構が必ず論理必然的にそういうような問題を解決するわけではありません。

○宮本(岳)委員 そういう意味では、賛成に投じられた方も七十万人近くおられた。つまり、今ままでの大阪市に対する不満というものは非常に高く、よくしようではないか、こう訴えてきたわけですね。

ですから、私たちは、大阪市はなくすのではないか、から、本当に、今度の住民投票で賛成も反対も組んでいかなければならぬといふうに思つております。

それで、住民投票の結果、大阪都構想というものはひとまず終止符が打たれました。しかし、私は、大阪からこういう議論が出てくる背景といふことを考えたときに、総務省を初め政府がこの一貫して進めてきた自治体政策があるのでないかといふことをさよは議論せざるを得ないんです。

石破大臣は、昨日、我が党の田村貴昭議員の質問に答えて、こういう制度があるから地域がそれに合わかるのではなく、そこの地域に合わせて制度を組み立てる逆の発想が地方創生には必要だ、こう答弁をされました。

しかし、今まで政府がやつてきたことはどうだつたか。

例えば、今回の連携中枢都市構想の土台になつているのは、言うまでもなく、総務省が打ち出した地方中枢拠点都市構想と定住自立構想であります。そして、これらは、その前に進められました。いわゆる平成の大合併の結果とその総括をを受けたものにはなりません。

二〇〇〇年に、当時の与党であった自民党、公明党、保守党的与党行財政改革推進協議会において、「基礎的自治体の強化の視点で、市町村合併後の自治体数を千を目指す」との方針が打ち出されますと、税制の優遇から合併特例債による誘導、住民投票まで導入して大々的に市町村合併を進められました。二〇〇五年以降は、合併特例法までつくり、国や都道府県の関与のもと一層強力に推進をされました。

そこに追い打ちをかけたのが小泉内閣の三位一体の改革であります。地方交付税を二〇〇四年から二〇〇六年の三年間で約五兆円も削減するといふもので、これが自治体に対するいわばおどしの効果を持ちました。

先ほどの合併特例債に代表される手厚い財政措置の期限が二〇〇五年度までの合併となつていたこともあって、駆け込み合併と言われる雪崩現象が生じまして、その結果、一九九九年三月に三千二百三十二あつた市町村は、二〇一〇年三月には七百三十へとほぼ半減をしたわけであります。

以上が、総務省が二〇一〇年三月五日に平成の合併についての総括として取りまとめた「平成の合併について」に書かれた内容でありますけれども、総務省に聞きますが、この報告書の四ページでは、総務省自身が「財政的な理由で合併を選択する市町村が多かつたと考えられる」と述べておりますが、事実でありますね。

○佐々木政府参考人 お答えを申し上げます。

市町村合併の背景としてはいろいろなことがござりますけれども、財政措置がいろいろと講じられたといふこともござりますし、また、財政状況が非常に厳しかったといふことも一つの背景にあつたといふうに考えてございます。

○宮本(岳)委員 そのように分析をしておりま

す。

その上で、この文書では十ページで平成の大合併の評価を行つております。そこでは、行政側の評価と住民側の評価が必ずしも同じものとはならないことを指摘するとともに、全国町村会が二〇〇〇

八年十月にまとめた「平成の合併」をめぐる実態と評価にも触れております。

そこで、総務省に紹介していただきたいんですが、住民の反応はどうだと言つておられるか、また全国町村委会の評価はどうだったか、お答えください。

○佐々木政府参考人 委員御紹介いただきたいんですが、「平成の合併」についてにおきましては、まず住民の反応につきましてでござりますが、「合併して悪くなつた」と思はない、「良いとも悪いとも言えない」といった声が多く、「合併して良かった」という評価もあるが、相対的には合併に否定的評価がなされている。こういったような記述がござります。

それから、全国町村委会の評価につきましては、平成二十年十月に「平成の合併」をめぐる実態と評価」をまとめておられまして、「平成の合併」についての中では、「その中で、合併によるプラス効果として、「財政支出の削減」「職員の能力向上」を挙げる一方、マイナス効果として、「行政と住民相互の連帯の弱まり」「財政計画との乖離」、周辺部の衰退」を挙げ、「市町村を合併に向かわせたのは、財政問題、国・府県の強力な指導」であり、国の合併推進策の問題点を指摘している。

その上で、今後の市町村の課題として、地域共同社会の実現が必要であるとしている。こういった記載がございます。

○宮本(岳)委員 全国町村委会からも、国の合併推進策の問題点が指摘をされております。まさに大臣が昨日答弁された、制度に地域を合わせるといふような面が批判をされているわけですね。

この平成の大合併について、我が党の塩川鉄也議員が昨年の当委員会で、またことし三月六日の予算委員会で、平成の大合併は失敗だったのではないか、こういう趣旨の質問をしたのに對して、石破大臣は、物事には何でも光と影がある、合併すれば金でだめだということにはならない、合併しなければどうなつていただろうかということ

も考へなければならない、こういう旨の答弁をいました。

しかし、合併しなければどうなつていただけますよ。そのときの理由もこの報告書にはつきり出ていますけれども、人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい財政基盤の確立を目的として進めるんだ、こう言われてきた。そして今、またこの地方創生でけれども、相も変わらず、人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化というのが理由になっている。

まずは、この平成の大合併、潔く失敗をお認めになるべきではないでしょうか、大臣。

○石破国務大臣 それは、合併にもいろいろなスタイルがあつたと思います。

例えば、私の、日本で一番ちつちやな鳥取県を考えてみたときに、三つの町が合併したというパターン、あるいは一つの市と一つの町が合併したというパターン、あるいは一つの市に多くの町村が合併したというパターン、いろいろなものがあります。これは、例えば、似たようなサイズの町、村が三つ合併したというようなところは、いろいろな影の部分というのが余り感じられません。しかしながら、大々的に合併をしてしまつたというようなところは、かなり影の部分というのが出ております。ですから、平成の大合併全てどうやらこうやうという論評はやや正確を欠く。大変失礼な言い方で申しわけありませんが。

どういう合併がよかつたんだろうねというような考え方もあるべきだと思いますし、同時に、合併していろいろな影の部分ができました、あえて弊害と言つてもいいのかもしれません、では、それをもうとにかくそのまま朽ち果てるに任せることで、それがなくて、どうやってそれをカバーするやり方があるだろうかという議論もまたしていかねばならないし、委員の表現をかりれ

ば、そんなのんきなことを言つていらないでということがあります。どういう手だてがあるんだといただきたいと思つております。

私は、農林水産大臣当時に、地域マネジメント法人というものが必要なのではないだろかと。それは例えばJAでありますとか、土地改良がありまるとか、社会福祉協議会でありますとか、あるいは郵便局でありますとか、そういう残っているインフラというものがあるはずであつて、それを地域再生の法人としてNPOも合わせて活用できなかいかという法案を書き始めたんですが、残念ながら政権交代がございまして、まだ実現するに至つております。

地域のいろいろな影の部分を救済するという形のいろいろな考え方、私は地方創生の大きなボイントだというふうに思つております。

○宮本(岳)委員 いや、そうおっしゃるわけですけれども、第二十七次地方制度調査会にいわゆる西尾私案というものを提出して、平成の大合併を先頭に立つて進めてきた西尾勝第三十次地方制度調査会会長御自身が、ことし三月四日の参議院国連の統治機構に関する調査会に参考人として出席されまして、我が党の倉林明子参議院議員に、三位

一体の改革は、結果を見て嘆然とするよう、こんなはずではなかつたといいますか、惨めなる結果に陥つたわけで、大失敗としか言いようがない、こうお話しになりました。

みずから進めた平成の大合併についても、もう少し昭和の合併の経験を踏まえて、編入合併される側の町村の小さな自治の大事にしていくといけなかつたのではないだろうか、余りメリットのない結果に終わつたんじやないかと、これははつきり、国会に出てきて、議事録から私は今紹介したわけですから、こう語つておられます。

大臣なるほど、これからどうするかという議論は大事なんですよ。しかし、そのためにも、今までの平成の大合併と三位一体の改革について

は、やはりますかつた、失敗だつた、まあ西尾さんが、単独町だからもうだめなのさということではあります。が、単独町で残つたところが、いろいろな困難な状況に直面しながらも、そこの町を維持するためには一生懸命やつてゐるという事例も日本国じゅうにございます。

そこはもう、今までのように地方交付税で公共事業もとり行われる、それが、公共事業は激減し、そして三位一体改革によって地方交付税が大幅に減額になつたという事態に直面して初めて、何をしなければならないのかということをみずから考へるようになつた、三位一体改革なり公共事業の削減なりというのは本当にひどいと思つた、自分の町はどうなつてしまふんだということをみを思つた、でも、そこまで来なければ新しく自分たちの町を自分たちでつくり直そうという機運はありました。

私は、今月の初めに、二〇〇五年七月一日に旧浜松市を中心に十二市町村が合併し、二〇〇七年四月には政令指定都市に移行した浜松市を視察しました。

二〇〇二年、浜松市が、浜名湖を取り巻く四市六町に対し、環浜名湖政令指定都市構想を提唱し設置され、二〇〇四年十一月、合併協定書に調印、十二市町村議会で合併関係議案を可決して、浜松市議会で合併協議会を開きました。二〇〇五年四月には、南北約七十三キロ、東西に約五十二キロ、面積千五百十一平方キロメートルという大浜松市となりました。政令市としては日本最大の面積でありますけれども、このうち九百四十四平方キロメートルを占めるのが天竜区であります。一市三町一村、長野県の県境までを含む天竜区という広大な区が誕生することになりました。

私は、この天竜区にも入りまして、この目で現場を見てまいりました。合併、政令市移行時の都市ビジョンは、環境と共に生ずるクラスター型政令指定都市、つまり、各地域をブドウの粒のように一つ一つしっかりと残し、それが房となつて新浜松市を形成するというものであります。そのためには、旧自治体ごとの役場が地域センターとな

りますから、全部正しかつたとが開き直るとか、そのようなつもりはございません。全て物事は成功だつたはずはないのであつて、失敗事例に学ぶとともに私は大切なことだと思います。

○宮本(岳)委員 初めてそれでまちづくりを考えたという話であります。先ほどの住民投票だった、そういうところへ追い込まれないと考へて、それでみんなが真剣に考えたわけですよ。ただ、そういうところへ追い込まれないと考へて、やはりみんなそれを、追い込むとかじやなくて、まちづくりを考えいくことが基本だと思います。

私は、今月の初めに、二〇〇五年七月一日に旧浜松市を中心十二市町村が合併し、二〇〇七年四月には政令指定都市に移行した浜松市を視察しました。

二〇〇二年、浜松市が、浜名湖を取り巻く四市六町に対し、環浜名湖政令指定都市構想を提唱し設置され、二〇〇四年十一月、合併協定書に調印、十二市町村議会で合併関係議案を可決して、浜松市議会で合併協議会を開きました。二〇〇五年四月には、南北約七十三キロ、東西に約五十二キロ、面積千五百十一平方キロメートルという大浜松市となりました。政令市としては日本最大の面積でありますけれども、このうち九百四十四平方キロメートルを占めるのが天竜区であります。一市三町一村、長野県の県境までを含む天竜区という広大な区が誕生することになりました。

私は、この天竜区にも入りまして、この目で現場を見てまいりました。合併、政令市移行時の都

域自治法二百二条の四に定める地域自治区という方自治法二百二条の四に定める地域自治区の設置して、それぞれに地域協議会を設置いたしました。

総務省に少し法的な関係をお伺いしますが、地方自治法二百二条の四第一項がございました。が、地方自治法の第二百二条の四第一項がございまして、そこで「市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる」とされているものでございま

す。

○宮本(岳)委員 合併協議会では、地域自治組織、組織内分権、一市多制度を掲げて、新市が目指す都市内分権を推進するには恒久的な制度の導入が必要だとして、設置期間の定めのない、今答弁があつた地方自治法上の地域自治区を設置いたしました。

出発点では、区役所や地域自治センターが区や地域自治区にかかる予算要求を行ふ際には、区指す都市内分権を推進するには恒久的な制度の導入が必要だとして、設置期間の定めのない、今答弁があつた地方自治法上の地域自治区を設置いたしました。

○佐々木政府参考人 地域自治区でございます

が、なぜこのまま投票だつたのかと、そういう認識がなれば前に進まない、今度失敗しない保証がない、こう思うんですが、いかがですか。

おきましては三〇・七〇%の減少、旧龍山村におきましては二九・五三%の減少、旧佐久間町におきましては二四・二八%の減少となつてございま
す。
○宮本(岳)委員 この十年間で軒並み三割前後の激減となつております。

私はこのうち、旧龍山村、旧佐久間町という二つの地域を訪れました。慘たんたる光景であります。地域の自治の担い手となるはずだった地域自治区や地域協議会は各区に集約され、各区役所は市の出先機関となりました。旧市町村単位に置かれた地域自治センターは、協働センターとして公

民館的な役割になつてしまつております。
旧龍山村では龍山郷土文化保存伝習施設という
建物を、旧佐久間町ではさくま郷土遺産保存館と
いう建物を見せてもらいましたが、鍵がかかり、
廃止されておりました。これらの施設は廃止され
る以前はどういう役割を果たしていたか。郷土の
文化遺産を保存し、子供たちや住民に伝承すると
いう役割であります。

龍山郷土文化保存伝習施設には、村が農林業を中心にしてきたこと、時代の流れとともに伝統的文化や歴史的産業文化財が失われようとしていること、こうした状況を踏まえ、龍山村に生まれ育った貴重な生活や産業文化を保存し、展示し、後世に残すために、そして脈々と続いた生活技術の伝承の場とするため、この施設がつくられたという、村長さんの書いた大きな看板が掲げられておりました。それが打ち捨てられている光景に本当に胸が痛みました。

大臣、なぜこんな状況になつていると思われますか。

○石破国務大臣 それは、合併する前は、そういうことがないようにしていろいろな仕組みをつくったのだと思います。それが、浜松市は政令市ですから、天竜区というものができ、旧町村のところには多分支所みたいな形で、今までと遜色のない行政が行われるよう、いろいろな効率化も図りながら、でも遜色ない行政が行われる

ようによく、行政の出先にいる人たちが、実際に動かしてみると、今まで自分たちが選んだ村長さんや町長さん、あるいは議員の方々、そして、すぐ自分たちの身近なところにいる人々が職員となつて働いていたのが、もう町長さんもいません、村長さんもいません、議員さんもいません。

その行政の出先にいる人たちが、あくまで出先でしかなくて、これはさつきの大坂の話と非常に関係するようで、なかなか言い方は難しいのですが、出先でしかなくて、そこにおいていろいろなことを主体的に決めるに至らないというようなことで、そういう最初に企図したこととは異なるよう、行政のいろいろな手立てというか、そういうのが行き届かないような状況が現出をしているのだろうというふうに思つております。

だとするならば、どういう形でそういうのをカバーしていくのかということをまた議論としてしなきゃいけなくて、平成の大合併は失敗であつたので、あれをもとに戻すというような選択肢を私どもは持つております。もし仮にその住民の方々が希望されたとすれば、それなりの地方自治法の手続があるうかと思ひますが、私どもとして、平成の大合併のいろいろな問題を所与のものとしながら、それをどうやって最初に企図したとおりにやつていくかということにも知恵を絞らねばならないことだと思います。

○宮本(岳)委員 私は、現場で実感した、学んだことがあるんですね。こういうふうになる決定的なきつかけとなつたのは、やはり学校がなくなつたことです。

要するに、伝習館というものは、子供たちが授業でここを訪れ、歴史や文化を学習し、伝承する場としてつくれました。そのときまでは、伝えようとして村長さんも看板まで書いた。しかし、肝心の子供がいなくなつたんですよ。龍山村では、村内にあった幼稚園、小学校、中学校の全てが廃園、廃校となつて、近隣のところへ統廃合されたり。子供がいなくなり、学校をなくしたときに、

もはやその町には未来がなくなつたというのがこの村の状況でありました。

私は、時間が来ましたから、なかなか最後まで行きにくいつつですが、この浜松市は、総務省の地方中枢都市圈構想の策定の場となつた基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会、ここが昨年一月に出した報告書でも「先進的な都市における取組等」として取り上げられております。

この報告書、六ページの「①浜松市の事例」の一つ目には何と書いてあるか。総務省お答えいただけますか。

○佐々木政府参考人 総務省の基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会が昨年一月に出しました報告書の六ページの「浜松市の事例」の一つ目のところに、「取り組み中の連携テーマの一つとして、公共施設の適正配置等の共同研究がある。今後、公共施設が一齊に更新時期を迎えることを考えると、地域を越えた公共施設の適正配置が重要な課題である。特に小規模な市町村があらゆる種類の公共施設を維持するのは負担が大きい。市町村間での施設の相互利用の検討も重要である。」こういった記載がござります。

○宮本(岳)委員 やはりこういう議論の上に立て、小規模な市町村があらゆる種類の公共施設を、学校も含めて維持するのは負担が大きいと。とにかく集約化、集中化していくことでの学校までも、未来までも奪われてきたといふきさつがあると思うんですね。

ですから、私は、政府が今進める連携中枢都市圏というもの、あるいは今あなた方が進めようとしているこの進め方というのは、現場へ行くところの現状を生んできている。ですから、やはりしっかりと、それぞれの村や町に住んでいる人たちをどう支え、その力をよみがえらせていくかということを、その町に即して考えることこそ必要だと思うんです。

残された問い合わせはまた次回にやらせていただきますが、最後に大臣の御所見を伺つて、きょうは終わりたいと思います。

○石破国務大臣 私の選舉区の鳥取市というのは、周りの町村をほとんど合併して大鳥取市になつて、政令市ではあります。人口二十万といふうにいつたわけでござります、サイズがちちちやくて恐縮ですが。そこにおいて、村もなになりました、村長さんもいなくなりました、村委会員さんもいなくなりましたというところ、私自身、多分、委員と同じような経験を持つております。ですから、それをどうしたらいいのだろうかということについて、いろいろな方法論があるのだろうと思つております。

ですので、そこへもう一回にぎわいを取り戻したい、どうすればいいんだろうかという方策について、私自身、自分が三十年前に最初にそこを一軒残らず歩いたときのそういう村がなくなつてゐる、人がいなくなつてゐる。それは本当に、胸が締めつけられるというのか泣きたくなるというのか、それを何とかしたいという思いがございます。

ですので、方法論についていろいろやり方を御提示いただいて、私どもも足らざるを学ばせていただきたいたいと思います。

○宮本(岳)委員 ありがとうございました。
終わります。

○鳩山委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党的田村貴昭でございます。

きょうは、地方における雇用の創出、そしてその雇用のあり方にについてまず質問をしたいというふうに思います。

地方から的人口流出をとめて、そして東京への過度な集中を是正するためには、何といつても、地方での雇用の確保が大事であるというふうに思います。地方創生を論議するときの根幹をなす課題であるというふうに考えております。

本委員会でもたびたび石破大臣が紹介されてゐる東京在住者の今後の移住に関する意向調査、この調査では、四割が地方への移住を考えている。五十代男性では五〇・八%、五割の方が移住を考

えて、十代、二十代の割合が四六・七%と比較的高い。若い人々は男女ともこういう数値ですけれども、ここが特徴であります。

しかし、現実はなかなかそろはなりません。それはやはり、地方での雇用の確保の問題があるからであります。

政府が策定したまち・ひと・しごと総合戦略

アクションプランでは、地方への新しい人の流れをつくるためとして、企業の地方拠点強化、企業等における地方採用、就労の拡大が掲げられています。その中で、企業の地方拠点の強化の一環として雇用促進税制の拡充が挙げられていますけれども、これはどのような制度ですか。説明をいただきたいと思います。

○若井政府参考人 お答えを申し上げます。地方における企業の拠点の強化を促進するため、御審議いただいてございます地域再生法の改正案による枠組みを前提に、雇用促進税制の特例を設けることいたしておりますところでございま

具体的には、事務所等の本社機能の移転、新増設を行う計画を企業が策定した場合に、その計画を知事が認定いたしまして、その認定を受けました場合には、原則として從来の雇用促進税制の要件を満たすことを前提に、当該企業全体の雇用増を上限に、計画の対象となつた事務所における雇用者数の前年度比の増加について、一人当たり最大五十万円の税額控除を認めるものでございます。

さらに、その計画、企業の計画でございますが、これが東京二十三区からの移転に係るものである場合には、企業全体そして計画の対象になつた事務所での雇用者数が前年度比で減少している場合を除きまして、当該事務所における雇用者数の計画認定の前年度と比較した増加につきまして、一人当たり三十万円の税額控除を上乗せする制度となつておるところでございます。このいづれの税額控除も、計画認定以後三年間が対象でございます。

○田村(貴)委員 わかりました。

この税額控除制度なんですか。この制度は、正規雇用でなければならないといったような

要件はあるんでしょうか。

○若井政府参考人 お答えを申し上げます。

今般設けることいたしました特例も含めまして、雇用促進税制におきます税額控除の対象となる雇用者につきましては、雇用保険の一般被保険者ということといたしておるところでございま

す。この雇用保険の一般被保険者は、一週間の所定労働時間が二十時間以上であつて、同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれる者でございますので、必ずしも全てが正規、いわゆる正社員ということではございません。

○田村(貴)委員 正規雇用でなくとも一定の労働時間があれば対象となるということです。

これは確認したいというふうに思います。

次に、キャリアアップ助成制度について伺つて

いきたいと思います。

総合戦略では、多様な正社員の普及拡大による

さらなる正社員化の実現を進めるとされ、アクト

シヨンプランでは、地方採用枠の拡大ではキャリ

アアップ助成金で勤務地限定社員制度を導入する

企業に助成するとされています。これを活用した

多様な正社員の普及拡大というの是一体どういう

ことを指すんでしょうか。

コースにある、助成対象となる多様な正社員と

いうのははどういう正社員を想定しているのか、説

明を求めたいと思います。

○勝田政府参考人 お答え申し上げます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして

は、企業等における地方採用、地方における就労

の拡大のため、多様な正社員、育児や介護等の事

情で転勤が難しい方、あるいは地元に定着した仕

事を希望される方、こういった方が地域で正社員

として働くことができる勤務地限定正社員の普及

拡大を図ることとしております。

このため、キャリアアップ助成金におきましては、平成二十七年度から多様な正社員コースを創設いたしました。この中では、有期契約労働者等から勤務地限定正社員等に転換した場合に新たに

助成の対象としてしております。

また、キャリアアップ助成金では、多様な正社員コースの対象としまして、勤務地限定正社員のほか、職務限定正社員あるいは短時間正社員についてもその導入支援を行つておるところでございま

す。

○田村(貴)委員 転勤が条件となつて正社員として働けない人が、勤務地限定でその居住地域で正社員になれるようになります。こういう制度だと思います。しかし、地域限定、そして職務限定という正社員については、負の側面があります。

規制改革会議の雇用ワーキンググループの報告書には、次のようないきたいと思ひます。

種が消失した場合、整理解雇の四要件を適用しつつも、職務や勤務地が限定される点を考慮し、無

限正社員とは異なる判断を行い、解雇を有効と

する判例が多いなどとして、限定正社員イコール

解雇しやすいという見方が示されているわけであ

ります。

そこで、厚生労働省に伺いたいんですけれど

も、地域限定、職務限定の正社員は、従来からあ

る正社員よりも簡単に解雇したりすることができます。

いいものということなんでしょうか。

○大西政府参考人 委員から解雇についての御質問をいただきました。

私も、昨年の七月に、「多様な正社員」の普及・拡大のための有識者懇談会というのを開きました。その際、解雇に関しましても、実態調査や裁判判例の分析結果を踏まえまして、雇用管理上の留意事項を取りまとめたところでございます。

そうした中で、御指摘の整理解雇につきましては、勤務地や職務の限定が明確化されなければ、

労働者やパート労働者といった、現時点において非正規で働いていらっしゃる方々のキャリアアップを行う、そういう取り組みを実施した事業主

に対して助成を行う制度でございます。

このため、先生の御指摘のよう、現在ももう

る裁判例はない、整理解雇法理またはこれに準拠した枠組みで判断する裁判例が多い傾向にある、こういうまとめをしたところでございます。

また、限定期正社員と正社員との賃金格差についても御質問をいたいたところでございます。

多様な正社員といわゆる正社員の双方に不公平感を与えず、またモチベーションを維持するため、多様な正社員といわゆる正社員の間の待遇の均衡、こういったものを図つていただくことが望ましいといううまいに考えておるところでございま

既に正社員の方を勤務地限定正社員に転換するといったような場合については、助成金の対象とはなっていらないものでございます。

私どもとしましては、助成金を活用しまして、一人でも多くの方々が希望に即した働き方で、正社員を希望する方々を非正規社員から正社員へということで進めてまいりたいと思っております。

○田村(貴)委員 わかりました。

冒頭述べた東京在住者の移住に関する調査なんですけれども、移住する上で不安や懸念の項目があります。十代から三十代の若年層は、雇用がないことのほかに、給料が下がる可能性を多く挙げています。

それから、大手就職支援会社のマイナビが行つた就活者に対するアンケートでも、企業選択のボイントの項で、給料のよい会社が三年連続で上昇しています。安定している会社も同様の結果となっています。安定している会社が三年連続で上昇しています。

そこで、石破大臣にお伺いしたいんですけども、先ほど限定正社員の問題に触れたのは、まさにそのことなんです。仕事はある、雇用は確保される、だけれども不安定雇用であつたらこの問題は解決できないんですね。質も重要、量とともに雇用の質也非常に重要なというふうに思うんですけれども、大臣の御所見をお聞かせいただければと思います。

○石破国務大臣 何をもつて質というかですが、やはり安定した就業形態というのは極めて大事なことだと思っております。

限定正社員ということが、例えば地域限定といふことを考えたときに、全国各地に展開する会社が、北海道に行つたかと思えば九州に行き、九州に行つたかと思えば北陸に行きということであれば、それは雇用も安定しない、そしてまた生活も不安定になる、家族のきずなも弱まる。かくて加えて、そこにおける社員のモチベーションというのも下がつていくだろうということで、地域限定の正社員ということに、会社の業績も上がつていく、安定的な雇用も確保できる。

やはり社員のモチベーションというのは非常に大事だと思っていて、限定正社員ということが、ほかの正社員と遜色なく取り扱われるべきものだ

ということになつていかなければいけないと私自身は考えております。厚労省の答弁も大体そういう線ではないかなというふうに思つております。

そのときに、雇用が安定するということ、そして給与がそれなりに高いということ。ただ、そこ

において考えなければならないのは、地方の二十万円は例えば東京の三十万円ですか、そういうこ

とがございますので、それが、いろいろな地域に

よつて差はあります、必ずしも東京本社の賃金

と限定正社員の地方の方の賃金が同一でなければならぬということにはならないと思つております。

これは、労働基準法におきまして、原則一日八時間、週四十時間で、これを超えて働く場合は労使協定が必要であると。この労使協定につ

きましては、時間外労働が一ヶ月四十五時間、一年三百六十時間などの、これは告示の基準でござりますが、これに適合しなければならないといふ

うににされているところでございます。

労働基準監督署におきましては、過重労働の健

康障害を防止するため、月百時間を超えているよ

うな、こういった残業を把握した全ての事業所に

対する監督指導を徹底するとともに、先ほど申し上げた告示の基準の時間を超えている場合には、

その削減に向けた指導を行つてあるところでござります。

また、配置転換についても御質問がございました。

○田村(貴)委員 安定的でそして人間らしい働き

もつけ、そしてそのような暮らしを営めるといふことは、地方に人々が帰つていく上において極め

て重要なファクターだと思います。

しかしながら、そこにおいて、本当に人間らし

いゆとりのある暮らし、やりがいを持つて仕事に

子育ての希望をかなえることにもつながつてしま

ります。

それは、正社員にとつても同じことが言えるわ

けであります。頻繁な転勤や長時間労働が押しつけられてしまつたら、これは労働者にとってみた

るところ

です。

○石破国務大臣 地域限定、職務限定、あるいは勤務時間限定の

メリットとして、短時間勤務や軽勤がない、そ

ういう働きやすさというものが限定正社員のところの

メリットとして言われているわけです。しかし、

その対比として、では正社員はどうなのかと。頻

繁な転勤は当たり前、長時間労働も当たり前、そ

れが正社員の働き方として肯定され、それが限

定の正社員といふことに、会社の業績も上がつ

ていく、安定的な雇用も確保できる。

やはり社員のモチベーションというのは非常

に大事だと思っております。

大事だと思っていて、限定期正社員といふことが、

ほんの正社員と遜色なく取り扱われるべきものだ

ということになつていかなければいけないと私自

身は考えております。厚労省の答弁も大体そうい

う線ではないかなというふうに思つております。

そこで進めてまいりたいと思っております。

○田村(貴)委員 わかりました。

冒頭述べた東京在住者の移住に関する調査なん

ですけれども、移住する上で不安や懸念の項目が

あります。十代から三十代の若年層は、雇用がな

いことのほかに、給料が下がる可能性を多く挙げ

ています。

それから、大手就職支援会社のマイナビが行つ

た就活者に対するアンケートでも、企業選択のボ

イントの項で、給料のよい会社が三年連続で上昇

しています。

そこで、石破大臣にお伺いしたいんですけども

も、先ほど限定正社員の問題に触れたのは、まさ

にそのことなんです。仕事はある、雇用は確保さ

れる、だけれども不安定雇用であつたらこの問題

は解決できないんですね。質も重要、量とともに

雇用の質也非常に重要なというふうに思つます。

○田村(貴)委員 では、企業選択のボイントでござ

ります。

それは、企業選択のボイントでござります。

○石破国務大臣 企業選択のボイントでござります。

は、そういうものはサステナブルではないと私は思います。

○田村(貴)委員 先ほどは意見書の一部を紹介しました。すけれども、やはり労働法制の改悪が大変懸念されます。期間の制限を撤廃して、そして生涯派遣をつくつしていく労働者派遣法の改悪、それから、残業代ゼロの高度プロフェッショナル制度、こうしたやり方に対して、全国、地方から多くの意見書。そして、それはやめるべきだという請願もたくさん寄せられています。

正社員が当たり前の社会、人間らしい働き方ができる、そういうことが可能になつてこそ、雇用があえて、そして安心して地方で働くことができるというふうに思いますし、それがあつてこそ地方が発展していくことを指摘したいというふうに思います。

残った時間で、連携中枢都市圏構想について質問したいと思います。

現在、姫路市・播磨圏域、倉敷市・高梁川流域圏、それから福山市・備後圏域、宮崎市・宮崎広域圏の四つで、中心市の連携中枢都市宣言、都市圏ディジョンの策定、周辺市町村との連携協約の策定が行われています。

私は、四月に、連携中枢都市圏で論議している、連携中枢都市宣言を予定している熊本市との周辺自治体を訪ねて、幹部の方から取り組みについてのお話を聞いてまいりました。その中で、周辺自治体から次のような声が出されました。非常に率直な声です。

なぜ中心市に一億円の普通交付税が交付されるのか、なぜうち一千五百万円の特別交付税なのか。これは国の財政措置を指してのことであります。企業誘致も頑張ってきた。企業が事業拡張などによつてうちの町の人口はふえて、雇用の場も若い層も広がつてきた。それに応じて基盤整備もしつかり行つてきた。自分たちとしても、自治体の経営や企画、そして行政努力をしっかりとやつていると言われました。もっともなことではないかなどと思います。

そこでお伺いしたいんですけれども、自治体の努力の結果、普通交付税は、人口増など、自治体の前進の姿に応じて算定、交付されるのが筋ではあります。

○佐々木政府参考人 お答えをいたします。

連携中枢都市圏としての取り組みのうち、経済成長の牽引、それから高次都市機能の集積、強化というものにつきましては、圏域内の多くの通勤者や通学者が集い、多様な企業、教育、文化活動等が営まれている連携中枢都市を中心取り組みが求められるものと考へております。

また、こうした経済成長の牽引や高次都市機能の集積、強化につきましては、連携中枢都市圏構想推進要綱に基づきまして、連携協約において地域の実情に応じた取り組みを極力広範囲に規定すべきとしているところございまして、また、圏域の四つで、中心市の連携中枢都市宣言、都市圏ディジョンの策定、周辺市町村との連携協約の策定が行われています。

私は、四月に、連携中枢都市圏で論議している、連携中枢都市宣言を予定している熊本市との周辺自治体を訪ねて、幹部の方から取り組みについてのお話を聞いてまいりました。その中で、周辺自治体から次のような声が出されました。非常に率直な声です。

なぜ中心市に一億円の普通交付税が交付されるのか、なぜうち一千五百万円の特別交付税なのか。これは国の財政措置を指してのことであります。企業誘致も頑張ってきた。企業が事業拡張などによつてうちの町の人口はふえて、雇用の場も若い層も広がつてきた。それに応じて基盤整備もしつかり行つてきた。自分たちとしても、自治体の経営や企画、そして行政努力をしっかりとやつていると言われました。もっともなことではないかなどと思います。

○田村(貴)委員 なかなかちょっとわからないところがいっぱいあるんですねけれども、中心市との周辺の自治体、これは主従の関係ではありません。熊本に行つたんですけれども、この当該自治体は非常に元気のある自治体で、熊本市から通勤者が流れてきているというところで、合併にも頼らず頑張つて、非常に自負されておられました。

私は北九州市なんですねけれども、北九州市とその広域圏もこの連携中枢に候補となつていくんじやないか、頑張つていいんじゃないかと思うんですけれども、しかし、政令指定都市の隣町の方が財政力があつたり、あるいは元気なまちづくりをやつしているというようなところもあると思うんですね。ですから、やはりその自治体、自治体の取り組みなんかは非常に尊重されなければいけないというふうに思います。

調査に行ってやはり考え方されたわけなんですけれども、その町の住民自治、行政内容を、よその自治体である中心市が、圏域全体の役割を果たすといつて検証したり検討したりすることについて、非常に違和感を感じていて、その必要経費として二億円の普通交付税をなぜ出すのかといふのは、周辺自治体にとってみたら、まさに疑問となるところではないかというふうに思います。

一方で、圏域としての取り組みのうち、生活関連機能サービスの向上につきましては、連携中枢都市のみならず、連携市町村も積極的に取り組むものでございまして、これは幅広い政策分野から地域の実情に応じた取り組みをそれぞれの市町村が選択をして実施する、こういったことから、各市町村に対しまして特別交付税による財政措置を講じる、こういうことにしてございます。

今ちょっとお話をした中で、石破大臣の御所見を伺いたいというふうに思います。

○石破国務大臣 私は、姫路を中心とする連携中枢都市圏、これの協定が結ばれる日に姫路に参りました。

そこで、いろいろな市長さん、あるいは町長さんがお集まりでしたが、もし仮に姫路市がそういうことをやろうとしたならば、この連携中枢都市圏は熊本にここ一、二ヶ月行つてはおりませんが、先般行つたときにそのように思いました。

ですから、姫路なら姫路、倉敷なら倉敷、熊本なら熊本というところにそういうものを集中するところは全部承知の上で協定に参加をしておるわけですがございまして、そういう御懸念は当たらないと思いますし、そういう御懸念があるようであれば、これ自身が瓦解をするということだと思います。

その他の一切発揮をされなくなるというふうに思つております。それは、協定を結んだときに、そのことは全部承知の上で協定に参加をしておるわけですがございまして、そういう御懸念は当たらないと思いますし、そういう御懸念があるようであれば、これ自身が瓦解をするということだと思います。

○田村(貴)委員 私はすごい懸念を持つております。新たな連携協約の仕組みが導入されました。政府は、国家間の条約のように、対等なものといふように打ち出してそれを述べてこられましたけれども、私は決してそのようなものにはなつていかないというふうに思つていています。

まだ地方創生特は続いていきますので、また議論させていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○鳩山委員長 次回は、来る二十二日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会する」とどし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会

平成二十七年五月二十日

平成二十七年六月五日印刷

平成二十七年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

U